

# 水俣市議会会議録

令和元年6月第3回定例会（6月14日開会）  
（7月3日閉会）

水俣市議会

# 令和元年6月第3回定例会（6月14日招集）会期日程表

（会期 6月14日から7月3日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月14日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	16日	日			市の休日（日曜日）
4	17日	月			議案調査
5	18日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	19日	水			議案調査
7	20日	木			議案調査
8	21日	金			議案調査
9	22日	土			市の休日（土曜日）
10	23日	日			市の休日（日曜日）
11	24日	月			議案調査
12	25日	火	午前9時30分		本会議
13	26日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君、田中睦君、平岡朱君）
14	27日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君、杉迫一樹君、桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
15	28日	金	————	委員会	委員会
16	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	30日	日			市の休日（日曜日）
18	7月1日	月	————	委員会	委員会（予備）
19	2日	火		休 会	議事整理日
20	3日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

令和元年6月14日（金）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開　　会	2
開　　議	2
諸般の報告	2
日程第1　会議録署名議員の指名について	3
日程第2　会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3　議第46号　新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	4
日程第4　議第47号　水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	5
日程第5　議第48号　水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制 定について	6
日程第6　議第49号　令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6
日程第7　議第50号　令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	8
日程第8　議第51号　令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9
日程第9　議第52号　令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	10
日程第10　議第53号　令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	10
日程第11　議第54号　令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	11
提案理由説明	13
散　　会	15

令和元年6月25日（火）　　—— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1

説明のため出席した者	2 - 1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 第6次水俣市総合計画について	3
2 観光振興について	3
3 自発的なまちづくり活動による地域の活性化について	3
4 スクールバスの利活用について	3
市長の答弁	3
○真野頼隆君の再質問	5
市長の答弁	6
○真野頼隆の再々質問	7
市長の答弁	7
産業建設部長の答弁	8
○真野頼隆君の再質問	10
産業建設部長の答弁	11
○真野頼隆君の再々質問	13
産業建設部長の答弁	13
総務企画部長の答弁	13
○真野頼隆君の再質問	14
総務企画部長の答弁	15
市長の答弁	16
○真野頼隆君の発言	16
教育長の答弁	17
○真野頼隆君の再質問	17
教育長の答弁	18
○真野頼隆君の再々質問	18
教育長の答弁	19
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19

1	水俣市環境基本計画の進捗状況と今後について……………	2 - 20
2	道の駅・海の駅の整備事業について……………	20
3	運転免許証自主返納者への支援について……………	20
4	本年4月の統一地方選挙における水俣市議会の女性議員数の躍進について……………	20
	市長の答弁……………	21
○	藤本壽子君の再質問……………	22
	市長の答弁……………	24
○	藤本壽子君の再々質問……………	24
	市長の答弁……………	25
	産業建設部長の答弁……………	25
○	藤本壽子君の再質問……………	26
	産業建設部長の答弁……………	27
○	藤本壽子君の再々質問……………	27
	市長の答弁……………	28
	福祉環境部長の答弁……………	29
○	藤本壽子君の再質問……………	30
	福祉環境部長の答弁……………	31
○	藤本壽子君の再々質問……………	32
	福祉環境部長の答弁……………	32
	総務企画部長の答弁……………	33
○	藤本壽子君の再質問……………	33
	総務企画部長の答弁……………	34
○	藤本壽子君の発言……………	35
休憩・開議……………		35
○	高岡朱美君の質問……………	35
1	国民健康保険の負担軽減について……………	36
2	交通弱者の安全確保について……………	36
3	水俣川河口臨海部振興構想について……………	36
	市長の答弁……………	37
	福祉環境部長の答弁……………	37
○	高岡朱美君の再質問……………	38
	市長の答弁……………	40

休憩・開議	2 - 41
市長の答弁	41
○高岡朱美君の再々質問	41
市長の答弁	42
副市長の答弁	43
○高岡朱美君の再質問	43
副市長の答弁	44
○高岡朱美君の発言	45
市長の答弁	45
○高岡朱美君の再質問	46
市長の答弁	49
休憩・開議	49
○高岡朱美君の再々質問	50
市長の答弁	51
散    会	51

令和元年6月26日（水）      —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開    議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	3
1 新庁舎建設について	3
2 エコパーク水俣及びその周辺の整備について	3
3 スポーツ関連について	3
4 防犯カメラについて	3
5 住民サービスの向上について	4
市長の答弁	4

○小路貴紀君の再質問	3 - 5
市長の答弁	5
○小路貴紀君の再々質問	6
市長の答弁	6
産業建設部長の答弁	7
○小路貴紀君の再質問	8
産業建設部長の答弁	10
○小路貴紀君の発言	11
教育長の答弁	11
○小路貴紀君の再質問	12
教育長の答弁	14
○小路貴紀君の再々質問	15
教育長の答弁	16
福祉環境部長の答弁	16
○小路貴紀君の再質問	16
福祉環境部長の答弁	17
○小路貴紀君の再々質問	17
福祉環境部長の答弁	18
総務企画部長の答弁	19
○小路貴紀君の再質問	19
総務企画部長の答弁	20
○小路貴紀君の発言	20
休憩・開議	20
○田中睦君の質問	21
1 市の財政状況について	21
2 観光振興について	21
3 学校教育問題について	21
市長の答弁	22
○田中睦君の再質問	22
市長の答弁	23
○田中睦君の発言	24
産業建設部長の答弁	24

○田中睦君の再質問	3 - 25
産業建設部長の答弁	26
○田中睦君の再々質問	27
産業建設部長の答弁	27
教育長の答弁	27
○田中睦君の再質問	29
休憩・開議	30
教育長の答弁	30
○田中睦君の再々質問	31
教育長の答弁	32
休憩・会議	33
○平岡朱君の質問	33
1 児童の放課後の居場所について	33
2 高齢者緊急対応支援事業について	33
3 水俣病について	34
市長の答弁	34
休憩・会議	34
福祉環境部長の答弁	34
○平岡朱君の再質問	35
福祉環境部長の答弁	36
○平岡朱君の再々質問	36
福祉環境部長の答弁	37
副市長の答弁	38
○平岡朱君の再質問	39
副市長の答弁	39
○平岡朱君の発言	40
市長の答弁	40
○平岡朱君の再質問	41
市長の答弁	42
○平岡朱君の再々質問	42
市長の答弁	42
散    会	42



出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○牧下恭之君の質問	3
1 高齢者運転免許証返納支援について	3
2 新生児聴覚スクリーニング検査について	4
3 子ども医療費助成事業における現物給付について	4
市長の答弁	5
福祉環境部長の答弁	5
○牧下恭之君の再質問	6
福祉環境部長の答弁	7
○牧下恭之君の再々質問	7
福祉環境部長の答弁	7
副市長の答弁	7
○牧下恭之君の再質問	8
副市長の答弁	9
○牧下恭之君の再々質問	9
副市長の答弁	10
市長の答弁	10
○牧下恭之君の再質問	10
市長の答弁	11
○牧下恭之君の発言	11
休憩・開議	11
○杉迫一樹君の質問	11
1 障がい者雇用について	12
2 バリアフリー(ユニバーサルデザイン)環境整備について	12
3 災害時の安全確保について	12

休憩・開議	4 - 12
市長の答弁	13
○杉迫一樹君の再質問	13
休憩・開議	16
市長の答弁	16
○杉迫一樹君の再々質問	17
市長の答弁	18
福祉環境部長の答弁	18
○杉迫一樹君の再質問	19
休憩・開議	22
総務企画部長の答弁	22
福祉環境部長の答弁	23
○杉迫一樹君の発言	24
総務企画部長の答弁	25
○杉迫一樹君の再質問	25
総務企画部長の答弁	26
○杉迫一樹君の再々質問	27
総務企画部長の答弁	28
休憩・開議	29
○桑原一知君の質問	29
1 子どもたちの安心・安全な教育環境について	29
2 農業の活性化について	29
3 魅力ある商店街づくりについて	30
4 特殊詐欺対策について	30
市長の答弁	30
教育長の答弁	31
○桑原一知君の再質問	31
教育長の答弁	33
福祉環境部長の答弁	33
○桑原一知君の再々質問	33
福祉環境部長の答弁	34
産業建設部長の答弁	35

○桑原一知君の再質問	4 - 36
産業建設部長の答弁	37
○桑原一知君の発言	38
市長の答弁	39
○桑原一知君の再質問	40
市長の答弁	40
○桑原一知君の発言	41
福祉環境部長の答弁	42
○桑原一知君の再質問	43
福祉環境部長の答弁	43
○桑原一知君の発言	43
休憩・開議	44
質 疑	44
日程第2 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	44
日程第3 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	44
日程第4 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制 定について	44
日程第5 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	45
日程第6 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	45
日程第7 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	45
日程第8 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	45
日程第9 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	45
日程第10 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	46
議案上程	46
日程第11 議第55号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	46
議会運営委員長の提案理由説明	47
日程第12 議第56号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	47
日程第13 議第57号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	47
市長の提案理由説明	48
休憩・開議	49

質 疑	4 - 49
委員会付託	50
討 論	50
採 決	50
散 会	50

令和元年7月3日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	2
発言取り消し（藤本壽子君）	2
発言取消申出書	3
諸般の報告	3
日程第1 議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11議第57号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで11件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	10
討 論	10
採 決	10
日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	11
採 決	11
閉会中継続調査申出書	11
議案上程	12
日程第13 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	12
市長の提案理由説明	12
質 疑	13

討 論	5 - 13
採 決	13
議案上程	13
日程第14 議第59号 特別委員会の名称変更について	13
○提出者代表真野頼隆君の提案理由説明	14
質 疑	14
○平岡朱君の質疑	14
○真野頼隆君の答弁	15
○平岡朱君の再質疑	15
○真野頼隆君の答弁	15
○平岡朱君の再々質疑	15
○松本和幸君の答弁	16
○杉迫一樹君の質疑	16
休憩・開議	16
○杉迫一樹君の再質疑	16
○真野頼隆君の答弁	16
○杉迫一樹君の再々質疑	17
○真野頼隆君の答弁	17
○田中睦君の質疑	17
休憩・開議	17
○真野頼隆君の答弁	17
○田中睦君の再質疑	18
休憩・開議	18
○真野頼隆君の答弁	18
○田中睦君の再々質疑	18
○真野頼隆君の答弁	18
討 論	18
○藤本壽子君の反対討論	19
○谷口明弘君の賛成討論	20
○杉迫一樹君の反対討論	23
○高岡朱美君の反対討論	24
○平岡朱君の反対討論	25

○田中睦君の反対討論	5 - 26
採 決	27
閉 会	27

令和元年6月14日

令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年6月14日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和元年6月14日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和元年7月3日午前11時57分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

令和元年6月14日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時12分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）



○議事日程 第1号

令和元年6月14日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第4 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第5 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について
  - 第6 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
  - 第7 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第8 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 第9 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - 第10 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第11 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会 午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和元年第3回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費の報告2件、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越費の報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく水俣市土地開発公社及び株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告各1件、以上5件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成30年度の定期監査並びに平成31年3月分、4月分の一般会計、特別会計等及び平成31年3月分、4月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、岩下福祉環境部長、城山産業建設部長、坂本総務企画部次長、本田産業建設部次長、永田

市長公室長、設楽企画課長、梅下財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において平岡朱議員、牧下恭之議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

### 令和元年6月第3回定例会（6月14日招集）会期日程表

（会期 6月14日から7月3日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月14日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	16日	日			市の休日（日曜日）
4	17日	月			議案調査
5	18日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	19日	水			議案調査
7	20日	木			議案調査
8	21日	金			議案調査
9	22日	土			市の休日（土曜日）
10	23日	日			市の休日（日曜日）
11	24日	月			議案調査
12	25日	火			午前9時30分
13	26日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	27日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	28日	金	————	委員会	委員会
16	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	30日	日			市の休日（日曜日）
18	7月1日	月	————	委員会	委員会（予備）
19	2日	火		休 会	議事整理日

20	3日	水	午前10時	本会議	委員長報告 討論 採決	委員長報告に対する質疑 閉会
----	----	---	-------	-----	----------------	-------------------

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から7月3日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第6 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議第54号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、9件を一括して議題とします。

#### 議第46号

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用料」の次に「(以下「使用料」という。)」を加える。

第7条中「駐車料金」を「使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用料

- |                                             |
|---------------------------------------------|
| ① 駐車時間2時間まで 100円（ただし入庫から30分までは無料）           |
| ② 駐車時間2時間を超え3時間まで 200円                      |
| ③ 駐車時間3時間を超え24時間まで 300円                     |
| ④ 駐車時間が24時間を超える場合は、超過時間に応じ、上記①、②、③の金額を加算する。 |

備考

1 算出した使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

2 駐車できる自動車は、長さ5メートル未満、高さ2.3メートル未満、幅2.5メートル未満とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

新水俣駅東駐車場における使用料を見直すため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第47号

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条を次のように改める。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正等に伴い、災害援護資金の利率の見直し等を行うため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第48号

### 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について

水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

### 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例

水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例（平成12年条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(提案理由)

水俣市まちかど健康塾事業のサービス利用に伴う負担金を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第49号

### 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市一般会計予算」の名称を「令和元年度水俣市一般会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,510,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

### 第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
---	---	-------	-------	---

14 国庫支出金		2,219,350	37,339	2,256,689
	1 国庫負担金	1,712,150	3,143	1,715,293
	2 国庫補助金	501,675	34,196	535,871
15 県支出金		1,384,816	2,737	1,387,553
	1 県負担金	730,946	1,571	732,517
	2 県補助金	567,922	1,500	569,422
	3 委託金	85,948	△334	85,614
19 繰越金		1	23,525	23,526
	1 繰越金	1	23,525	23,526
20 諸収入		487,425	△1,704	485,721
	4 雑入	381,151	△1,704	379,447
21 市債		2,272,900	69,200	2,342,100
	1 市債	2,272,900	69,200	2,342,100
補正されなかった款に係る額		10,015,327		10,015,327
歳 入 合 計		16,379,819	131,097	16,510,916

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		158,092	△3,952	154,140
	1 議会費	158,092	△3,952	154,140
2 総務費		2,140,425	1,637	2,142,062
	1 総務管理費	1,747,742	13,703	1,761,445
	2 徴税费	194,404	△11,125	183,279
	3 戸籍住民基本台帳費	82,569	△1,084	81,485
	4 選挙費	68,619	32	68,651
	6 監査委員費	31,596	111	31,707
3 民生費		5,549,213	17,841	5,567,054
	1 社会福祉費	3,115,901	12,158	3,128,059
	2 児童福祉費	1,901,687	3,538	1,905,225
	3 生活保護費	531,625	2,145	533,770
4 衛生費		2,076,800	△5,029	2,071,771
	1 保健衛生費	356,757	△349	356,408
	2 清掃費	833,502	6,732	840,234
	4 環境対策費	175,642	△11,412	164,230
5 農林水産業費		484,240	2,082	486,322
	1 農業費	232,156	2,282	234,438
	2 林業費	160,192	△200	159,992
	3 水産業費	91,892	0	91,892
6 商工費		783,044	12,014	795,058
	1 商工費	343,615	10,019	353,634
	2 総合経済対策費	439,429	1,995	441,424
7 土木費		1,543,412	△5,762	1,537,650
	2 道路橋りょう費	617,339	△7,597	609,742
	5 都市計画費	589,348	△2,328	587,020
	6 住宅費	280,118	4,163	284,281

8 消防費		570,617	0	570,617
	1 消防費	570,617	0	570,617
9 教育費		1,461,601	112,266	1,573,867
	1 教育総務費	781,819	96,030	877,849
	4 社会教育費	200,787	10,836	211,623
	5 保健体育費	273,012	5,400	278,412
11 公債費		1,602,333	0	1,602,333
	1 公債費	1,602,333	0	1,602,333
補正されなかった款に係る額		10,042		10,042
歳 出 合 計		16,379,819	131,097	16,510,916

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
9 教育費	1 教育総務費	小中学校施設耐震化推進事業	千円 49,549
		小中学校施設整備事業	39,603

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額		利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独（一般）事業	千円 88,500				千円 82,100			
過疎対策事業	1,206,900				1,282,500			
補正されなかった事業に係る額	977,500				977,500			
計	2,272,900				2,342,100			

議第50号

令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,155,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計



4 県支出金		3,418,236	289	3,418,525
	1 県補助金	3,418,236	289	3,418,525
6 繰入金		405,054	1,820	406,874
	1 他会計繰入金	251,467	2,500	253,967
	2 基金繰入金	153,587	△680	152,907
8 諸収入		8,927	△3	8,924
	3 雑入	1,476	△3	1,473
補正されなかった款に係る額		321,207		321,207
歳入合計		4,153,424	2,106	4,155,530

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,447	1,817	73,264
	1 総務管理費	32,512	3,676	36,188
	2 徴税費	32,654	△1,859	30,795
5 保健事業費		35,579	289	35,868
	2 特定健康診査等事業費	27,642	289	27,931
補正されなかった款に係る額		4,046,398		4,046,398
歳出合計		4,153,424	2,106	4,155,530

## 議第51号

### 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ413,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		150,754	44	150,798
	1 一般会計繰入金	150,754	44	150,798
補正されなかった款に係る額		262,277		262,277
歳入合計		413,031	44	413,075

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---



1 総務費		412,412	44	412,456
	1 総務管理費	22,438	△1,131	21,307
	2 徴税費	8,886	1,175	10,061
補正されなかった款に係る額		619		619
歳 出 合 計		413,031	44	413,075

## 議第52号

### 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度水俣市介護保険特別会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,621,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 保険料		659,767	△6,287	653,480
	1 介護保険料	659,767	△6,287	653,480
7 繰入金		537,187	2,934	540,121
	1 一般会計繰入金	537,187	2,934	540,121
補正されなかった款に係る額		2,428,312		2,428,312
歳 入 合 計		3,625,266	△3,353	3,621,913

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		79,790	△3,353	76,437
	1 総務管理費	39,017	987	40,004
	2 徴税費	10,266	△4,340	5,926
補正されなかった款に係る額		3,545,476		3,545,476
歳 出 合 計		3,625,266	△3,353	3,621,913

## 議第53号

### 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市公共下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,004,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		515,736	△6,648	509,088
	1 繰入金	515,736	△6,648	509,088
7 市債		182,300	27,600	209,900
	1 市債	182,300	27,600	209,900
補正されなかった款に係る額		285,653		285,653
歳入合計		983,689	20,952	1,004,641

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		329,180	20,952	350,132
	1 公共下水道事業費	329,180	20,952	350,132
2 公債費		653,509	0	653,509
	1 公債費	653,509	0	653,509
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		983,689	20,952	1,004,641

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 168,600				千円 182,500			
過疎対策事業	12,200				26,000			
災害復旧事業	1,500				1,400			
計	182,300				209,900			

議第54号

令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度水俣市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度水俣市水道事業会計予算」とし、元号による年度表示については「令和」に読み替え

るものとする。

第1条 令和元年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和元年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	477,007千円	△120千円	476,887千円
第1項 営業収益	434,765千円	0千円	434,765千円
第2項 営業外収益	42,240千円	△120千円	42,120千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支 出		
第1款 水道事業費	362,899千円	△7,330千円	355,569千円
第1項 営業費用	349,355千円	△7,330千円	342,025千円
第2項 営業外費用	12,542千円	0千円	12,542千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,287千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,030千円」に、「当年度分損益勘定留保資金99,136千円」を「当年度分損益勘定留保資金98,879千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	424,637千円	△257千円	424,380千円
第1項 建設改良費	385,994千円	△257千円	385,737千円
第2項 企業債償還金	37,643千円	0千円	37,643千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条で定めた企業債を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方公営企業 災害復旧事業	千円 16,500	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業 施設整備事業	千円 16,500	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条第1号中、職員給与費「89,132千円」を「81,846千円」に改める。

令和元年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

---

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場における使用料を見直すため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第47号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の利率の見直し等を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第48号水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市まちかど健康塾事業のサービス利用に伴う負担金を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第49号令和元年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,109万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ165億1,091万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、移住定住推進事業、SDGs（エスディーゼーズ）推進事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第6款商工費に、道の駅・海の駅整備事業、物産振興強化事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業、小中学校施設整備事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、小中学校施設耐震化推進事業、小中学校施設整備事業を計上い

たしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業ほか1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第50号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ210万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,553万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動に伴う人件費の増額、第5款保健事業費に特定健康診査等事業費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第51号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,307万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって、調整いたしております。

次に、議第52号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ335万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億2,191万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動に伴う人件費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第53号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,095万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億464万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費に、工事請負費の増額、人事異動に伴う人件費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第54号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を12万円減額して、補正後の収益的収入の額を4億7,688万7,000円に、収益的支出の額を733万円減額して、補正後の収益的支出の額を3億5,556万9,000円に、第4条に定める資本的支出の額を25万7,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億2,438万円とし、第6条に定める企業債に、地方公営企業災害復旧事業を追加し、水道事業施設整備事業を廃止しております。

補正の内容といたしましては、収益的収入には児童手当繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第46号から議第54号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明15日から24日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、25日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により25日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は18日正午まで、議案質疑の通告は25日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時12分 散会

令和元年6月25日

令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月25日（火曜日）

午前9時42分 開議

午後2時28分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）
教育委員会教育総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	



○議事日程 第2号

令和元年6月25日 午前9時42分開議

第1 一般質問

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 真野 頼隆 君 | 1 第6次水俣市総合計画について                    |
|           | 2 観光振興について                          |
|           | 3 自発的なまちづくり活動による地域の活性化について          |
|           | 4 スクールバスの利活用について                    |
| 2 藤本 壽子 君 | 1 水俣市環境基本計画の進捗状況と今後について             |
|           | 2 道の駅・海の駅の整備事業について                  |
|           | 3 運転免許証自主返納者への支援について                |
|           | 4 本年4月の統一地方選挙における水俣市議会の女性議員数の躍進について |
| 3 高岡 朱美 君 | 1 国民健康保険の負担軽減について                   |
|           | 2 交通弱者の安全確保について                     |
|           | 3 水俣川河口臨海部振興構想について                  |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時42分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成31年4月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、原課における答弁の際の説明員として、岩井教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。  
初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。真志会の真野頼隆です。

久しぶりの一般質問になりますので、勘が戻っているのか、また的を射た質問になっているのかちょっと心配なところもありますけども、精いっぱい頑張っていきたいと思います。

それでは、さきの通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思いますので、執行部の明解なる答弁をよろしくお願いいたします。

1、第6次水俣市総合計画について。

①、将来像「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれるまち水俣」をどのように市内外へ広めていくのか。

②、施策の実現には、かなりの財源が必要と考えるが、その財源はどのように措置されるのか。

③、総合計画の推進に向けて、市民、職員、関係団体等に対し、市は何を望むのか。

2、観光振興について。

①、いろんな観光資源があるが、何をどのように進行を進めていくのか。

②、中尾山の公園の整備並びに道路の拡幅をどう進めていくのか。また、中尾山スカイラインの再整備の考えはないか。

③、行政、みなまた観光物産協会、観光関係団体等による話し合いはなされているのか。

3、自発的なまちづくり活動による地域の活性化について。

①、自治会活動の現状と課題をどのように捉えているのか。

②、市内を6ブロックに分けて、第6次水俣市総合計画の説明を行い、その中で地区ごとの課題について、ワークショップ形式で進めていくとあるが、どういうことか。

4、スクールバスの利活用について。

①、スクールバスの使用要件は、どうなっているのか。

②、路線数、台数、利用者数など、運行状況はどうなっているのか。また、土曜、日曜、祭日のときの部活動の送迎はどうなっているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、第6次水俣市総合計画については私から、観光振興については産業建設部長から、自発

的なまちづくり活動による地域の活性化については総務企画部長から、スクールバスの利活用については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、第6次水俣市総合計画について、順次お答えします。

まず、将来像「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」をどのように市内外へ広めていくのかとの御質問にお答えします。

本市の将来都市像実現のためには、市内外に広く周知していく必要があると考えております。具体的な周知方法につきましては、6月からデザインを一新した広報みなまたの表紙やリニューアルした市のホームページのトップ画面に将来都市像を掲載し、市内外に周知を行っているところです。

また、第6次水俣市総合計画の概要版を広報みなまた6月号と一緒に市内全世帯に配布し、市民の皆様に広く周知を図っております。

一方、職員には、名刺やメールの署名欄に将来都市像を積極的に掲載するよう呼びかけております。

今後は、市が使用する封筒や市税の納付書等に将来都市像を掲載するなどして、さらに周知に努めてまいりたいと考えています。

次に、施策の実現にはかなりの財源が必要と考えるが、その財源はどのように措置されるのかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画に掲げる各施策を実現する財源としては、自主財源には限りがあるため、国、県の補助金などを積極的に活用し、財源措置を行っていきたいと考えております。

あわせて、第6次水俣市総合計画の基本目標の6つ目「持続可能な行財政基盤づくり」に掲げておりますように、歳入面においては、市税の収納率の向上やふるさと納税の推進による寄附額の増加、遊休資産の活用など地道な取り組みを継続していくとともに、歳出面においては、事務事業の見直しによる経費の削減、事業のスクラップなど予算編成のたびごとにさらなる見直しを行い、財源を確保していく必要があると考えております。

次に、総合計画の推進に向け、市民、職員、関係団体等に対し市は何を望むのかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画を推進するためには、多様で温かい市民の皆様や長く地域を支えてきた地元企業を初めとした各種関係団体等の皆様のお力添えが欠かせないものと考えております。

市民の皆様や各種関係団体等の皆様におかれましては、市の取り組みやまちづくりに係る各種の施策に関心を持っていただき、地域課題の解決に積極的に参加していただきたいと考えております。

職員には、改革を恐れず、大胆な変革を行いながら総合計画の推進はもとより、水俣市の発展

のため、これまで以上に一生懸命に業務に取り組んでもらいたいと考えております。

市民、各種団体、市役所が一体となって、水俣の有する多くの地域の宝を存分に生かし、結びつけ、調和させながら、子どもから高齢者まで全ての世代が、水俣に生まれてよかった、水俣で暮らしてよかったと実感できるまちづくりを推進し、第6次水俣市総合計画に掲げる「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」の実現に向け、スピード感を持って着実に進めていくことが必要であると考えます。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、将来都市像を市民の目につくところに掲示するということが私は、この第6次水俣市総合計画を進める上ではやっぱり市民に知らしめるということにおいて、非常に大事なことだと思っています。本来ならば、市庁舎に立て看板とかそういう垂れ幕等を設置したり、垂れ幕を下げたりするのがいいと思うんですけども、今の仮庁舎ではちょっと難しいところがございます。

そこで、旧庁舎の横の蘇峰記念館がありますけれども、その横に垂れ幕を掲げるところがありますけれども、あそこに掲示する考えはないかということをもまず質問をさせていただきます。

それと、財源の件なんですけれども、もちろん自主財源には限りがありますし、そういうことで国・県の補助金を積極的に活用されるということだと思っておりますけれども、そのことで歳入面では市税の収納率アップやふるさと納税、あるいは遊休資産の活用、そして歳出面では、事務事業の見直しによる経費削減や事業のスクラップによる予算編成の見直しをすることで財源の確保を行っていきたいという答弁であったかと思っております。

この第6次水俣市総合計画を見ますと、かなり多くの施策が盛り込まれております。そのことから、令和元年度の当初予算規模というのが、これまでで最高額の163億7,981万9,000円という今までにない予算規模になっております。

水俣市もやはり少子高齢化が進んでいまして、やはりこの人口減により市税が多く納められるということは今後ちょっと予想がつきにくいんじゃないかというふうにも思っております。

そして、また高齢化によってそれによる扶助費の増が見込まれると、そういった状況の中で、果たして高岡市長が掲げられる6次の総合計画の中の施策の実現というのは、本当にできるのかというふうに私は財源の問題にちょっと危惧をしているところがあります。そういうときに一番役に立つのが困ったときの財政調整基金が多くあれば、いざというときにはそれを活用することも可能だと思っております。

そこで、現在の財政調整基金残高は幾らなのか。

そしてまた、突発的な災害が発生した場合、その財源はどうされるのかということをも2点、この財源問題では質問をしたいと思っております。

それと、市民、職員、関係団体等に対し、市は何を望むのかという件ですけれども、この市民や関係団体等に対し、市の取り組みやまちづくりに係る施策にまず関心を持っていただき、そして課題解決のために積極的に参加してもらいたいということではありますが、この課題解決のために積極的に参加するということは具体的にどういったことを望まれているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

全部で3点あったと思います。財調と突発的な災害の分は1つということで、お答えをさせていただければと思います。

まず、この将来像を市民の目につくところに掲げるようなことをやってはどうかという御質問だったと思いますが、これは蘇峰記念館横の懸垂幕の掲示場所につきましては、本市が開催するイベントのPRなど、さまざまな目的で懸垂幕を今までも掲示をしております。

蘇峰記念館横への懸垂幕の掲示は、市民の方はもちろんのこと、市外の方に対しても広く本市の将来都市像を周知するために効果があるものと思われまますので、懸垂幕の掲示については、検討していきたいと思っております。

それから、財政調整基金の残高は現在どのぐらいあるのかという御質問でありますけれども、平成30年度の財政調整基金の残高は、約11億8,900万円となっております。

また、その突発的な災害が起きた場合は、財源はどのようにするのかという御質問でございますけれども、災害が起きた場合には、まず財政調整基金で財源を手当てすることとなります。ただし、災害に関しましては、国・県からの負担金や補助金のほか、災害復旧事業債が活用できるなどの財源措置がございます。また、その一方で応急・復旧に係る費用など、一般財源が必要となるものもございます。また、財政調整基金のほか、財政調整に使用できる基金として、減債基金がございます。これが約4億5,200万円の残高がございます。しかし、これらに手をつけていくことがないように、今後、先ほど申されましたように事務事業の見直しや事業のスクラップ、歳入の確保などによる財政健全化を強力に推し進める必要があると考えております。

それから3つ目の御質問ですが、市民団体等にどのように積極的に参加してもらうためには、具体的にどのようなことを行うのかという御質問であったかと思っております。

これは、さまざまな地域課題を解決するためには、行政だけでなく、市民の皆様方お一人お一人が当事者としての意識を持っていただいて、ともに考え、行動していくことが重要であるというふうに考えております。

市の取り組みやまちづくりに係る各種の施策に対する市民の関心を高めるために、市報や市の



ホームページなど、情報提供の媒体のさらなる充実を図るとともに、適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。また、必要に応じて、市民ワークショップの開催やパブリックコメント、市民意識調査などを実施することで、市民の多様な意見等が市政に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

高岡市長が掲げられているこの将来像という「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」、これは、やはり今市民が一番望んでいることではないかと思えます。だんだん人口減少に伴って、若者がだんだん少なくなってきて、だんだん寂しいまちになっていくんじゃないかという、そういうときに、やはり起爆剤といいますか、元気なまち、その水俣をもう一度復活させるためには、やっぱり市長が申されるように、市役所、そして市民、いろんな関係団体、その方たちがやっぱり心一つにして、まちづくりを進めていくということが私は非常に大事ではないかというふうに思っております。ぜひ、この6次計画をしっかりと進めていただきたいと思えます。

ここに過去10年間の当初予算規模と決算額の一覧表がありますが、宮本市長時代には大体当初予算規模で言いますと120億から130億。西田市長の時代が140億から150億。高岡市長になられて、昨年度が157億、そして今年度が水俣市政始まって以来の当初予算規模163億という、こういう高額な予算規模になっているんですけども、やっぱり当初予算で163億ということは、年度末にはそれを普通補正、補正でいきますので、まだそれを上回る可能性が私は十分考えられるのではないかと考えております。本当にこのまま事業を進めていった場合に本当にこの市の財政は大丈夫なのか、少しそういう危惧もありますので、市長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 市政始まって以来の大きな予算だということで、非常に真野議員も御心配をいただいてありがとうございます。

この予算の内訳といいますか、今回これだけの予算規模になったといういろんな要因がございますけれども、まず令和元年度の当初予算、これは市内の小中学校11校全てに空調設備の設置や、それから今解体を始めております旧庁舎の解体工事費用などにより市政始まって以来の予算規模となったということでございます。

市庁舎建設が本格化する来年度から令和3年度までは、予算規模が膨らむことが予想をされます。しかし、財政状況が厳しい中でも市民の生命や財産を守ったり、地域の宝である子どもたちを支えていく子育て支援などは取り組んでいかなければなりませんし、そのほかの課題も山積している状況であります。

事務事業の見直し、事業のスクラップ、歳入確保の策など、そういったものの実施など地道な財政健全化の取り組みをしっかりと行いながら、市民サービスに影響を与えないように、各事業を着実に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、観光振興について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、観光振興について、順次お答えします。

まず、いろんな観光資源があるが、何をどのように振興を進めていくのかとの御質問にお答えします。

本市の観光振興については、第6次水俣市総合計画において重要施策の一つと位置づけております。ことし3月に開通した、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通を契機として交流人口増加を目指すため、さまざまな観光振興の施策を展開していくこととしております。

まず、本市の最大の観光地である湯の児温泉・湯の鶴温泉につきましては、湯の児は海を生かしたSUPなどのマリンアクティビティー、湯の鶴は温泉街の風情豊かな景観など、それぞれの温泉地が持つ魅力的な観光素材を効果的に発信するとともに、旅館・ホテルへの宿泊客の増加に向け、水俣市企画旅行等誘致推進助成金などを活用した観光商品づくりの支援に取り組んでおり、今後も強化していきます。

次に、本市の広域交流拠点として位置づけているエコパーク水俣については、現在熊本県において大規模なテニス大会などの誘致に向けたテニス場の増設等が進められており、本市といたしましても、水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金などを活用し、スポーツ大会や合宿などの誘致を進めてまいります。

あわせて、引き続き関係機関と連携しながら、エコパーク水俣の情報発信やイベントの開催に取り組んでまいります。

さらに、本市では熊本県や近隣市町村等と連携し、水俣港へ受け入れ可能な国内のクルーズ船誘致による観光入込客数の増加にも取り組んで行くこととしております。

水俣インターの開通や市制70周年を迎えたことしを本市の交流人口増加に向けた大きなチャンスと捉え、各種観光振興施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、中尾山公園の整備並びに道路の拡幅をどう進めていくのか。また、中尾山スカイラインの再整備の考えはないかとの御質問にお答えします。

初めに、中尾山公園の整備についてお答えします。

中尾山公園は、市街地近郊の標高300メートルを超える高台に位置しており、水俣の市街地、

恋路島、天草を一望できる絶好の眺望地であります。

当公園は、平成2年に都市公園として供用開始され、水俣市民を初め市内外からの来園者の憩いの場として定着しております。

これまで行った整備としましては、平成17年度から19年度にかけて、園路、ベンチ・テーブル、水飲み場などを整備し、平成21年度から23年度にかけて、市街地から天草の島々までが一望でき、車いすや高齢者の方々も利用しやすい展望台やスカイロードなどの施設を整備しております。また、公園の頂上付近はコスモス園を整備しており、秋のコスモスを初め、春は菜の花、桜、芝桜、つつじ、梅雨時期にはアジサイなど、年間を通じて花々を楽しむことができます。

このように、施設面の整備は次第に充実してきておりますので、今後は施設の適切な維持管理に努めながら、来園者に満足してもらえるように、季節に応じた花々の質を高めるような管理をしっかりと行っていくことが重要であると考えております。

これからも、中尾山公園が市民を初め市内外からの来園者に、より一層親しまれる公園になりますように努めてまいります。

次に、道路の拡幅をどう進めていくかについてお答えします。

道路の拡幅につきましては、以前から中尾山公園へのアクセス向上を図るなどの目的で道路拡幅の要望があり、これを受けて、南福寺集落を過ぎたところから約660メートルの区間について、改良事業を計画し、平成21年から平成26年まで改良工事を実施いたしました。

このうち、一部地権者からの用地の協力が得られず、拡幅ができていない箇所があります。また、この改良区間の先にも一部幅員が狭い区間があるのは認識しております。中尾山公園へのアクセス向上については、今後も継続して地権者に相談し、道路の拡幅を進められるよう努めていきたいと考えております。

次に、中尾山スカイラインの再整備の考えはないかについてお答えします。

中尾山スカイラインは、中尾山公園から桜野上場集落を結ぶ延長3.4キロメートル、車道幅員は4メートルを超える農道で、東部山間地域の農林業の振興に資することを目的とし、昭和52年に整備したものです。

本道路の利用状況といたしましては、一部農業用として利用されておりますが、そのほかは、バイパス道路として市民に利用されております。また、中尾山公園で毎年秋に開催されるコスモス祭りの前後や桜開花の期間中は、市内外から多くの来園者が訪れ、本道路を利用されておりますが、中尾山公園の桜開花やコスモス祭りの時期を除くと本道路の交通量は少なく、車道幅員も十分であることから、議員御指摘の中尾山スカイラインの再整備をすることにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、行政、みなまた観光物産協会、観光関係団体による話し合いはなされているのかとの御



質問にお答えします。

現在、行政、みなまた観光物産協会、観光関係団体等が連携して各種イベントなどの実施に向けての話し合いを行っており、その中で本市の観光振興についても意見交換をしているところ  
です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

私、観光の目的には、例えば、見る、そして食べる、遊ぶ、いやす、体験すると、いろんな皆さんそれぞれの目的を持って、いろんなところへ行かれているのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、水俣にもすばらしい景観があったり、食で言ったら、チャンポンとかスイーツとかですね。体験では、丸ごと博物館だったり、あるいははぜのき館だったり、そういう体験、それとかやっぱり田植えの体験とか、久木野のほうでいろいろ愛林館のほうでやられていますけれども、そういう体験、それと癒しは2つの温泉かなと。そういうすばらしい観光資源が水俣にもありますけれども、その観光目的、一つだけでも確かに観光客は来ると思うんですよ。バラ一つとって見ても、非常に観光客は訪れるということなんですけれども、もう一つ、宿泊とかいろんなものに結びつけていくためには、ただ見るだけではない、見る、遊ぶ、食べるとか、いろんな観光の目的をいっぱいあるものをうまく組み合わせた観光商品づくりといったことや、そのPRが必要だと思いますけれども、その辺をどういうふうに市として考えておられるのか。これがまず1点目でございます。

それと、先日、コスモス会の小形会長とお会いしまして、いろいろ話をさせていただきました。その中で菜の花の種をまいたら、鳥がすぐ食べてくれて、何かもう余り咲き誇ってないんだよねとか、そういうふうに言われたり、一応電柵があるからイノシシは大丈夫かなと思いますけれども、シカはそれを飛び越えてきたりとか、そういったことがちょっと心配だと。

あるいは、展望台の周りの立木というんですか、あれがだんだん成長して大きくなっているから、少し眺望を遮っているようなところがあるから、できれば、そういうものを伐採をしていただけないかというような要望をされていまして、これは一応そういうことで理解をしていただきたいと思います。

中尾山というのは、先ほど答弁でありましたように、300メートルぐらいの標高で、そして歩いて麓から頂上までも1時間余りぐらいで大体行けるんじゃないかと。非常にハイキングコースには私は最適ではないかなというふうに思っております。

だからもっともっとそういうことで観光の目玉として、売り出す必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それと、やっぱり一番山の頂上に登って見るすばらしい眺望、それとスカイロードから桜を見る、同じ目線で桜を見るとか、上から見おろすとかいうことは、なかなかそういう眺めというのはほかのところでは味わえないのではないかと。やっぱりそういうすばらしいものがあります。

だから、そういうことで、中尾山をそういう観光振興のためにハイキングコースとして売り出す考えはないかということが2点目でございます。

それと、中尾山スカイラインのことなんですけれども、あれがつくられたのがもう今から40年以上前のことじゃないかなというふうに思っています。その当時は、そんな杉、ヒノキも成長していなくて、非常にいい眺めだったというふうに伺っております。

でも今は、やっぱりそれが40年以上たっていますから、立木が大きくなって、もうスカイラインからの眺めというのはそういうふうに望めないわけなんですけれども、その中尾山から中尾山スカイラインを抜けたその先に桜野上場の茶園があると。そしてまた、それを下れば、湯の鶴温泉があるという。一つのそういう観光ルートとして生かすためにも、ある程度は車の通行に支障がないような樹木の伐採というものはしていただきたいと思っておりますけれども、その辺をどう考えておられるのかということをお3つ目に質問します。

それと、次の行政、水俣観光物産協会及びその観光関係団体、この3者による話し合いの件なんですけれども、私はこういう3者による話し合いというのは、やっぱり定期的にいろいろ開催をして、今何が問題なのか。個々の団体では判断できないようなことが多分、いろいろ問題が発生していると思うんですね。観光客というのは、いつも喜んで帰られるわけではないわけですから、やはり不平不満を抱えられて、そのまま帰られて、いろんなSNSでそういう情報、あそこに行ったけれども、全然よくなかったよとか、やっぱりそういう気持ちで帰られて、そういう悪い意味での情報を発信された場合、それが今度はいろいろそれが影響して、次からの観光客がなかなか来なくなったとかいうふうになるといけませんので、やはりそういう情報というのは、常に3者で情報を共有して、その課題解決に向けて、やっぱりみんなで意見交換をしながらやっていくことが必要だと思いますので、この3者による定期的な話し合いの場というものをしっかり市のほうで設定していただきたいと思っておりますが、いかがかということで、以上4点、2次質問とします。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） それでは、真野議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目なんですけれども、観光商品づくりやPRを展開していくことが大切であると思っております。市はどのように考えているかという質問であったと思います。

議員御指摘のとおり、さまざまな観光資源を組み合わせた観光商品づくりやそれらのPRは、

水俣を訪れた観光客の滞在時間の増加、ひいては宿泊者数や観光消費額の増加に寄与するものと認識はしております。

先ほどの答弁で御紹介した水俣市企画旅行等誘致推進助成金や水俣市スポーツイベント等誘致推進助成金では、水俣市で宿泊施設の利用と観光施設の利用を要件としております。

各種補助事業やマッチング支援等により、市内の観光施設や事業者が連携した観光商品づくりを市としても推進はしております。

また、旅行会社やメディア等に対し、多様な観光資源を組み合わせたセールス活動やPRを行うことによって、さまざまな方に水俣の多様な観光資源を知っていただけるよう努めているところでございます。

今後も引き続き市内の業者のマッチング等による観光商品づくりを支援しつつ、本市の多様な観光商品を多くの方に知っていただけるよう、効果的なPRを行ってまいりたいと思っております。

次に2つ目の質問ですが、中尾山公園は眺望がすばらしいということで、ハイキングコースとして売り出すことはできないかという質問であったと思います。

中尾山公園は、市街地から天草まで一望できる眺望に恵まれた公園でございます。桜の開花時期や秋のコスモス時期にはハイキングで来園される方も多くお見かけします。中尾山公園につきましては、これまで市ホームページで適宜紹介はしているところでございますが、今後は季節に応じた情報や駅などの最寄りの施設から当公園までの距離や時間など、ハイキングに必要な情報も掲載していきたいと考えております。

3つ目になりますが、中尾山スカイラインのことで、車両の通行に支障がないように維持管理をしてもらいたいという御質問でございました。

本市といたしましては、これまで車両の通行を含めた本道路の利用者に支障とならないよう、草刈り業務を行っているほか、台風や大雨などの後には職員でパトロールを実施いたしまして、倒木などの処理を行っております。今後も安全に通行できるよう努めてまいります。

4つ目ですけれども、観光で先ほど言いました行政と観光物産協会と関係団体が3者が定期的に集まって、お客様からの不平不満とかあるかもしれないから、その情報を共有したらどうかという質問であったかと思えます。

個々の不平不満につきましては、現在、もし出てきた場合でございますけれども、関係者や協会において適切に対応していただくとともに、協会内での課題の共有及び支援の報告により、全体での情報共有を行っているところでございます。

御質問のありました問題の共有につきましては、現在、みなまた観光物産協会において3者が集まった役員会を行っているところでありますので、これまでは主に個々のイベントの協議の場で

はありましたが、今後は問題共有や意見交換の場としても協議を行っていただけるよう本市としても働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 昨日の熊日新聞に、肥薩おれんじ鉄道と台湾の鉄道が姉妹鉄道協定を結んだというような記事が載っていましたがけれども、そしてまた、八代の外港には豪華客船が毎年のように訪れております。

これからインバウンドといいますか、海外からの観光客の受け入れということがこの観光振興の一つに私はなっていくのではないかなというふうにも思っています。

その辺のところを市としてどのように捉えておられるのかということをお3回目の質問としたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 八代港におけるクルーズ船の水俣市でインバウンドの受け入れをどうするかという御質問であったと思えます。

本市のインバウンド受け入れ体制としましては、多くの外国人を受け入れるためには、広域での連携が必要不可欠でありますことから、本市を含む県南15市町村で構成する熊本県南観光連携事業実行委員会でクルーズ船、ツアーバス受け入れ施設への通訳の配置や多言語版観光パンフレットの作成などを行っております。

しかしながら、現在の状況としましては、インバウンドの体験型思考といった旅行形態の変化やキャッシュレス決済端末の導入といった課題も抱えております。

今後は関係機関と連携を強化しながら、ニーズに即した観光商品の開発やインバウンド向けの誘致の強化、消費動態に合わせた対策等について、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、自発的なまちづくり活動による地域の活性化について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、自発的なまちづくり活動による地域の活性化について、順次お答えします。

まず、自治会活動の現状と課題をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

水俣市の自治会制度は、「自分たちの地域のことは自分たちで考えていく」という地域住民の自治意識を育て、地域の活性化を図ることを目的に、平成18年度から2年間の移行期間を経て、行政区長制度から自治会制度に移行しました。自治会制度へ移行したことで、各自治会では規約

が整備され、全ての自治会で総会を開催するようになり、決算・実績報告の承認、予算・事業計画の決定のほか、地域の課題等について、これまで以上に地域住民がかかわる制度に変わりました。

現状としましては、それぞれの自治会によって、活動内容に差異はありますが、自主的な活動が定着し、自治意識の向上が図られてきているものと認識しております。

課題といたしましては、市報や行政文書等の配布に加え、各種調査の実施や取りまとめ、PTA、その他機関等からの行事出席の依頼が増加傾向にあり、業務が大変煩雑であること。いろいろな協議会等の委員や役員として、出席を依頼されることに加え、自主防災組織の運営も自治会長や役員が兼任し多忙であること。さらに、人口減少と高齢化が進み、自治会活動の担い手が不足していること等が挙げられます。

次に、市内を6ブロックに分けて、第6次水俣市総合計画の説明を行い、その中で地区ごとの課題についてワークショップ形式で進めていくとあるが、どういうことかとの御質問にお答えします。

市内を6ブロックに分けて、市長が各地区に出向きまして、第6次水俣市総合計画の内容に加え、市政運営について直接説明し、市民の皆様から地域の課題や提案をお聞きする形式で実施したいと考えております。

当初は、企画課の職員が、第6次水俣市総合計画の説明を行い、地区ごとの課題について、ワークショップ形式で検討いただく機会を設ける予定としておりましたが、市の取り組みや今後の地域経営の方向性を市民の皆様と共有し、協働によるまちづくりを進めていくために、市長が直接説明する形式に変更することといたしました。

なお、具体的な日程や場所等につきましては、現在調整を行っているところですが、ブロックの分け方につきましては、久木野地域、東部地域、湯出地域、南部地域、水俣川東岸地域、水俣川西岸地域の6ブロックを想定しております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 自発的なまちづくり活動によるこの地域の活性化を第6次水俣市総合計画では、地域住民が主体となり、活発に活動しやすいコミュニティー規模で住民同士が話し合い、自主的な解決を図ることで推進していこうとされていますが、この活発に活動をしやすい自治会の規模として、市は現在の26自治会を維持存続するのか。あるいは、細分化し、コンパクトな自治会を目指すのか。その辺のところをまず1点、お尋ねをしたいと思います。

現在、26自治会があるのに対し、議員の数は16名ということで、議員がいない行政区というものもかなりあるのが実情であります。16名の議員で市全体をカバーしなければいけないんでしょうけれども、細かいところまでの把握となると、やっぱり16人の議員では難しいところも私はある



のかなというふうに思っております。

そしてまた、一方で各自治会や地域づくり団体では、役員や構成員の高齢化が進行し、組織の硬直化が進んでいるとのことから、それを解決するために、市の若手職員を職員研修として、各自治会に2名程度ずつ割り振り、自治会活動や地域行事等の地域活動に参加させるということではできないのかということをも2つ目に質問をしたいと思います。

それと、市内を6ブロックに分けての第6次水俣市総合計画の説明会を当初は企画課の職員が行う予定であったところを、かわって市長みずからが行うということになった理由は何なのか。市長の第6次水俣市総合計画に対する熱い思いを感じるのですが、このことを高岡市長に質問をしたいと思います。

以上、3点でございます。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 真野議員の2回目の質問にお答えします。

1点目と2点目については、私のほうでお答えさせていただきます。

まず1点目の活発に活動しやすい自治会の規模として、市は現在の26の自治会を維持・存続するのか。あるいは細分化し、コンパクトな自治会を目指すのかという質問だったと思います。これにお答えします。

当市の自治会は、100世帯に満たない自治会から1,000世帯を超える自治会までその規模はさまざまですが、自治会は住民の自治組織でありますので、自治会の規模をどうするのかにつきましては、まず自治会で検討されるものと考えます。

各自治会は、これまでの地域の成り立ちや文化、歴史にそれぞれ違いがあり、置かれている生活環境や組織形態もさまざまですので、市が一律に自治会の数、規模、形態を決めることはできないものと考えております。

まずは、住民同士で十分議論を尽くしていただき、住民が了承、納得の上、分割・統合の必要があれば、市としましては、自治会の意向を尊重してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市の若手職員を職員研修として各自治会に2名程度ずつ割り振って、自治会活動や地域行事等の地域活動に参加させることはできないか、この質問にお答えいたします。

市職員の地域活動への参加につきましては、地元自治会や消防団、あるいは地域行事等に地域住民として参加しているところですが、職員研修として参加させることは十分な議論が必要と考えます。

しかし、市の職員として地域に入って活動することは、地域の活動について、直接感じ取れる機会であり、住民の意見を業務に反映させることを考える契機ともなり、大変有意義であると考えますので、まずは職員の地域活動の積極的な参加について呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、真野議員の3つ目の御質問ということで、第6次水俣市総合計画に対する私の思いはどうかという御質問でありましたが、本市の人口は、約60年前をピークにしまして、それから半減して2万5,000人を現在切っている状況でございます。

65歳以上の高齢者の割合は38%を超え、全国及び県の平均を10ポイント近く上回っております。人口減少や少子高齢化の問題に加え、国際化や地球規模の環境問題への対応、高度情報化社会の進展など、私たちを取り巻く社会情勢というのは、日々変化し、市民の行政に対するニーズはますます多様化、そして高度化しているのが現状ではないかと考えております。

長きにわたり、水俣病問題に向かい合ってきた本市では、そこから得た教訓を生かし、環境に配慮したさまざまな施策や取り組みによって、国内外において一定の成果を上げてまいりました。その一方で、産業の振興、雇用環境の改善、福祉の充実などを望む声も多く、それらを踏まえ、今後は環境、経済、社会を統合的に向上させていく視点でまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

これまでの取り組みや地域の特性に的確に対応し、本市が未来にわたって持続可能な発展を遂げていくために、本市の目指すべき将来の姿とその実現に向けた市民とともに歩むべき方向についての基本的な方針として第6次水俣市総合計画を策定したところでございます。

私はこの第6次水俣市総合計画の推進に当たって、水俣市の長として、市政の先頭に立って本市の抱えるさまざまな課題の克服、市政発展のために強い信念と実行力を持って、全力で取り組んでまいりますので、議員各位を初め、市民の皆様方の御支援、御協力を切にお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 職員を各地域に割り振り、自治会活動や地域行事等へ参加させることは、それぞれの地域が抱える問題というものを職員が把握することにもつながりますし、そしてまた、組織の中で働く職員の能力を高めるのにも非常に私はいいい、若いときにいろいろそういう質の高い経験をさせるということは、職員研修として非常に大事ではないかと思っています。やっぱり今後の職員がこれからだんだん成長していくに当たってやっぱり若いときにそういういろんな質の高い経験をさせるということは、非常にこれは大事だと思いますので、ぜひこの職員研修として実施できないかということのをこれは一応検討していただきたいということで要望をしたいと思います。

それとまた、この自治会活動においても、私も思いますけれども、やっぱり自分たちの地域は自分たちの力で何とか克服するんだという、いろんな課題が発生してもそれを何とか自分たちで

課題解決していくというそういう共助の精神で自治会活動を進めるべきではないかなと思っております。

規模が大きい、小さいとかいろいろあるかもしれませんが、やはりその地域に合った、そういう形でこの自治会という活動はあるべきではないかと思っております。そういったこともいろいろまたこれからいろんな議論があるかと思えますけれども、やはりこの自治会活動に関して、市のほうで今後も熱い支援をしていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、スクールバスの利活用について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、スクールバスの利活用について、順次お答えします。

まず、スクールバスの使用要件はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市では、児童生徒の通学及び学校教育活動の安全利便を目的として、水俣市スクールバス運行管理規程に基づき、児童生徒の登下校のための送迎を最優先として運行しております。

そして、登下校に支障のない範囲で、学校教育活動のための送迎、その他教育委員会が必要と認めるものについて、スクールバスを運行しております。

次に、路線数、台数、利用者数など運行状況はどうなっているのか。また、土曜、日曜、祭日のときの部活動の送迎はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

スクールバスの路線が4路線ありますので、各路線について、順にお答えします。

1路線目の久木野・大川・越小場線は29人乗り、15人乗りのスクールバス2台で運行しており、久木野小学校、緑東中学校に通学する児童生徒約19人が利用しております。2路線目の石坂川線は29人乗りのスクールバス1台で運行しており、葛渡小学校、緑東中学校に通学する児童生徒約11人が利用しております。3路線目の深川線は29人乗り、26人乗りのスクールバス2台で運行しており、水俣第一小学校、葛渡小学校に通学する児童約28人が利用しております。4路線目の湯出線は29人乗り、15人乗りのスクールバス2台で運行しており、水俣第一中学校、湯出小学校に通学する児童生徒約24人が利用しております。

また、土曜、日曜、祭日の部活動の送迎については、登下校でスクールバスを利用している児童生徒のうち、部活動で学校への送迎が必要な児童生徒に限り、送迎を行っております。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 水俣第一小学校及び葛渡小学校の児童が登下校で利用している深川線がありますけれども、そのスクールバス2台は、小学生ですから、部活動は今社会体育に移行しましたのでないわけですが、土曜、日曜、祭日のときにそのスクールバス2台が利用できるのではない



かと思っております。

芦北町では、部活動の対外試合のためにスクールバスを利用して、年間50件ぐらい、95万円の予算で対外試合へスクールバスを使用されているんですけども、水俣でもそういった形でその2台の利用ができないかということをもとに1点お尋ねをしたいと思います。

それと、スクールバスの運行時、最近、いろんな事故の問題とかいろいろなところで問題になっていますけれども、そういう事故が発生した場合とか、児童生徒に車の乗車中に異常が発生、何か体調に異常が発生したとき、そういったときの対応はどうされているのか。この2点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点ございました。

1点目は深川線の2台のスクールバスを土曜、日曜、祭日に利用できるのではないかと。その場合、部活動の対外試合の送迎はできないかとの御質問でした。

現在、本市では、7台のスクールバスを所有しておりますけれども、登下校や教育活動の運行に支障が出ないように、土曜、日曜等に3カ月ごとの車両整備や法定点検を実施しております。このため、土曜、日曜等に使用しないスクールバスも整備・点検時の代車として必要であり、スクールバスの台数に余裕がなく、運行管理に支障が出ることから、部活動の対外試合の送迎は難しいと考えております。

また、対外試合の送迎を行うためには、中学校4校の多数の部活動に対し、公平性を担保しながら、運行調整を行うことや運転手の確保、そして運行経費の問題等、現在、限られた台数と運行状況では解決すべき課題が数多くあるというふうに考えております。

次に、2点目ですけれども、スクールバスの運行時、事故や児童生徒に体調異常が発生した場合、どのように対応しているかとの御質問でした。

スクールバスの運転手には、緊急連絡用の携帯電話を持たせており、事故等が発生した場合、すぐに対応できるよう緊急時の連絡体制について整備をしております。

また、スクールバス車両にドライブレコーダーを設置し、事故等の対応に備えているところでございます。なお、運転手には、毎年安全講習を受けていただくともに、スクールバス運行関係者意見交換会を実施し、安全運転の啓発に努めております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 深川線のスクールバス2台は、3カ月ごとの車両整備や法定点検のため、ちょっと使用が難しいという答弁でしたけれども、私は全部で7台あるわけですから、1週につき2台ず

つ車両整備や法定点検をやれば、1カ月間の中で7台終わってしまうわけなんですね。そして、あと2カ月間は、使用可能でないかというふうに思います。トータルでいくと、年に8カ月ということになるわけなんですけれども、やっぱりそういう何とか前向きにその辺をいろいろ検討をしていただきたいと。何とかやっぱりいろんな市民の要望あるいは児童生徒たちのスポーツ振興ということを考えるならば、やはりそういったことに対する配慮というもので前向きにその辺は検討をしていただきたいと、そういうふうに思います。

あと、中学校4校ありますので、部活動の数からいったら20以上になるかもしれませんが、それは輪番制にすることで、やっぱり公平性は一応確保できるんじゃないかと思っております。あと、運転手の問題とか、あとはちょっと予算化が必要だということはもちろんありますけれども、その辺のところを前向きに検討をしていただきたいということをこのことは要望をしておきます。

それと、スクールバスがもし使用できないのであれば、例えば、民間のバス会社のバスをそういうふうに借り上げて、市として部活動の対外試合の送迎をするということも考えられるわけなんですけれども、この点については、いかがお考えかということで、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の3回目の御質問にお答えします。

スクールバスが使用できないのであれば、民間のバス会社のバスを借り上げて、市として部活動の対外試合の送迎をすることは可能かという御質問でした。

部活動の対外試合の送迎の実態についての調査を検討したいと思いますけれども、財源等の問題から現状では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前11時01分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

4月の統一地方選挙から、初めての議会となりました。

今回の選挙の結果は、水俣の議会に新たな歴史を刻むものとなりました。4人の女性議員が誕生し、また30代の若い議員が2人も誕生いたしました。きっと、水俣市議会に市政に活気を与えることになるだろうと思っております。

さて、国会では、年金問題で揺れております。百年安心という安倍政権のキャッチフレーズは、もともと実感がなかったのですが、厚生年金受給者において、2,000万円、さらに3,000万円も貯蓄が必要ということであれば、国民の不安は増すばかりです。

年金をめぐる高齢者へのアンケートがございました。その中で、貯蓄100万円以下の方が25%という数字が出ておりました。格差が広がっています。健康であれば、高齢になっても働いていくことができますが、健康で働き続けることができるかどうかということは、誰に保障ができるでしょうか。今こそ国は、膨大な軍事費を削減し、平和外交を貫く、ひとたび事故を起こしたら、数兆円もの費用がかかる原発の再稼働をやめるなどなど、国民の暮らしを守る政策を進める必要があるのではないのでしょうか。

誰もが、ささやかでも豊かに暮らしていけるようにと願いながら、以下質問に入ります。

大きな項目1番です。水俣市環境基本計画の進捗状況と今後について。

- ①、第2次水俣市環境基本計画は、どのような理念でつくられたのか。
- ②、第1次計画、第2次計画は、いつから取り組んだのか。
- ③、環境モデル都市づくりは、どのように進められたのか。
- ④、第1次計画において残された課題は、どのようなことであったのか。

次は、大項目の2です。道の駅・海の駅の整備事業についてお尋ねします。

- ①、昨年から、熊本県など関係機関と協議を行っているのか。
- ②、財源についての見通しはあるのか。
- ③、今回修正予算として、施設整備総合プロデュース業務委託料が計上されていますが、どのような経過で決められたのか。

3番目です。運転免許証自主返納者への支援について。

- ①、運転免許証自主返納特典制度が始まってからの水俣市の制度利用状況は、どうなっているか。
- ②、この制度を申請される方から、制度を利用することへの要望などはあるのか。
- ③、水俣市は、免許返納を促すための説明会などを行っているか。

最後の質問になります。

4、本年4月の統一地方選挙における水俣市議会の女性議員数の躍進について。

- ①、熊本県下の各市町村の女性議員の比率はどれくらいになったのか。
- ②、そのうち、水俣市の女性議員の比率は、県下で何番目になるか。
- ③、水俣市の女性議員数の増加の要因をどのように捉えるか。

④、水俣市の女性議員数の躍進をどう思われるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市環境基本計画の進捗状況と今後については私から、道の駅・海の駅の整備事業については産業建設部長から、運転免許証自主返納者への支援については福祉環境部長から、本年4月の統一地方選挙における水俣市議会の女性議員数の躍進については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市環境基本計画の進捗状況と今後について、順次お答えします。

まず、第2次水俣市環境基本計画は、どのような理念でつくられたのかとの御質問にお答えします。

計画の開始年度である2007年度に、本市では、環境首都まちづくりに着手しており、第2次環境基本計画は、当時、環境首都まちづくりを進めるためのプランとして位置づけられ、第1次環境基本計画の残された課題を整理し見直すとともに、地域の実情に合致した環境施策を市民の主体的な参画により構築し、それを実践していくことを理念として策定されました。

次に、第1次計画・第2次計画は、いつから取り組んだのかとの御質問にお答えします。

第1次計画は、1996年から2005年までの10年間、第2次計画は、2007年から2019年までの13年間にそれぞれ計画期間として定めております。

次に、環境モデル都市づくりは、どのように進められたのかとの御質問にお答えします。

本市では、1992年に全国に先駆け、環境モデル都市づくりを宣言しました。また、1993年にごみの20分別を開始し、2002年からは生ごみの分別も開始しています。その後、小型家電や食用油を追加するなど、そのときの状況に応じて分別品目数を変更してきました。

また、ごみを分別するだけでなく、減らす取り組みも行っており、1997年に市内の女性16団体が集まり発足しましたごみ減量女性連絡会議による食品トレイの廃止やマイバッグの運動、エコショップの取り組みなどは、今でも継続しておられます。一方、ごみに関する取り組み以外のさまざまな取り組みにつきましても、ISO14001により、環境に負荷をかけないように取り組んできました。

これらのさまざまな取り組みを行ってまいりました結果、2008年に国の環境モデル都市に認定されました。さらに2009年には、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行うとともに、アクションプランを策定し、環境共生型モデル住宅エコハウスの建築や自転車市民共同利用システム

の運用、一般家庭向けの住宅建築に係る市産材の活用及び環境配慮型の住宅設備機器の導入に係る補助など、さまざまな施策を行ってきたところでございます。

次に、第1次計画において、残された課題はどのようなことであったかとの御質問にお答えします。

第2次計画を策定する際に抽出された残された課題は、産業廃棄物処分場建設問題、事業者の経済活動における環境保全行動の位置づけの明確化、環境・産業・生活を結びつけることによる新たな価値の創造など、9項目でありました。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

この基本計画のことを今回、質問に入れましたのは、市民の中から基本計画、これからどうなっていくのだろうというそのような声を聞きましたので、改めて質問いたしました。

ちょっと最初は長くなってしまいますが、第1次計画において残された課題という中に、住民の主体的参加の推進というのがございます。今はもうごみの分別というのは、私ども水俣市民にとっては、生活の一部となっているんですけれども、私は、であるからこそいま一度市民の気持ちをこの基本計画ができたときにさかのぼる、そのような必要があるのではないかと考えています。

2次計画で挙げられた趣旨のようなものを今から3つ申し上げたいと思います。

1、1956年に水俣病が公式に確認されてから、半世紀が経過しましたが、患者救済問題については、いまだ全面解決には至っていません。このような大きな課題を持つ水俣だからこそ、日本中のどこよりも環境に徹底的にこだわったまちづくりを進めていく必要がある。これが1でした。

そして2、それとともに、一定地域の公害問題から出発はしているが、地球温暖化など、地球全体の環境問題をどのように解決していくか。地球規模で考え、地域で行動する。私たち一人一人の行動の積み重ねが必要。

そして最後に、環境を切り口とするまちづくりを展開していくための重要な考え方は、持続可能な発展を追求する、経済と環境を共存するシステムを持っていくことであると。そのために、市民みんなで力を合わせましょうというのが、この基本計画の理念であったと思います。

そこで、1番目の質問ですが、次にまた計画をもし考えておられるということであれば、この理念のところをぜひ市民とまた改めて協働の姿勢で臨むということを確認しながら進んでいただきたいと思ひまして、このことを改めて質問をしたいと思ひます。このことをどう思われるかですね、これが最初の質問です。

次に、基本計画の中身のことなんですけれども、私ども無限21会派では、ことしになってから2月にリサイクル率日本一のまち、鹿児島県曾於郡大崎町に視察に参りました。皆さんもよく御



存じと思いますが、一般廃棄物リサイクル率は83.2%です。大きな問題は、焼却施設がないということで、埋立処分場を延命化するために、27品目の分別をしているということを実際に見てまいりました。

そおりサイクルセンターというところがあるんですけども、そおりサイクルセンターは、水俣とも大変縁の深いところで、私どもも廃食油のせっけんのことで、全国大会など水俣でやっているんですけども、そのときに、そおりサイクルセンターの方もよくお見えになっておられました。

このそおりサイクルセンターでは、廃棄物の徹底したリサイクル化、既に紙おむつのリサイクルの準備にも入っておられました。これは私たちにとって大変刺激のあることでした。

ちなみに、水俣のリサイクル率は、たしかこの半分であったと思います。

水俣の現状ということで、私がきょう述べさせていただきたいんですけども、ここでは、2次処理というのをきちんとしていらっしゃるということなんですけれども、水俣の現状ということで、市の関係の方からちょっとお話を伺いましたら、どうですかということで、やはりちょっと足りていない。粗大ごみの破碎機だとか金属の選別機、それからプラスチックの選別と圧縮機、それから、そおりサイクルセンターでは、草木ですね、草木の分別などもしておられたんですけども、その用地の問題等、いわゆる廃棄物の2次処理施設が必要であるということも私も改めて感じて帰ってきたところでした。

そこで、このことに関係することとして、もう一つ懸念することがあるんです。この2次処理というのを水俣市も施策として今後していきたいというふうにおっしゃっておられるんですけども、ただ今回、たまたま公有水面埋立免許願書、水俣川河口という説明書の中で、臨海事業に関するところですが、この中に10年後ぐらいと思うんですけども、2次処理をする施設を埋め立てた、海浜を埋め立てた後の用地利用として挙げておられるんですね。

私は改めてこれを読んだときに、私どもが日本一の環境のまちを目指すというときに、10年後の施策でいいのだろうかというふうな、もっとスピード感を持って進めるべきではないかなというふうに大変懸念を持ったということです。

例えば、環境とリサイクル産業を本気で基本計画に持ってくるということであれば、空き工場だとか、そういうものを活用して、早く正確な方向性でこのことを基本計画に持ってくる必要があるのではないかと、そのように思いまして、これを2番目の質問にしたいと思います。

最後は簡単です。

家庭のごみの中で、もう本当に毎日のようにプラスチックの問題が出ておりますけれども、私も家の中で一番多いのは、プラスチックごみなんですけれども、今世界的な問題になっていますが、漁業組合のほうでも定期的に網を入れて、プラスチックを除去されているということも聞い

たことがございました。

これは私たちの体も脅かしているという現状ですので、これについては、改めて基本計画できちんとした取り組みをお願いできないかという、この3つを質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩阪雅文君） ちょっと藤本議員、質問します。

的を絞って、質問事項がちょっと捉えにくいところがあるんですが、1番目の質問事項からもう一回お願いします。

○藤本壽子君 2次処理の施設をできるだけスピード感を持って施策に上げていただけないか。

○議長（岩阪雅文君） わかりました。高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問ですけれども、第3次の環境基本計画の中に市民と協働して、その策定に当たるべきではないかという御質問であったかと思いますが、この環境基本計画は、市民協働による主体的な環境のまちづくりの実践により、自然環境及び持続可能な地域社会を維持できる良好な環境を確保する施策を推進するために策定するものでございます。

この第3次環境基本計画の策定に当たりましては、第6次水俣市総合計画の策定のときに際して、本市との協定に基づき、慶応義塾大学が主体となって実証されました市民意識調査結果や市民ワークショップにおける市民の皆様のニーズや意見等を参考として総合計画の目指す将来像であります「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」を踏まえ、よりよい計画としたいというふうに考えております。

次に、2次処理施設をスピード感を持って取り組むべきではないかという御質問であると思いますが、これに関しましては、今後策定いたします環境基本計画、こういったものに対して、可能性を確認しながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

3番目の御質問のプラスチックごみに関してですけれども、これは今後の計画の策定に当たって盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

2次処理施設のことですけれども、やはりできれば早目に進めていただけないかというふうに私は思っております。

改めて環境基本計画というのを読み直してみましたけれども、いろいろなことに水俣市民は取り組み、本当に努力をしてきた。市民一人一人に環境賞というのを上げてほしいなというふうに私はいつも常々考えておりました。

そこで、私たちはよくよく考えると、何のための環境をしているのだろうか、私たちの日々の生活から出たごみを便利だといってペットボトルを買い、ビールを飲み、またそれを分別して、今問題になっているプラスチックも最たることですけれども、スーパーに行くと、帰ってきて、料理をすると、ごみがいっぱいになるという日々を送っているわけなんですけれども、活動を今続けていますごみ減量女性連絡会議においても、この発生抑制、企業に対する発生抑制のことを私は水俣市としてはきちんと国に挙げていく、企業に挙げていくべきではないかというふうに思っています。

これは、水俣市に対する要望にしたいと思いますが、さらに、太陽光パネルなんですけれども、私の家にも太陽光パネルがございしますが、耐用年数を過ぎた後のことですね。前も議会でこの問題が水俣市がこういうことに取り組めるといいんだがなということで、意見が二、三ございましたけれども、本当に真剣にこのことも考えていくということが大事なのかなというふうに、言えば処理施設と環境をめぐる産業とのマッチングというのがまだまだ可能性がありますし、課題が大きくあると思いますので、このことをやっぱり環境基本計画、きちんと出していけるようなことにしていただけないかというふうに思います。

そして、大変心配していますのは、山間部の問題ですけれども、農業をされていない方だとか、水俣の環境を守っていただいていた方々の元気村づくりというようなことがありましたが、これも今ちょっとだんだん下火になってきていて、そののところにもできましたら、私も含めて力を入れていかなければいけないんじゃないかなというふうに思って、いろいろ申し上げましたけれども、今のことは要望にします。

最後に、日本一の環境のまちをつくる期待を込めて、第3次環境基本計画の今後の策定予定について、1つだけお伺いをして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 3回目の質問にお答えをいたします。

今後のスケジュールということでの御質問ですが、第3次環境基本計画は、第2次環境基本計画の期間が満了する今年度策定をいたしまして、次年度から施行する予定でございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、道の駅・海の駅の整備事業について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、道の駅・海の駅の整備事業について、順次お答えします。

まず、昨年から、熊本県など関係機関と協議を行ったのかとの御質問にお答えします。

本事業については、現在の道の駅みなまたのさらなる交流人口増加の促進を図ることを目的



に、水俣の顔となる施設を整備するため、総事業費や設置場所を含めた内容について精査した結果、建設規模の妥当性などを再確認するため、ゼロベースで見直すこととし、昨年度から、道の駅・海の駅整備に係る施設の配置や整備事業費などについて、熊本県や国の関係省庁等の関係機関との協議を実施しております。

次に、財源についての見直しはあるのかとの御質問にお答えします。

道の駅・海の駅整備に係る財源につきましては、現在熊本県に相談させていただきながら、国等の関係機関との協議を行っておりますが、それぞれ協議段階であり、現状で確定したものではございません。今後も財源につきましては、関係機関との密な協議を行いながら、各種補助制度などの調査を進め、より負担の少ない財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、今回補正予算として、施設整備総合プロデュース業務委託料が計上されている。どのような経過で決められたのかとの御質問にお答えします。

今回補正予算にて計上させていただきました施設整備総合プロデュース業務委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、道の駅・海の駅整備について、ゼロベースで見直すこととした要因の一つである当初計画から総事業費がおよそ2倍になった経緯を踏まえ、改めて配置や施設規模、事業費を含めた事業全体の適正な監理が必要であるということを感じ、これらの監理等業務に係る委託料として計上しております。

委託の業務内容としましては、施設に係る基本構想や基本計画について、見直しの意向を踏まえ改めて策定するとともに、これらの計画等を基本設計や実施設計に適正に反映させながら、全体的な予算や進捗管理などを行うことで、関係機関との円滑な協議や事業費等の厳格な監理を行う予定であります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

ちょうど1年前になると思いますが、6月議会において、私は道の駅・海の駅整備事業についてお尋ねをしております。高岡市長は、そのとき、水俣の核となる、観光の核となる、きちんとしたものをつくるために、ゼロベースで見直すと答弁しておられます。

西田市政のもと、高速道路開通に合わせて整備するという計画を見直し、既に基本設計、実施設計には1,600万円という経費がかかっておりましたが、それは今後の設計の比較・検討資料にしたいということでありました。その質問の折、道の駅・海の駅の整備については、方向性を確定しなければ関係機関との協議に臨めないなので、できるだけ早くコンセプトを定め取り組むという答弁をいただいております。

水俣市のコンセプトは、どのように検討されたのか、これを1番目の質問にします。

次に、施設整備総合プロデュースはどこに頼むのか、これが質問の2番です。

さらに、着工までの見通しは何年ぐらいと考えているのか、これが第3番目の質問です。

最後に、4つ目の質問ですが、漁業組合、J Aとの協議は続行しているのか。

以上、質問お願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

施設に対するコンセプトはどのように検討されたのかということでございますが、施設に対するコンセプトにつきましては、現在、道の駅みなまたが広域交流拠点として位置づけられておりますので、今回、その中に水俣の顔となるような施設を整備していきたいと考えております。

広く関係者に意見を伺いながら、今後も決めていきたいと思っております。

2つ目のプロデュース業務の委託先についてでございますけれども、施設整備総合プロデュース業務の委託先につきましては、繰り返しになりますが、施設に係る基本構想や基本計画について見直しの意向を踏まえ、改めて策定するとともに、これらの計画等を基本設計や実施設計に適切に反映させながら、全体的な予算や進捗管理等を行うことができるコンサルタント会社などへ委託を想定しております。

3つ目の質問でございますが、着工までの見通しはどう考えているかということだったと思います。

着工までの見通しにつきましては、関係機関等との協議を現在行っていることから、現時点では具体的にいつまでに整備するというスケジュールはございませんが、水俣インターがことしの3月に開通していることから、開通効果を共有するためにも一日でも早い着工に向けて必要な手続等を進めてまいりたいと考えております。

4つ目ですけれども、漁協、J Aと今でも協議されているのかという御質問だったと思います。

道の駅・海の駅を整備する上で、漁協やJ Aの協力は不可欠であると考えておりますが、見直し後は基本構想等についてゼロベースで見直すこととしていることから、新たな道の駅・海の駅整備に係る基本構想等の策定を今回の議会で予算を計上している施設整備総合プロデュース業務において行うこととしております。

基本構想等を策定する段階において、漁協やJ Aからも改めて御意見を伺いながら、よりよい施設の整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

質問の趣旨がずれて、お答えがずれているのかなと思うんですけれども、私がお聞きしたかったのは、水俣の顔というのはどういうものなのかということですね。また改めて質問をしたいと

思いますけれども、5月ぐらいでしたでしょうか、大型バスが2台ほどとまっております、次から次に人がおりてこられて、もう物産館の中はもういっぱいでした。本当ににぎやかな水俣になっているんだなというふうに感じましたが、やはり整備が急がれるのではないかと、うふうに本当にそのとき実感したところでした。

それで、私はコンセプトというのは、海の駅というのが入っているので、そここのところはきちんとしたコンセプトが必要なのではないかと、前も意見を述べさせてもらいましたけれども、私どもは大変傷んだ水俣湾ですね、それを育むように不知火海が助けてくれたということとを申しあげました。その不知火海の物産をやはり私どもはありがたいものとして並べていく、そして私どものよみがえりが少しずつあるということ、そのようなことを水俣市の物産館は一つはみんな意見があると思いますが、私の考えとしてはそんなことも考えておりました。

答弁によりますと、広域交流拠点という位置づけということですが、改めてお伺いしたいのですが、市長にお伺いしたいのです。

この施設を持っておられる市長自身のコンセプトというのは、どのようなことでしょうか。

次に広く関係者に御意見を伺いながらというのは、具体的にどのような人々になるのか、これが2番目の質問です。

そして、着工までの見通しですが、具体的にいつまで整備するというスケジュールがないということですが、市長が就任されて1年以上たつわけですが、高速道路は開通しました。市長みずから述べておられる一大チャンスを逃し、先に施策をずっと伸ばしていくということになると、それについて、どのような見解をお持ちなのか。そのことを3つ目に質問をしたいと思っております。

3番目の質問なので、道の駅・海の駅というのは、そのまちの顔であると私どもはそのように捉えています。水俣市が市政70周年という年を迎え、さらに発展していけるように、できるだけ早く、そして確実な方法で進めていただくようお願いをして、質問を3つお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、議員3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の私の道の駅・海の駅事業へのコンセプトはどのようなものかという御質問ですが、これは、先ほどの産業建設部長の答弁の繰り返しになりますけれども、現在道の駅みなまが広域交流拠点として位置づけられており、水俣の顔となるような施設を整備していきたいと考えております。そのためには、関係者の御意見を伺いながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の広く関係者とは、どういう関係者なのかという御質問ですが、これは行政、それから地元観光物産関係者、そういった方々というふうに考えておりました、必要に応

じ、聞き取り調査等を行いながら、整備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、3つ目のスケジュールが立っていないということだけれども、水俣インター開通のチャンスを逃すのではないかという御質問ですが、水俣インターがことしの3月に開通をしていることから、今後の施設の建設に当たりましては、訪れる観光客に喜んでいただけるように、中身のある施設を整備するとともに、開通効果を楽しむため、一日も早い整備に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど、藤本議員のほうからも御質問等がありました。私が就任して、1年以上過ぎておるけれども、そのチャンスを逃すのではないかという御質問でございました。

私がこの道の駅・海の駅構想をゼロベースで見直す、その一つのきっかけが、先ほど申し上げましたように水俣インター開通が目的としてこの事業が進められていたと。開通に間に合わせる事が目的なのか、それともその道の駅・海の駅を訪れてくる観光客、それから市民の皆様方に喜んでいただける施設が目的なのか、どちらが目的なのかということを考えたときに、前事業のときには、前市政のときにそういうインターに間に合わせる事が最大の目標ということでございましたので、それは趣旨が違うのではないかと。

それと、予算も当初の基本設計のときの予算から実施設計に移るときに、倍以上の予算に膨らんでおると、そういうこともございまして、中身がないそういった倍以上の予算が膨らんでいるような事業を果たしてそのままやっっているのかどうかという問題もございましたので、私が就任した当初にゼロベースで見直すということをさせていただきました。

そして今後、先ほど言われた、じゃあ、顔とはどういうものかといったことは、先ほど申し上げましたように、多くの方に喜んでいただける、そしてまた来たいと思われるような、そういう物産館をつくっていかねばいけない、そのためにはしっかりとした中身を持って、いろいろな方に御相談をしながら、協議をしながら取り組んでいかねばいけない。

そして、一日も早くそれを開業できるように、オープンできるように、そういったものも今後進めていかねばいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、運転免許証自主返納者への支援について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、運転免許証自主返納者への支援について、順次お答えします。

まず、運転免許証自主返納特典制度が始まってからの水俣市の制度利用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。



水俣市の運転免許自主返納特典制度は、免許証返納後の公共交通の利用促進を目的として平成28年10月から運用しております。昨年度までの制度利用者数は、平成28年度が51人、平成29年度が51人、平成30年度は71人となっております。今年度につきましては、5月末時点で既に13人が利用しており、昨年同時期の利用者数を上回っており、制度利用者の増加が予想されます。

次に、この制度申請をされる方から制度を利用することへの要望等はあるのかとの御質問にお答えします。

運転免許証を自主返納される方は、この制度の手続を行うため、警察署から市役所へタクシー等で移動され、申請を行っていただいております。返納者にとっては、移動に要する経費等の負担が発生するため、申請手続のワンストップ化の要望がっております。

市としましても、返納者の負担を削減できるよう、水俣警察署、水俣地区交通安全協会とワンストップ化について現在、協議中であります。

次に、水俣市は免許返納を促すための説明会などを行っているのかとの御質問にお答えします。

現在、市として免許返納を促すための説明会は実施しておりません。免許返納は、御本人はもちろんですが、御家族が本人に免許返納を促していくことも、大変御苦勞されているとお聞きしております。今後、免許返納を検討されています御本人や御家族に対して、返納者が納得され、返納手続を勧められる方法や本市の運転免許自主返納特典制度等を理解していただくため、まずは、広報紙等を活用し、市民へ周知を図ってまいります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

御存じの方もおられると思いますが、6月22日付の熊本日日新聞によりますと、政府は21日の閣議で2019年版の交通安全白書を決定した。75歳以上の高齢者が起こした死亡事故は、運転免許証を保有する10万人当たりの換算で8.2件に及び、74歳以下の約2.4倍に達した。また、80歳以上が11.1件ということでございまして、やはり高齢者の重大事故が続いているということ、その深刻さが裏づけられた結果になっております。

水俣はといいますと、先日、水俣警察署の地域交通課長の方にお会いしまして、お話を聞きましたら、交通事故で亡くなる人の6割が65歳以上の高齢者で、平成30年は、免許返納者は137件であったということをおっしゃっておられました。これは年々増加していることということで、警察としてもいろんなこれから施策をしていかなければならないのではないかとということをお話いただきました。

水俣市は、山間地がやはり多くて、免許を返納されるということで、山間地のほうや袋のほうをずっと回ってまいりましたが、いろいろなことで、不便をされています。袋のほうでお聞きしたのでは、農業をされておられる方が園地まで行くのが大変で、お嫁さんが車でいつも連れて

いっていただいているということをお聞きしました。

それからもう一つ、同じ農業をされている山間地の方で、まさに用事が複数あるときに困るということでした。たくさん用事があるとき、そのようなときは、タクシーで回ってもらいたいということで、現在、返納特典としては、みなくるバスの回数券、乗合タクシーの回数券が支援としてあるんですけれども、やはり乗合タクシーは不定期であるということで、ほとんどの方がいつでも利用できるタクシーへの補助をしてもらえないかというお声をお聞きしました。

そこで、ちょっと長くなりますが、全国での取り組みを1つだけ紹介します。

栃木県の鹿沼市では、免許返納者に平成20年からのコミュニティバスの回数券を出していたそうですが、平成29年からは、終身無料券を出している。その中身はこんなことでした。直接お電話をしました。10人乗りぐらいのバスが、市内をぐるぐる回っているのだけれど、それは予約ができるんですね。30分前に連絡すれば、例えば、病院が終わりそうだというとき、30分前に連絡すれば迎えに来てくれる。しかも無料なのだということでした。

このような先進のまち、鹿沼市も全域というわけではないんですけれども、取り組みはできないかもしれませんが、今やれることとしては、タクシーの乗車券などに補助をしていただけないかということをお願いしたいと思います。

それから、警察のほうに行ったときにも市民課の担当の方にもお願いしました。免許返納者から本当にたくさん意見をもらいましたが、この制度を利用する場合、免許返納をした警察で運転免許自主返納特典制度の手続きができないかという意見がありました。行ったときにもう一緒にしてしまえるようにできないかということでしたが、これについては進めていただいているようですけれども、改めて早急をお願いしたく、いつごろになるか、その可能になる時期を教えてください、これが2つ目の質問です。

質問は2つです。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 2回目の質問、2件ございましたけれども、順次お答えしたいと思います。

まず1点目が、自主返納者が買い物等利便性向上させるためにタクシー券に対する補助などを検討できないかということをございました。

報道によりますと、政府は今年18日の交通安全の緊急対策関係閣僚会議を開き、高齢者が自動車に頼らずに暮らせる社会を実現するため、公共交通の利用環境の改善、制度の垣根を超えた連携による輸送サービスの多様化等の移動支援策を交通安全の緊急対策に盛り込んでおります。

支援策の内容といたしましては、免許を返納した高齢者が区域内や回数など、条件の範囲内で乗り放題になる定額タクシーの導入を検討し、年度内をめどに結論を出す方向で進めております。

市といたしましても、国の動向に注意しつつ、免許返納者の足の確保、財源の手当について、庁内、関係各課及び関係事業者等と協議し、検討してまいります。

続きまして、申請窓口のワンストップ化が早急にいつからできるかという御質問でございました。先ほど答弁いたしましたとおり、現在水俣警察署と水俣地区交通安全協会と協議中でございます。

申請窓口のワンストップ化の開始につきましては、できる限り早い時期をめどに開始できるように進めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

うれしい国の動きもあるようで、大変ありがたいことだと思っております。

山間部のほうで免許を返納されて、日々農作物をつくって、やはり生きがいを持って、前向きに生きていこうとされている方がおられます。

しかしながら、自分がつくった生産物を車がないのでどうやって運ばいいだろうかという、そういうお悩みを持っておられる方もおられました。

市としては、ぜひこのことも仲介役としてJ Aや直売所などに伝えていただけないか、施策として結んでいただけないかというふうに、これは要望します。

それから、道路の問題ですけれども、どうしても免許を返納すると、医療センターからエムズまで歩いていったりとかするわけなんですけど、そのときにやはり歩道を歩いていると、大変危ない目に遭ったりするんだそうです。そういうことで、市民が高齢者が多くなったり、障がいを持った方たちのためにもやはり交通の面についても、きちんと今後取り組みをしていただけないか、そのことも要望をしたいと思います。

最後に、できたらなんですけれども、もうたくさんの方が免許返納をされておられるんですが、やはりどんな暮らしぶりをされていかれるか、人生の細部をどんなふうに豊かに暮らしていられるかということが大変気になりまして、できましたら、免許返納をされた方のお声を市報に載せていただいたり、またそういう集いの中で語れる人があれば、伝えていただく、そのような機会を市のほうとしても持っていただけないか、この1つだけ質問をさせていただきます。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 免許を返納された方がその後生きがいを持って生活していらっしゃる、そんな暮らしぶりを何らかの方法で市民の方へお知らせできないかということだったかと思っております。

免許を返納された方が公共交通機関等を利用した暮らしぶりを紹介していくことは、先々免許返納を検討されている御本人や御家族にとって貴重な情報であり、参考になり得ると考えており

ます。

免許返納をされた方や御家族の御協力のもと、広く市民に理解していただくために、広報紙等を活用して知らせていけるよう検討してまいります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、本年4月の統一地方選挙における水俣市議会の女性議員数の躍進について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、本年4月の統一地方選における水俣市議会の女性議員数の躍進について、順次お答えします。

まず、熊本県下の各市町村の女性議員の比率はどれくらいになったのかとの御質問にお答えします。

熊本県下の各市町村の女性議員の比率は9.2%となっております。

次に、そのうち、水俣市の女性議員の比率は、県下で何番目になるかとの御質問にお答えします。

水俣市の女性議員の比率は25%となっており、県下では1番目となります。

次に、水俣市の女性議員数の増加の要因をどのように捉えるかとの御質問にお答えします。

4月に行われました統一地方選挙は、政治分野における男女共同参画推進法が平成30年5月に施行されてから、初めての選挙となりました。

この法律は、男女の候補者ができる限り均等になるよう政党に努力を求めるものであり、各政党がこの趣旨を踏まえて候補者を選定した結果ではないかと考えます。

また、本市において、志ある女性が増加するとともに、女性の意見を市政に反映していくことを希望するといった男女共通の意識が根づいてきたことも要因ではないかと考えております。

次に、水俣市の女性議員数の躍進をどう思われるかとの御質問にお答えします。

さまざまな分野の女性が市政に参画することで、幅広い分野における女性の意見が直接的に市政へ届いたり、また、女性特有の感性による議論が活発になってくるのではないかと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。2回目の質問をします。

大変すばらしい水俣市議会の歴史を刻んだのではないかと考えております。

昨年できました法律、その後、男女共同参画ということで、国でいいますと、働く女性の地位をめぐる、またさまざま取り組まれてきたことがございましたけれども、政治分野での男女共同参画ということは前進してこなかったという経過がございました。

日本は、世界193カ国中、158位です。先進国のヨーロッパでは、各党派で候補者の比率を均等



にする努力をしているということがまずもってあったと思います。北欧のノルウェーなどがちょうど半々ぐらいにだんだんってきているということですが、日本の場合、党派による努力が足りないのと、やはり女性自身の政治に対する思いの脆弱さがまだまだあるのではないかと、そのように私は感じています。

そんな中で、水俣市では今回5人の女性が立候補し、4人が当選いたしました。水俣市にとって大きな意味を持つのではないかと考えています。

女性が暮らしの中で困ってきたこと、きめ細かい住民の悩み事、そういうことが必ず施策へ生かされていくと私は期待します。

また、子どもを産み、育てた経験や安全な食をめぐって、また福祉の向上、このことについても女性の力が生かされるだろうというふうに考えています。

そこで、改めて質問をいたします。

水俣市の女性議員がもっと増加するように、市民への政治参加を呼びかけていただけないか。これが質問の1番です。

それから2番目です。

今回当選してから、若い人が多いんですけども、できれば女性議員4人と共通のお話し合いを持つ場を持っていただけないかという声を聞きました。

そこで、それならば、ぜひ市に仲介をしていただけないかというふうに思いまして、男女共同参画の視点から、水俣市として、4人と市民との懇談の場を持っていただけないか、この2つのことを質問したいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 藤本議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目の水俣市の女性議員が増加するよう市民への政治参加を呼びかけていただけないかの質問につきましては、女性議員の増加に関しましては、法律の趣旨に基づき、女性の政治参画の観点から今後策定する第4次水俣市男女共同参画計画の中で検討するとともに、幅広く市民の政治参加が図られるよう努めてまいりたいと考えます。

次に、2点目の4人の女性議員と市民との交流の場、これを男女共同参画の観点から持っていただけないか、市として仲介できないかという御質問だったかと思えます。

これにつきましては、女性議員と市民との交流の場、これにつきましては、特定の議員の方々による活動となりますので、関係される議員の皆様方で調整をされ、検討していただければと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問になります。

質問なのですが、要望にして終わりたいと思います。

政治分野の男女共同参画の推進に関する法案が成立して、

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (発言する者あり)

さて、近年、私は、女性議員がふえるようにということで質問をしてまいりました。長年の願いであったからです。私が十数年前、女性1人当選したときは、その前の女性候補は24年前という、四半世紀、水俣には女性議員がおりませんでした。どこを見ても男ばかりでしたね。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員、要望の前提での質問というのはいりませんので、その辺、端的にお願いしておきます。

○藤本壽子君 もうすぐ終わりますので。

その中で、神奈川県のある町であったと思いますが、半分近く女性議員を生み出しているところがございす。そちらの議会になぜ女性議員が多いんでしょうとお尋ねしました。

思わぬ答えで喜んだんですけども、気候が温暖で住みやすく、しかも女性が自由に活動している、それがベースになっているのではないかということをお聞きしました。

このように、女性議員のいる町は暮らしやすく、市民が自由に元気に活動している、またクリーンなイメージもある、そんなことを私は感じています。

今回の水俣の女性議員の増加をぜひ水俣市の活力と捉えていただき、今後も男女共同参画を力強く進めていただくよう要望いたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

(高岡朱美君登壇)

○高岡朱美君 こんにちは。日本共産党の高岡朱美でございます。

改選後初の一般質問となりました。午前中、藤本議員も触れられましたが、このたび年齢、性

別、経歴の違う新たな議員が誕生されたことで、より幅広い市民の声を拾えるようになったことをとてもうれしく感じております。

市民の方とお話をしていると、今の政治は、山の中で一生懸命田畑をつくっている私たちのことなんかこれっぽっちも見えていないなど、怒りの声がよく聞かれます。

東京では、毎年人口が4万人ずつふえているといえます。その分地方の人口が減っています。どちらの側もさまざまな矛盾、多くの課題を抱えています。

先日視察に行った徳之島の伊仙町は、人口6,000人の小さなまちですが、子どもの虐待など聞いたことがないと言われていました。お互いが顔見知りで、子どもは社会で育てようという風土があるからでしょうとのことでした。徳之島にある3つの町は最近まで出生率1位から3位まで独占していました。

伊仙町長は、国から押しつけられる合併、学校統廃合などにあえて抵抗し、この風土こそが子育てや介護の課題を解決するという信念のもとにまちづくりをされていました。目の届く規模というのは議員をやっても当然あるということを感じます。

小さいからこそ実現できる住みたいまち、安心できるまちであることに自信を持ち、私も多くの市民の声をもっともっと届けることに力を尽くす決意を申し上げ、以下質問に入ります。

大項目1、国民健康保険の負担軽減について。

①、国民健康保険の被保険者は、他の健康保険に比べ、保険税負担が高くなっているが、その原因は何か。

②、水俣市国民健康保険条例第1条には、何と書かれているか。

③、水俣市の平成30年度国保加入世帯数、被保険者数はどうなっているか。

また、それはそれぞれ市全体の何%に当たるか。

④、国保加入世帯で、給与収入200万円のひとり世帯の保険税、同じ収入で親1人、子2人の場合では、保険税はどう違うか。

⑤、水俣市のひとり親世帯は何世帯か。

うち、国保加入世帯は何世帯で、その平均所得はどれぐらいか。

⑥、水俣市国保収入における特別調整交付金（水俣病関連）の交付理由、算出方法、平成30年度の交付状況はどうなっているか。

大項目2、交通弱者の安全確保について。

①、車いす及びシニアカーの道路交通法上の扱いはどのようになっているか。

②、障害者総合支援法の基本理念は何か。

大項目3、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、構想全体の工事の進め方はどうなっているか。

②、企業誘致ができる状態になるのは何年後か。

③、市長は、平成30年9月議会で、野中重男前議員が魚介類の調査を進言した質問に対し、「八幡プール周辺は安全だと思っている」と答えているが、その根拠は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険の負担軽減については福祉環境部長から、交通弱者の安全確保については副市長から、水俣川河口臨海部振興構想については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 国民健康保険の負担軽減について答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 初めに、国民健康保険の負担軽減について、順次お答えします。

まず、国民健康保険の被保険者は、他の健康保険に比べ、保険税負担が高くなっているが、その原因は何かとの御質問にお答えします。

国民健康保険（いわゆる国保）の被保険者の年齢が、他の健康保険のそれより高く、1人当たりの医療費が高額になる傾向であるため、保険税負担が高くなっている原因と考えられます。

さらに、中小企業の労働者などが加入している協会けんぽ（いわゆる政府管掌の被用者保険等）の保険料では、標準報酬月額に応じて保険料を算定し、かつその保険料の半分は事業主が負担するようになっていますが、国保税は、全額自分で支払う必要があることも原因と考えられます。

次に、水俣市国民健康保険条例第1条には何と書かれているかとの御質問についてお答えします。

第1条は、本市が行う国民健康保険の事務について、法令に定めがあるもののほか、本条例の定めるところによると定めております。

次に、水俣市の平成30年度国保加入世帯数、被保険者数は、どうなっているか。また、これはそれぞれ市全体の何%に当たるかとの御質問にお答えします。

平成30年度末における国保加入世帯数、被保険者数は、それぞれ3,990世帯、5,988人で、それぞれ市全体の34.0%、24.4%となっております。

次に、国保加入世帯で給与収入200万円の1人世帯の保険税、同じ収入で親1人子2人の場合では保険税はどう違うかとの御質問にお答えします。

本市の国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者医療支援分、介護納付分として、それぞれ

に所得割・均等割・平等割の税率を掛けて計算します。

所得割は、前年中の所得額から基礎控除額の33万円を引いた課税標準所得額をもとに計算します。均等割は、被保険者1人当たりに係る金額、平等割は、1世帯当たりに係る金額となります。

本市の令和元年度国民健康保険税の税率は、医療給付分の所得割6.1%、均等割1万6,200円、平等割1万6,400円、後期高齢者医療支援分の所得割2.6%、均等割7,000円、平等割7,000円、介護納付分の所得割1.0%、均等割5,400円、平等割3,100円となっております。

また、低所得世帯には、世帯主及び被保険者の所得額の合計額と、被保険者数に応じて、均等割及び平等割について軽減措置がございます。

まず、給与収入200万円の1人世帯の保険税は、14万1,300円となります。次に、同じ収入で親1人子2人の場合では保険税は、均等割及び平等割で2割軽減に該当するため、16万7,400円となります。

次に、水俣市のひとり親世帯は何世帯か。うち国保加入世帯は何世帯で、その平均所得はどれくらいかとの御質問にお答えします。

平成30年度末におけるひとり親世帯は、290世帯であります。また、国保加入世帯は、73世帯であります。なお、平均所得の把握は困難であります。

次に、水俣市国保収入における特別調整交付金（水俣病関連）の交付理由、算出方法、平成30年度の交付状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

特別調整交付金水俣病関連部分の交付理由については、水俣病等による医療費が多額であることに対する交付となっております。

次に、算出方法につきましては、水俣病に係る医療給付費から水俣病認定申請者の一般的な疾病等に係る医療給付費を控除し、それに2分の1を乗じた金額を税負担相当分として算定としております。

次に、交付状況につきましては、平成30年度は、先ほどの算定額の15分の9を国から、15分の3を県から交付されており、合わせて2億5,568万7,000円となっております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 国民健康保険の負担がとても重くなっていることが全国的に問題になっております。

私たち日本共産党が水俣の全市民に行うアンケートでも負担感が大きいと感じるもののトップが常に国保です。

他の健康保険と比べ、どれくらい違うのか。私自身の収入で比べてみました。水俣市から請求される国民健康保険税は、年間34万5,300円です。一方、多くの中小企業が入っている協会けんぽの場合、最近ではネット上に保険料を自動計算してくれるサービスがありまして、それを使って自分の収入を入れてみましたら、年間保険料は25万7,256円でした。



素人計算ですので不正確な数字かもしれませんが、国会質問の例をもう一つ御紹介いたします。

年収400万円で30代夫婦2人、子ども2人のモデルケースの比較で、東京都では、国保ですと、年間保険料は42万6,200円、協会けんぽでは19万8,000円、何と2倍の差があります。受ける医療の内容は同じなのに、払わなければならないお金に大きな差があります。なぜこんなに違うのか。先ほど御答弁いただきました。国保加入者の年齢が高く、医療費が高くなることと、協会けんぽの場合には、事業主が保険料の半分を負担しているということを挙げられました。国保の1人当たりの保険料率はかかった総医療費を加入者の総所得で割ったものです。なので、医療費が多ければ多いほど、あるいは所得が低ければ低いほど1人当たりの保険料が高くなります。

国民健康保険の加入者の80%は退職者及び非正規労働者です。平均所得は、水俣市の場合、正確には出せませんが、課税標準所得が100万円を下回ると思われます。その上、加入者の4割が65歳以上の高齢者なので、どうしても医療費の給付が多くなります。この傾向は全国どこでも同じです。しかし、日本では、本来憲法25条に基づいて、誰もが平等に医療を受ける権利を保障されなくてはならないはずで

ですから、国民健康保険法第1条、私、恥ずかしながら、設問をミスしまして、国民健康保険条例第1条というふうに聞いてしまったんですけれども、そこはちょっとミスでしたので、私のほうから国民健康保険法第1条を御紹介したいと思いますけれども、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とされています。つまり、この制度は、社会保障なんだと言っています。しかし、今全国で聞かれる話は、とても社会保障の名に値していません。

熊本市内で街頭演説をしていた同僚議員に、涙ながらに訴えた高齢の女性はこう言われたそうです。

夫と2人暮らしだが、2人合わせても年金は7万円程度、1日2食、1つのパンを分け合って食べることもある。持病があるが、病院にかかる余裕はない。私たちには、医療を受ける権利がない、もう逝ってしまいたい。

実は、熊本市は全国で3番目に国保料が高い自治体です。それで、市長はよく御存じだと思いますけれども、今全国知事会、全国市町村会は、国に1兆円規模の財政支援を求めています。私、これ当然の要求だと思います。国保は社会保障だからです。

そしてもう一つ、国保には他の健康保険にはない仕組みがあります。

先ほど年収200万円の人の保険料は、1人世帯では、14万1,300円、親1人、子ども2人世帯では、16万7,400円だと答えていただきました。国保以外の健康保険では、こういう結果は起こり得ません。同じ収入なら、家族構成に関係なく、保険料は同じです。

国保には独特の計算方式が使われています。それが均等割、世帯割です。均等割は、所得に関係なく、一人一人にかかる保険料で全く収入のないゼロ歳の赤ちゃんにまで請求される仕組みです。

水俣市では、先ほどの説明で、医療費分が1人当たり年間1万6,200円後期高齢者支援分が年間7,000円という説明がありました。

赤ちゃんが生まれたら、お祝い金をもらうどころか、逆に2万3,200円の保険料を請求されることになります。

水俣市のひとり親世帯は、全体で290世帯、うち国保加入世帯は73世帯ということです。この73世帯の平均所得は、水俣市ではわからないということでしたけれども、厚労省が5年ごとに行っている全国ひとり親家庭実態調査では、母子家庭の場合、年収200万円です。

市長にお伺いしますが、子育てを応援する立場から、この仕組みをどう思われるか、これが1点目の質問です。

2点目に、仮に18歳未満の均等割を全て廃止した場合、財源はどれぐらい必要になるのか、これが2点目。

そして3点目は、特別調整交付金にかかわってお尋ねいたします。

御説明がありましたように、水俣病に係る特別調整交付金は、水俣病被害者として認められている方々の治療費から一般の疾病によるものによる治療費を除いて、そのうちの半分を国が全額出すという取り決めをしております。

しかし、先ほど説明がありましたように、国が15分の9、県が15分の3、合わせて15分の12が支給されている状態で満額来ておりません。

市長は、この特別交付金が100%支払われていないということについて、何らアクションをとられたことがおありでしょうか。

以上、3点です。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、18歳以下の均等割減免の実施につきましては、近年全国市長会や全国知事会において、国に対し、子どもにかかる均等割を軽減する支援制度の創設について要望を行っているところであり、今後、国、県、他自治体等の動向及び財政状況等を見ながら、本市における実施の必要性等については検討してまいりたいと思っております。

また、18歳以下の均等割を減免する場合に必要な財源については、平成30年度末現在の18歳以下の被保険者数が324人ですので、仮に軽減措置がないものとして試算した場合、均等割額の2



万3,200円を乗じた750万円余りが必要となります。

次に、3点目の水俣病に係る特別調整交付金の交付に対する対応について、毎年、水俣・芦北地域振興計画の中に水俣病関連対策の一環として、被害者救済とともに水俣病の被害者にかかる国保の医療費増額分についても1市2町協同で地域自治体に負担が生じないように、財政措置を講じるよう国への要望を行っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） ちょっと、とめてください。

午後1時51分 休憩

午後1時51分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 制度につきましては、先ほども申し上げましたように、全国市長会や全国知事会でも要望しておりますので、国の動向を注視していきたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、3回目の質問をいたします。

18歳未満児というのはあらゆる場面で保護の対象になっているにもかかわらず、国民健康保険においては完全に一人前扱いをされているわけです。どう考えても理不尽でありますし、子育て支援に逆行するというふうな問題もあります。

それで、このように高過ぎる国保税に苦しむ人を自治体独自に救おうという動きが出ております。これが均等割の軽減、あるいは廃止です。

実はもう既に25の自治体が18歳未満の均等割に独自の減免策を打ち出しております。直近では、芦北町が今年度の4月にさかのぼって18歳以下の均等割を廃止いたしました。新聞でも大きく報道をされております。財源は国保の繰越金を充てるということでした。水俣市で同様の政策をした場合は、先ほどの答弁では750万円という試算です。

先ほどは市長は、国の動向を見て判断するというふうに言われたというふうに思いますけれども、水俣市として独自にこれを取り組むお気持ちがないか、これをお尋ねしたいと思います。

ところで減額分の財源をどこに求めるかというのは非常に大事で、18歳未満の減免をしたとしても、他の保険加入者の保険料にしわ寄せがくるようなことになっては、国保の負担の問題は解決いたしません。

それで、2つ目の質問として、特別調整交付金を約束どおり満額受け取る努力をしてはいかかかということをお願いしたいと思います。

実は、2014年に野中重男前議員が、水俣病患者団体らと環境省、厚労省に申し入れに行った際に、このことについてやりとりをしております。

野中前議員のほうから、約束されている特別調整交付金が水俣市の場合はまだ75%しか来ていない。一日も早く100%交付し、国保の財政負担をなくすべきと要求したのに対し、厚労省の役人は、水俣病は第三者行為だ、市町村に責任はない。平成23年に15分の7から15分の9に引き上げた。全て負担をするのは厳しいと思うが、持ち帰ると答えております。

厚労省の本来は出すべきものを出していないということを確認しています。

水俣病は、交通事故と一緒に第三者による加害行為により発生したものです。そういう場合、通常は健康保険は使いません。加害者が加入している任意の保険から治療費を出すのがルールです。ですが、もう何年もの間、国はその責任をきちんと果たさず、責任はないとわかっている市と被保険者に負担させているわけです。

昨年度から、国民健康保険の保険者が県になり、厚労省とのやりとりの窓口が県になっているのかもしれませんが、一度関係する市町村、窓口になる県の担当者などともう少し突っ込んで協議をして、国に最後まで責任を果たすよう積極的に働きかけて、国保加入者の負担軽減に努めてはいかがかと思いますけれども、このことについて、市長の考えをお伺いして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 先ほども答弁しましたとおり、18歳以下の均等割減免の実施につきましては、現在、全国の市長会や全国知事会において国に対して要望を行っているところです。

本市における18歳以下の均等割の減免については、国・県、他の自治体の動向及び財政状況等を勧告して、現在、本市においては、子育て世代の経済的負担軽減等を目的として既に実施をしております子ども子育て支援金や高校生までの子ども医療費助成制度等の各種施策と合わせて、本市における子育ての支援及び少子化対策の中長期的かつ総合的な施策の実施について、検討をしているところです。

また、未補填分の交付に対する交渉につきましては、平成26年度に議会からも自治体負担が生じないような財政措置を求める意見書を国のほうに御提出をいただいております。

市としましても、水俣・芦北地域振興計画に掲げております水俣病関連対策の一環として、引き続き要望していきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、交通弱者の安全確保について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、交通弱者の安全確保について、順次お答えします。

まず、車いす及びシニアカーの道路交通法上の扱いはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の車いす及びシニアカーについては、道路交通法上の定義として、同法第2条第1項第11の3号において、身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いすについて、基準に該当する電動車いす、いわゆるシニアカーも含めて、身体障害者用の車いすとして定められております。

また、同条第3項において、身体障害者用の車いすは、歩行者とすると定められております。

次に、障害者総合支援法の基本理念は何かとの御質問にお答えします。

平成25年4月、それまでの障害者自立支援法にかわり施行されました障害者総合支援法、正式には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、第1条の2において、基本理念を定義してあります。

その条文には、障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活、または社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰が生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないとうたわれております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

午前中の藤本議員の質問と関連いたしますけれども、加齢により免許を返納される方がふえています。車のない方の足は公共交通か徒歩、自転車、子どもからシニアカーをプレゼントされたという方も知っています。

先日、シニアカーを日々の移動に使われている御婦人から相談がありました。

その方は、白浜にお住まいで、病院受診や買い物などの目的で八幡通りをたびたび行き来されています。相談の内容は、その八幡通りの歩道が非常に通りにくいというものでした。

そこで、一緒に歩いてみることにしました。私もそのとき初めて知って驚いたのですが、先ほど御答弁いただいたように、シニアカーは、歩行者と同じ扱いです。ですから、歩道を右側通行

するのがルールです。ところが、そのルールに従うにも従えないというのがよくわかりました。

八幡通りの歩道上には、幾つもの電柱が飛び出しています。歩道は車道より一段高くなっていますので、上がったたり下りたりがあり、場所によっては、シニアカーでは通れないくらい狭くなっています。どうしても車道に下りざるを得なくなります。

また、やはり免許返納を進められ、自転車で生活を始めた男性からは、自転車の後ろに荷物をくくりつけて、津奈木方面から国道3号線の歩道を通って帰ってきたが、余りに凹凸が多いので、荷物がはねて落ちてしまったというものでした。

本来、自転車は歩道を通ってはいけないのですが、それだけ歩道の状態が悪いということで紹介いたしました。

障害者総合支援法の理念をお答えいただきました。

身体に障害があっても、地域社会において他の人と共生することを妨げられない。また、社会参加の確保ということがうたわれております。

法律が目指しているのは、誰もが安心して行きたい場所に行ける社会、やりたいことができる社会です。

4月の改選で、杉迫議員が当選されて、車いす生活をされている方の声が届きやすくなったというのは本当に朗報だと感じております。

障害者の目線でまちづくりをしていけば、全ての高齢者の安全もカバーできることになります。

明後日には、初登壇されて、この問題も取り上げられると聞いておりますので、しっかり受けとめていただきたいと思っております。

それで、私のほうからは、高齢者のこうした声があるが、今後、この歩道の問題について、市としてどう対応しようとしておられるのかを質問します。

質問は1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

本市の歩道の課題についての御質問であったかと思えます。どのように対応するかという御質問であったかと思えます。

本市が管理する歩道につきましては、経年劣化等により補修が必要な箇所も多く、ところによっては、歩道としての十分な機能を果たしていない箇所もあります。このような箇所につきましては、国の交付金事業を活用しながら、車道と一体的な整備を進めており、現在、歩道の拡幅や段差解消を図るため、市道堤防2号線の歩道整備事業を進めているところでございます。

市といたしましては、歩道の整備の必要性は十分認識しており、市の負担をできるだけ抑制するため、国の交付金事業を活用しながら、事業を進めていきたいと考えております。

通常、道路構造令に定める基準どおりの整備につきましては、交付金事業の対象となりますが、歩道の段差解消のみの整備は、国の交付金事業では困難であることから、市の財源のみでの部分的な整備を進めていかざるを得ません。

このような状況ではございますが、市民の皆様が安全に、そして安心して通行できるよう、財源確保に努めながら予算の範囲内において、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今の御説明はこういうことだと思うんですけど、道路整備は今のところ国の交付金事業に頼らざるを得ないと。そして、国の交付金事業の対象となるのは、国が定めている道路幅以上の道路改良に対してのみで、例えば、道全体が狭くて、歩道を広げられないけれども、せめて段差だけでもなくそうとすると、それは国の交付金の対象にならないということだというふうに思いますけれども、そういう場合には、市の単独の財源でやるしかない。

現状は、こういうことだというふうにわかりましたけれども、この問題、恐らく水俣市だけの問題ではないはずです。高齢者、障害者を守るための道路整備事業、これにも国の交付金が使えるように要望していくことも必要ではないでしょうか。

午前中に藤本議員への答弁の中で、免許返納を促進する目的から、公共交通への支援が検討されているということがありましたけれども、この中に道路整備についても入れてもらえるように今後要望していく必要もあるのではないかなというふうに思います。

一つ、参考までに御紹介しておきたいんですが、平成27年に熊本県が被告となって、損害賠償を求められた判決があります。内容は、原付バイクで走行中の高齢女性が道路のくぼみに前輪がはまって転倒し、右肩を損傷したというものです。

裁判所は、事故原因を道路の整備不良だということを認めて、物的損傷、人的損傷、裁判費用合わせて805万円と5年分の遅延利息を支払うよう熊本県に命令をしております。

歩道の整備不良で高齢者がけがをするということになりますと、道路設置者の責任も問われるケースもあるということで、市長にはぜひ予算確保に懸命に努力をしていただきたい、これを要望として質問を終わらせていただきます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、順次お答えします。

まず、構想全体の工事の進め方はどうなっているかとの御質問にお答えします。



水俣川河口臨海部振興構想事業は、大きく臨海部、河口部、現道部の3つのエリアで構成されます。臨海部は公有水面埋立免許取得後、2019年度末ごろから工事に着手し、水俣川河口部から丸島漁港側に向けて締め切りを行います。3年後の2021年度ごろから、埋立土砂の投入を行いながら、並行して干潟ゾーンの護岸構造物を築造した後、藻場ゾーンの被覆岩設置を行い、埋立関連の工程につきましては、おおむね2025年度までに整備したいと考えています。その後、干潟沖の防波堤と臨海部道路の新設工事に着手し、2029年度までには、臨海部の整備を完了したいと考えています。

河口部は、臨海部同様に2019年度末ごろから工事に着手し、水俣川下流側から上流に向かって、道路構造物の補修工事を進め、臨海部同様、おおむね2025年度までに工事を完了し、その後、道路拡幅に着手する予定です。現道部は、臨海部の護岸、河口部の道路構造物補修工事完了後の2026年度以降に着手する予定で、2032年度までに整備したいと考えています。

次に、企業誘致ができる状態になるのは、何年後かとの御質問にお答えします。

企業誘致に係る新たな土地は、臨海部の埋め立て部分となります。土地の造成工事がおおむね2025年度完了、その後、道路の新設工事が2029年度完了を予定しておりますので、企業誘致ができる状態になるのは、これらの工事が完了する10年後と見込んでおります。

次に、市長は平成30年9月議会で、野中重男前議員が魚介類の調査を進言した質問に対し、八幡プール周辺は安全だと思っていると答えているが、その根拠は何かとの御質問にお答えします。

まず、熊本県が昭和51年から毎年実施している八幡プール沖の底質検査結果が総水銀、アルキル水銀いずれも基準値を超過していないこと。次に、市で毎年実施しているクリーンセンター観測井戸の地下水検査において、水質検査証明が現存する平成19年以降総水銀値及びアルキル水銀値ともに定量下限値未満であること、同じく下水道浄化センター観測井戸地下水の総水銀値が平成4年の供用開始以降定量下限値未満であること。また、市が平成17年から実施している産業団地周辺水路及び浜雨水ポンプ場水路の水質検査において、調査開始以降総水銀値が定量下限値未満であること。

以上により、熊本県及び水俣市による八幡プール周辺の調査結果について、水銀値に異常が認められないことから、平成30年9月議会で野中前議員の質問に対し、現時点ではそのように認識しているとお答えしております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 工事完成までの行程を説明していただきました。

今年度の終わりから工事に着手し、まずは2年かけて鋼矢板で海を仕切る、その後、3年から4年かけて土砂を投入、干潟整備、藻場の設置をしていくということです。それからさらに4年をかけて、防波堤、臨海部道路を新設し、臨海部計画が終了するのが2029年、河口部のほうは、



臨海部と同時に海側から内陸に向かって工事を始め、5年で完成するということです。

そして、現道部の工事はそれらが全て終わった後に着手をするので、構造全体が完了するのは、12年後の2032年ということです。改めて、水俣市にとっては一大事業だなというふうを感じております。

それで、2回目の質問に入りますが、市長はこれらの事業の目的は当初から地域振興だと言っておられます。企業誘致について、もう少し具体的にお聞きいたします。

誘致活動を始めるのは、臨海部工事が終わってからの2029年度以降という御答弁でした。ただ、土地を造成しただけでは、企業は来てくれません。募集をかけるに当たっては、最低限のインフラ整備ができていなければならないと思います。どのような整備が求められるのか。また、そうした整備に必要な予算はどれぐらいか。まず、これを1点伺います。

次に、八幡プール周辺の安全性の問題について、再質問してまいります。

市長は、事業目的のもう一つの柱が漁業振興だと言われてきました。私、この事業のことを考えるたびに、つい思い浮かべてしまうのが、恐らく私だけではないと思いますけれども、東京の豊洲市場の問題です。

報道によりますと、豊洲の土地所有者だった東京ガスは、東京都への土地譲渡の話が出る前に、土壤汚染対策法にのっとり、土壤分析状況調査をしております。土壤汚染対策法は、次の3つの条件があるときに、土壤分析状況調査を土地の所有者に義務づけております。

1つ目が、有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき。2つ目が、一定規模以上の土地の形質の変更届け出の際、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき。3つ目が、土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認めるときです。

そして、実際に土壤汚染状況調査を行った結果、汚染状況が指定基準を超える場合には、2つのケースに分けて対策を求めています。

1つ目が、地下水の利用など、人への摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがある場合です。この場合は、汚染土の除去などの措置をすること、また、原則その土地での形質の変更は禁止されます。

2つ目に、地下水の利用などは想定されず、人への摂取経路がない場合です。この場合には、汚染除去等の措置は不要になります。ただし、形質の変更をしようとする場合には届け出が必要です。

豊洲の場合は、調査の結果、汚染が基準を超えており、一定の措置をしていました。しかし、利用目的が生鮮市場という食の安全を求められるようになったことから、より厳しい調査を行った結果、創業以来の汚染土壌が再び確認され、その処理方法を巡って、大きな問題に発展してまいりました。いずれにしろ、土地所有者である東京ガスも東京都もこの土地が汚染されていること

を知った上で譲渡の話を進め、どういう対策をして、安全を確保するかということに力点を置いておりました。

こういう力点の置き方には、私は大いに疑問を感じますけれども、少なくとも汚染がわかっている土地を利用する以上、まずはきちんと調査をして、状況を把握しておく、その上で、必要な措置を講じ、提供する際には、全ての調査データを公開して、相互理解の上で利用してもらうことが誠実で責任ある態度なのではないでしょうか。

水俣の場合は、八幡プール周辺で魚の稚魚を育てる事業が計画されているわけですが、八幡プールがどういう土地かということは、再三、この議会でも情報を出してまいりました。過去に埋め立てられた工事用由来の廃棄物から、水銀が滲出している可能性が本当はないのか、心配しております。

それで、野中前議員が、魚介類の調査あるいは周辺道路の土壌調査をしたらどうかとたびたび質問してきたわけですが、結局、市としては何も調査をしないまま、市長はこの周辺は安全だという認識を示されました。先ほど、その根拠についてお答えいただきました。八幡プール沖の底質調査と水質調査、クリーンセンターと浄化センターの観測井戸における水質調査の結果から安全だというふうに認識しているということでした。

それで、私、ここに平成元年版の水俣市公害調査報告書というのを持ってまいりました。この中に、廃棄物埋立地地下水等調査結果という項目がありまして、八幡プール3地点の調査結果が出ております。いずれも総水銀、ヒ素、鉛などの検出はされておられません。ところが、この調査をした同じ年の9月議会では、水俣市浄化センター建設予定地で行われた土壌調査で基準の33倍を超える高濃度の水銀が検出されたことが大きな問題になっているんです。

また、このとき県は新聞社の質問に答えて、チツツが独自に調査をしている水質調査では、これまで水銀が出たという報告はされていないと言っています。これらは、決して一部のデータが基準内だから全体が安全だとは言いきれないということを示しているのではないのでしょうか。

ちなみに、この問題になった浄化センターの土壌汚染対策に市は3億4,000万円の費用を投じております。一方、浄化センターの建設費そのものは1億600万円です。どこかで聞いたような話です。

それで2点目の質問をいたします。

臨海部振興構想の工事を始める前に、事前に養浜海岸付近の底質、魚介類、周辺道路の土壌の水銀調査をしておいてはどうでしょうか。

次に、3点目の質問です。

臨海部に関して、もう一つ心配なのが大地震が起きる可能性です。政府の地震調査委員会は、マグニチュード7級の地震が今後日奈久断層で起きる可能性を指摘しています。そのとき、今計

画中の護岸は、耐えられる構造になっているのでしょうか。

そして、4点目、市長にぜひお聞きしておきたいのですが、市長はこの事業は産業の振興が目的の工事だと言っておられます。一方、SDGsを推進しておられるわけで、当然環境保全に配慮されながら、事業を進められるものと考えております。環境保全には、水俣病の経験が活かされるべきと考えます。市長も随所で水俣病の経験を教訓にしてという言葉が使われております。では、市長が考える水俣病の教訓とは何でしょうか。

質問は、全部で4点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） まず、1つ目のどのようなインフラ整備が必要で、費用は幾らぐらい見込んでいるのかという御質問ですが、市が実施するインフラ整備については、道路のほか水道などが必要になります。その費用につきましては、現時点ではまだ算出はしておりません。

それから、底質や魚介類の調査を行うつもりはないのかという御質問ですけれども、産業団地内につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、周辺の地下水、水路、調査結果に異常が認められないため、土壌調査を実施するつもりはございません。

また、丸島新港付近の底質調査についても、熊本県が実施していることから、市で行う必要はないと考えております。

また、この熊本県の底質調査の結果が調査開始以降、基準値の超過がないことから、同じ魚介類の調査も実施する必要はないのかというふうに考えております。

それから、大きい地震が発生したときに耐えられるのかという御質問ですけれども、まず本事業の目的といたしまして、地域経済の活性化や水産振興を主たる目的としておりますので、これらに沿った必要な強度を有する構造物を築造する計画としております。

臨海部は、共用期間中に発生する確率が高い地震動に対し、安全な構造となっております。

また、河口部は、臨海部同様の地震においても、市道の機能が速やかに回復できるような構造としております。

最後の質問でございますけれども、この水俣病の教訓を生かしてということでございますけれども、今回の議員の御質問は、河口部臨海構想に係る質問でございますので、この水俣病の教訓という御質問に対しては、お答えするのは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） ちょっと、とめてください。

午後2時21分 休憩

---

午後2時22分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、3回目の質問をいたします。

企業誘致に必要な整備は道路と水道で、費用はまだ算定していないというお答えでした。

十数年先の話にはなりますけれども、募集をかけてみて、応募があった時点で水道を引く手配をする、必要なら道路もつくる、こういう手順になっているのだろうというふうに思いますけれども、こういうことでよろしいのでしょうか。これ確認のための質問で1点目です。

それから、2点目の着工前に底質や地盤などの調査をする気はないというのが市長のお答えでしたけれども、これが市長の姿勢だということで、再度質問させていただきましても、私は市長にする気がなくても、しなければならぬ条件があるんじゃないかと思っております。

土壤汚染により、健康被害が生ずるおそれがあると認める土地については、県が所有者に土壤汚染状況調査をさせることができるとなっています。

今度の事業は、沿岸での漁業振興が一つの目的になっています。八幡プールは、土地全体が降った雨を地下から滲出させる構造になっていたわけですから、土地に埋設された汚染物由来の汚染がしみ出していることが今本当になのかということは、やはり一度確認しておく必要があるというふうに私は思っています。

これは県の判断になると思いますので、一度、県と相談するというだけではしていただきたいと思っておりますけれども、これについて市長がどうされるのか、2点目の質問です。

そして3つ目の地震対策ですが、結論からいうと、地域振興という目的に沿った工事が予定されているので、通常起こり得ないような震度7クラスの地震には耐える構造にはもともととなっていないと、こういうことかなというふうに理解いたしましたけれども、それならなおさらのことなんですけれども、もし護岸が大きく崩れたときに、内容物が海を汚染する可能性が本当になのか、これは否定できないというふうに思います。

それで、3つ目の質問ですが、市長は水俣病の教訓については答える義務がないということなんでしょうかね。この質問の中ではそういう御姿勢なのかなというふうに思いましたけれども、そういうことでしたら、私のほうから私の考えを申し上げます。

水俣病の教訓というのは、生産活動を優先して、健康や環境を顧みなかったということがよく言われています。その中でも、具体的な教訓として学ぶべきことが何だったのか。私は、世界に類を見ない広範囲な汚染、被害者を生み出した最大の原因は、都合の悪いデータを隠したことだと思います。

そして、もう一つ、水俣病が世界に知らしめた驚くべき事実は、海で希釈をすれば毒性は薄まるという常識が実はそうではなかった。思いがけず、魚に濃縮されて人に戻ってきたということ

ではないでしょうか。汚染されていることがわかっている土地を利活用するんですから、それを前提にした積極的な調査を行い、データを公表し、必要なら、県や国とも相談しながら予防措置をとる。場合によっては、利用方法を限定するという必要も出てくるかもしれません。そして、二度と水俣病のような失敗をしないということが真に水俣病の教訓を生かすということではないかと私は考えております。

最後にもう一度、市長にお伺いしますけれども、詳細な水銀の調査をするお気持ちがないのか、質問は3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず、造成した土地に企業誘致を募集をかけたるときには、応募があった時点での市のほうで水道なりなんなりの施設をするのかという御質問ですけれども、企業誘致に関しましては、この臨海部構想の事業と並行して進めてまいります。また、水道につきましては、企業の応募の有無にかかわらず、計画している道路の新設と合わせて整備をする予定にしております。また、その他の道路につきましては、必要が生じたときに検討をいたします。

2番目の質問として、県のほうに土壤汚染について、調査のことで該当するかどうか、そうしたものを県のほうに確認するつもりはないのかという御質問ですけれども、土壤汚染対策法の第5条第1項に基づきます調査命令は、熊本県知事が判断する事項でございますので、この八幡プール周辺が該当するかどうかは、熊本県に確認をいたします。

最後に、詳細な調査をする気持ちはないのかという御質問ですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、調査につきましては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明26日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時28分 散会

令和元年6月26日

令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問



# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月26日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時6分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）
教育委員会教育総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	教育委員会スポーツ振興課長 （緒 方 卓 也 君）

---

○議事日程 第3号

令和元年6月26日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 新庁舎建設について            |
|         | 2 エコパーク水俣及びその周辺の整備について |
|         | 3 スポーツ関連について           |
|         | 4 防犯カメラについて            |
|         | 5 住民サービスの向上について        |
| 2 田中 陸君 | 1 市の財政状況について           |
|         | 2 観光振興について             |
|         | 3 学校教育問題について           |
| 3 平岡 朱君 | 1 児童の放課後の居場所について       |
|         | 2 高齢者緊急対応支援事業について      |
|         | 3 水俣病について              |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、原課における答弁の際の説明員として緒方スポーツ振興課長、岩井教育総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

これまで、一人会派の水進会として活動してまいりましたが、真志会においては議員活動の幅を広げる努力にいそしみ、自分自身のスキルアップにつなげていく所存です。2期目の議員活動に際して、叱咤激励をいただいた方々の負託にしっかりと応えていくべく、思いを新たにいたしております。

来年5月6日に本市で聖火リレーが行われることが決定いたしました。高岡市長におかれましては、早くから誘致を働きかけてこられたと思いますが、市民にとって大変喜ばしく、平和と幸せを全世界で分かち合うイベントをこの水俣で経験できることを誇りに思います。

4月の市議選においては1期4年の活動を振り返り、そして、これから取り組むべき課題や施策の実現に向けて、みずから要点を整理しましたので、それらを踏まえまして、この一般質問の機会を新たな一歩とすべく、以下、通告に従い質問いたします。

1、新庁舎建設について。

①、県内他自治体における、新庁舎建設の進捗及び入札状況はどうなっているか、お尋ねします。

②、県外での新庁舎建設に伴う入札状況について把握しているか、お尋ねします。

③、新庁舎建設などを含めた地方の大型公共事業に対する社会情勢をどのように捉えているか、お尋ねします。

2、エコパーク水俣及びその周辺の整備について。

①、道の駅・海の駅構想について、見直しに至った原因は何か、お尋ねします。

②、本定例会において、補正予算で計上されている道の駅・海の駅整備事業及び物産振興強化事業とはどういうものか、お尋ねします。

③、テニスコートやフットサル場など、運動施設などの整備が進む中、より一層の誘客増につなげるためにも、合宿がしやすい入浴や簡易宿泊施設の整備が必要と考えるがどうか、お尋ねします。

3、スポーツ関連について。

①、日本体育大学との連携協定について、その中身はどういうものか、お尋ねします。

②、6月2日に初めて開催されたスポーツキッズサポーター交流会はどうだったか、お尋ねします。

③、毎年5月、全国的に開催されている、まちづくりを支援するチャレンジデーとはどういうものか、お尋ねします。

4、防犯カメラについて。

①、店舗以外で本市の公共施設における防犯カメラの設置状況はどうなっているか、お尋ねします。

②、公共施設を除いて、防犯対策や犯罪抑止、一般道の交通状況の把握といった、市民生活に関係する防犯カメラの設置状況はどうなっているか、お尋ねします。

5、住民サービスの向上について。

①、住民が仕事前や仕事後に住民票などの手続きができるよう、関係課の始業や終業時間を変更することについて、どう考えるか、お尋ねします。

②、その際の問題点はあるか、お尋ねします。

③、始業や終業時間を変更する際は、時間外労働が発生しない時差出退勤は有効であると考えますがどうか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、新庁舎建設については私から、エコパーク水俣及びその周辺の整備については産業建設部長から、スポーツ関連については教育長から、防犯カメラについては福祉環境部長から、住民サービスの向上については総務企画部長からそれぞれお答えします。

初めに、新庁舎建設について、順次お答えします。

まず、県内他自治体における新庁舎建設の進捗及び入札状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在県内では、本市以外に8市町が庁舎の建て替えを実施または予定していると把握しております。このうち2市が竣工済み、または着工済みであり、3市町が現在入札手続中、2市が今年度中に入札予定、そのほか計画策定中が1町となっております。

このうち、入札手続中の3市町ではいずれも一度目の入札は入札参加申請者が2者に満たない等の理由により入札中止となっております。うち1町は2回目の入札を検討中と伺っておりますが、残り2市町では既に2回目の入札を試みても入札参加者がいない、または予定価格超過との理由によりいまだ落札者が決まらず、入札の再検討などが行われているところです。

次に、県外での新庁舎建設に伴う入札状況を把握しているかとの御質問にお答えします。

近隣の事例では、福岡県の2市、長崎県の1市の事例を把握しております。

まず、福岡県の1市は平成30年5月に落札者が決定されていますが、同県のもう1市は、同年1月に1度目の入札が不調となり、同年3月の再入札により落札者が決定されております。

長崎県の1市は、2回目の入札不調を経て、平成30年2月に落札者が決定し、現在工事が施工中です。

次に、新庁舎建設等を含めた地方の大型公共事業に対する社会情勢をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

再入札を行った自治体では、設計価格を見直して予定価格を増額しております。この背景には、人件費及び資材価格が上昇している実態があると考えております。

現在、東日本大震災、熊本地震等の復旧事業が行われているほか、来年開催される東京オリンピック関連の建設需要、加えて50年ほど前の高度経済成長期に整備された道路、橋梁、建築物の耐用年数到来に伴う更新需要があり、人手不足、資材供給の逼迫が地方の大型公共事業にも影響していると認識しております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 県内及び県外の状況について確認をさせていただきました。

東京オリンピック・パラリンピック関連の建設事業などに伴う建設ラッシュが一服すれば、業界も落ちつきを取り戻すのではとの話を耳にすることもありますけれども、2025年には、大阪万博も控えており、建設業界では新たな需要が高まっていくことが十分に予想されます。

そういった中で、計画的に事業を振興させ、地元への波及効果も考えていく必要があると思います。

市民の多くは、新庁舎建設が50年、60年に一度で、30億円を超える大型事業と思っているかもしれませんが、今の社会情勢からすれば、この地方の公共事業に対して、大手建設会社がもろ手を挙げて参加し、技術者を1年以上も配置するメリットを感じていないことを他自治体の事例からも察する必要があるかと思えます。

現在、旧庁舎を解体中ですが、本年10月からは発注準備に入るわけですが。他自治体の事例を他山の石として本市が同様のケースに陥ることなく計画どおりに進めていくことが望まれるかと思えます。

そこで、質問いたします。

今後、本市において、計画的に進める上での主な課題は何か、お尋ねします。

2つ目に、入札の辞退や不落を回避するための対応策はあるか、お尋ねします。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございますが、まず1点目の新庁舎建設に当たって、計画的に進める上で課題は何かという御質問ですが、実施計画をもとに入札及び契約時も予定どおり進めることが必須であるという

ふうにご考えております。

その上で、工事監理を行いますけれども、県内外の建設業の動向、それから資材価格を初めとする経済状況などの影響も受けますことから、常に最新の関連情報の取得に努めながら、事業の進行に支障がないように最善を尽くすことが必要であると考えております。

それから2点目の入札の辞退や不落の回避のための対応策があるのかという御質問でございますけれども、まず最新の資材価格や人件費等の動向を精査いたしまして、適切な予定価格を設定することと、それに合わせて仕様書における諸条件を入札の予定者に明確に提示をすることが必要であるというふうにご考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 建設コストや労務費の高騰を背景に、いかに予定価格を適正に設定できるかの精度が求められていくだろうと思います。

実際の入札時期よりも早い段階で予算設定を行い、その間の建設コストの高騰などを考慮しなかったり、あるいは、予算設定に見合わない設計内容では入札がうまくいかないことは十分にわかっているはずだと思いますので、設計会社での精査はもちろんのこと、庁内においても、従来以上に予定価格の検証が重要になるかと思えます。再公告、再入札となれば、庁内では書類の準備などで無駄な時間と労力が必要となり、それらは業者にとっても同様であり、結果的に工期などへの影響が懸念されます。

仮庁舎のプレハブについては、使用期限が5年間と限定されていることから、安易に工期をずらす回避策は通用しないかというふうにご思います。

そこで、2点質問いたします。

1つ目に、入札などの発注業務がスムーズに進むことが望ましいわけですが、現在のスケジュール下において、仮に入札の辞退や不落が出た場合の時間的余裕は確保されているのか。

また、工期全体に影響することはないかお尋ねします。

2つ目に、本事業による地元への波及効果をどのように考えているか、お尋ねします。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、入札が仮に不調になったときに時間的な余裕、それから工期全体に対する影響があるのかという御質問でございますけれども、本市の新庁舎、これは熊本地震の災害復旧事業として他の災害自治体と足並みをそろえて復旧を進める必要があるということから、仮庁舎のプレハブ、建物のリース契約を令和3年の12月までの5カ年としておりまして、それまでに移転が



できるように建設に取り組んでまいりました。

これまでのところおおむね工程どおりに進行しておりますが、今後9月までに実施計画を完了し、予算計上の上、年内に発注準備をして、年明けに入札、契約を済ませ、4月の着工を予定しておりますが、現在の想定では、入札不調の場合には、ほとんど余裕はございません。

そのような場合には、再入札のために一定の期間を置いて、予定価格の見直しや工期の再設定など、多大な事務が生じ、工程にも影響することとなります。よって、そのようなことがないように、先ほど答弁で申し上げましたように、適切な予定価格の設定に努めることと、発注に係る諸条件を適切に設定をいたしまして、早期に、そして明確にこれを提示することが大切であるというふうに考えております。

なお、庁舎本体の完成後には、残る旧庁舎の新館、それから秋葉会館の解体工事、そして仕上げの外構工事が残っておりまして、新庁舎建設事業の全ての完了を令和4年9月と設定しておりますので、工程どおり進捗するよう、可能な限りの努力を今後ともしていきたいというふうに考えております。それから、この新庁舎建設に当たっての地元への経済効果の波及はという御質問でございますけれども、市の庁舎の建て替えは、長らく本市の重要課題となってきた事柄でもあり、いわば50年に一度の一大事業でもあります。

そこで、工事発注に当たっては、分離分割発注方式や地元事業者を含む共同企業体の結成を要件とするなど、地元事業者の参画の機会が広がるような手法を検討したいというふうに考えております。ぜひとも地元業者の皆様にも御参加をいただいて、一緒に市民に愛される庁舎を築き、また、事業発展のきっかけにもしていただきたいと考えております。

また、1階市民交流フロアの天井、吹き抜けホールの壁、各階の床には、地元産の木材を使用する予定であり、地元の素材のよさを知ってもらう場とするほか、1階には情報発信スペースを設けまして、水俣の観光・物産・産業をアピールする場とするように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、エコパーク水俣及びその周辺の整備について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、エコパーク水俣及びその周辺の整備について、順次お答えします。

まず、道の駅・海の駅構想について、見直しに至った原因は何かとの御質問にお答えします。

本事業については、現在の道の駅みなまたのさらなる交流人口増加の促進を図ることを目的に、平成28年度から新たな物産館建設に向けて準備を進めてまいりましたが、総事業費や建設場

所などの内容を精査した結果、建設規模の妥当性等を再確認するため、ゼロベースで見直すことといたしました。

次に、本定例会において補正予算で計上されている道の駅・海の駅整備事業及び物産振興強化事業とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

今回補正予算にて計上させていただきました予算のうち、道の駅・海の駅整備事業につきましては、施設整備総合プロデュース業務委託料を計上しております。

本業務の委託は、ゼロベースで見直すこととした施設整備計画において、施設の配置や規模、事業費などについて、見直しの意向を踏まえて基本構想や基本計画を改めて策定するとともに、計画や設計、事業費や進捗管理などを含めた事業全体の適正な監理を行うためのものです。

また、物産振興強化事業につきましては、水俣インター開通を迎え、交流人口が増加する中、地域経済の活性化につなげるための新たな特産品の掘り起こしや商品化、生産者との連携、加工品等の開発などを行います。

次に、テニスコートやフットサル場など、運動施設などの整備が進む中、より一層の誘客増につなげるためにも、合宿がしやすい入浴や簡易宿泊施設の整備が必要と考えるがどうかとの御質問にお答えします。

合宿などの受け入れのための簡易宿泊施設等の整備につきましては、市内の宿泊施設の利用状況や受け入れ体制の状況及び合宿などの受け入れを行っているスポーツ関係団体や施設管理者などに意見を聴取しながら、現状を把握した上で、必要かどうかについて判断したいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 新たな物産館建設の構想は西田前市長時代からの継続事業です。

事業規模や国・県の補助金割合などの計画案は、議会へ説明済みとなっていましたが、実際のところ3億円強の投資予定額が倍以上に膨れ上がっていたり、運営は公募制といいながら、特定の団体からの情報に頼り切っていたために、公募制による自主運営が成り立つのかなど、当初計画からすれば、幾つもの不明な点が昨年2月の市長選後に浮き彫りになったわけです。いかに西田前市長のずさんなマネジメントで計画が進行していたかということだろうと思います。

大義名分は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ開通に合わせることだったかもしれませんが、昨年2月時点での計画進捗を考えれば、到底無理だったことは明らかであります。

当時の執行部が市民や議会に対して、事業費が倍以上に膨れ上がっていた事実などを隠したまま、勝手に計画を進めていたとすれば、それこそ大問題です。高岡市長が一旦踏みとどまり、ゼロベースで見直すことを決断されたことは賢明な判断であったと思いますし、市民への過剰な負担を回避できたことは、評価に値いたします。

庁内検討で、計画の進捗が果たせなかったことを率直に振り返り、補正予算が承認された際は、外部コンサルタントなどの人選をしっかりと行っていただき、本市の交流人口増加や経済面での波及効果を生み出せるようよろしくお願いいたします。

物産館の位置づけは、観光入込客をふやして、地元物産品を買ってもらい、本市のPRにつなげることも狙いの1つと考えますが、残念ながら地元物産品や加工品などは、そう多くはないのも実情です。

南九州西回り自動車道の全線開通を見据えた新物産館の計画構想も大事だと考えます。私が思うのは、鹿児島市内への行き来がこれまでの九州自動車道による人吉・えびのを経由するルートから西回りのルートに変わっていくだろうということです。その際、八代の宮原サービスエリア以南のトイレ休憩などで立ち寄る場所が必要になってきます。本市では、水俣と袋の2カ所インターチェンジができますので、新物産館である道の駅をインターチェンジ間の中間地点として、利便性をアピールできる施設にすべきだと考えます。

個人旅行者やバス旅行者にとっての利便性の一つにトイレ休憩があると思います。スムーズにトイレを済ますことができれば、そのついでに物産館をのぞいて、物産品を買ってもらう時間がつくれます。トイレの数が少なければ、順番待ちで並ぶ時間が費やされるため、特にバス旅行者はトイレだけ済ませて、次の目的地に向かうので素通りと一緒にになってしまいます。よって、トイレが充実した施設にすることで、買い物できる時間をつくり出すといった視点での検討も一考の余地があるのではないかと思います。

西回り自動車道に近い国道3号線の道の駅の中でもひとときトイレを充実させることで、バス旅行を企画するバス会社やツアー会社にもPRしやすいと考えますので、新たな物産館構想の中での検討を提案します。よろしくお願いいたします。答弁は不要です。

次に、合宿がしやすい施設の整備について。

先ほどの答弁では、市内宿泊施設の利用状況や受け入れ態勢の状況などの現状を把握した上で、必要の可否を判断したいとありました。

本市では、団体客への宿泊費助成を何年も行っております。助成を受けている団体が大会での宿泊なのか、合宿なのか、それとも観光なのかはPDCAサイクルで考えれば、把握できていて当然ではないでしょうか。実績の把握ができないまま助成だけは継続されているのでしょうか。

また、第6次水俣市総合計画における観光振興が掲げられ、宿泊者も含めた観光入込客の目標値が設定されておりますので、現状把握や課題に対する改善策などを講じていく前提がないままでの目標値の設定はあり得ないと思います。

私は過去の一般質問で水俣に宿泊される個人や団体がどういった理由でこの水俣を選ばれているのか、市内の宿泊施設の協力を得て、アンケートを実施すべきと提案したことがありますが、

その後の取り組みがどうなったかもわかりません。

合宿などの受け入れを行っている関係団体などに意見を聴取されるのであれば、あわせてエコパークの指定管理者の協力を得て、市外から日帰りで施設を利用されている団体に対して、合宿施設のニーズがあるかなどのアンケートを実施していただくよう提案しますので、前向きな検討をお願いします。

今回の合宿しやすい施設整備の質問に対しては、意見などを聴取しながら、現状把握を行うと答弁をいただきましたので、その結果については、しかるべき時期に開示いただきますよう、申し入れいたします。答弁は不要です。

エコパークは、県南における観光及びスポーツ面において、素晴らしい施設になっていく可能性をまだまだ秘めていると思います。

休日のみならず、平日でも多くの元気な高齢者の方々がグラウンドゴルフに親しまれております。利用者がより快適に過ごしていただけるような環境の整備によって、活性化にもつなげていくことが今後大事になってくると思います。

これからの時期、悩みの種になるのが、人間の血を吸う蚊及びブヨなどの虫の発生です。世界でも最も人間を死に至らしめている生物が蚊であり、年間で72万5,000人が命を落としていると言われております。

蚊が媒介する主な病気として、日本脳炎、ジカ熱、デング熱、マラリアなどが知られておりますが、蚊の寿命は3週間から4週間程度で、1シーズンに3世代前後までが活動するそうです。

エコパークのトイレには、ジカ熱、デング熱の感染源であるヒトスジシマカに注意との厚生労働省通達の張り紙が掲示されております。蚊は1匹で約300個の卵を産みます。血を吸うのはメスだけですので、オス、メスの割合を半々で単純計算すると、5月に発生した1匹が3カ月後には675万匹のメスになるわけで、驚異的な繁殖率も蚊の生態の特徴です。卵を産ませないためには、多くのメスの蚊を捕獲する必要があるわけで到底人海戦術では無理な話です。

調べるところによりますと、蚊の修正を利用した24時間稼働で捕獲する屋外専用の装置も販売、流通されており、キャンプ場やリゾート施設、サラブレッドを育成する牧場、学校などに導入されている事例もあります。

そこで1点、質問いたします。

観光やスポーツで快適に過ごしてもらうためにも、蚊やブヨの発生を抑える装置の設置を望むが、どうかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

蚊やブヨの発生を抑止する装置の設置を望むがということですが、交流拠点であります



エコパークにおいて、観光やスポーツで快適に過ごしてもらうために、蚊やブヨなどの害虫の発生を抑える装置の設置につきましては、必要であると考えております。

議員から御提案いただきましたこの件につきましては、エコパーク水俣の関係者にお伝えし、対応についてお願いしたいと思っております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 例年より梅雨入りが遅いと感じておりますけれども、きょうが梅雨入りの雨になるかもしれません。梅雨明けすれば、間違いなく蚊は繁殖いたします。屋外で蚊取り線香を炊いたところで、蚊はどろんしてくれません。今シーズンを逃せば、1年後になってしまいますので、ぜひとも蚊の捕獲状況を確認する意味でも装置メーカーの協力を得て、試験的に設置することを前向きに考えていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、スポーツ関連について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、スポーツ関連について、順次お答えします。

まず、日本体育大学との連携協定について、その中身はどういうものかとの御質問にお答えします。

水俣市スポーツキッズサポーター基金事業の取り組みの中にトップアスリートの誘致事業を掲げておりますので、日本体育大学と体育・スポーツ振興に関する協定を締結いたしました。

協定の中身は、目的に体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、相互の発展と社会貢献を図ることが定められており、取り組みの主な項目として、相互の教員・職員の交流または指導員の派遣に関する事、相互の学生及び生徒・児童の交流に関する事、相互の施設利用に関する事などがあります。

今年度に予定している取り組みとしましては、日本体育大学の一流の指導者や競技選手を本市に派遣してもらい、水俣の子どもたちが直接スポーツ指導を受けることなどを考えております。ほかにも、子どもや指導者などが日本体育大学のキャンパスに出向き、大学の体育施設やゲストハウスを特別に利用することができますので、今後取り組みを広げていきたいと思っております。

次に、6月2日に初めて開催されたスポーツキッズサポーター交流会はどうだったかとの御質問にお答えします。

子どもたちのスポーツ活動を支える水俣市スポーツキッズサポーター基金に対しましては、昨年度71件、300万円余りの貴重な寄附金をいただいております。この基金を活用した活動奨励金の交付と交流会を6月2日に初めて行いましたが、地元県議会議員と市議会議員を初め、スポーツクラブ、寄附をいただいた地元企業など約150名の関係の皆様にご出席いただき、まことにあ

りがとうございました。

この交流会においては、スポーツクラブの子どもや指導者が寄附者と間近に交流し、意見交換できたことが非常に良かったと思っております。特に、交流会のバーベキューでは、子どもたちがクラブ間の垣根を越えて仲よくなり、用意した焼き肉もすぐになくなるほどの盛況でした。また、クラブの指導者からは、こんなに多くの地元企業の皆様に支えられて感謝している、一方の寄附をしていただいた地元企業からも、支援するクラブの競技や活動内容がわかって良かったなどの声をいただいております。

次に、毎年5月、全国的に開催されている、まちづくりを支援するチャレンジデーとは、どのようなものかとの御質問にお答えします。

チャレンジデーは、1983年にカナダで始まり、日本では1993年から笹川スポーツ財団がコーディネーターを務めて開催しております。内容としましては、毎年5月の最終水曜日に開催され、人口規模がほぼ同じ自治体間で、午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競い合うものです。敗れた自治体は、対戦相手の自治体の旗を1週間掲揚して健闘をたたえるようになっております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 日体大との連携につきましては、本市の子どもたちや指導者にとっては、これまでにないさまざまな相乗効果があるものと期待しております。

5月22日、本市で行われた協定締結式に際して、松波理事長がじかに足をお運びいただきました。人口2万5,000人を切る地方の自治体に思いを寄せていただいている姿勢に感銘を受けました。松浪理事長からは、子どもたちへの支援はもとより、お年寄りが健康で生活し続けられる環境づくりも視野に、スポーツ面でのサポートが必要と思っているとの話を聞き、本市の実態もしっかりと考えていただいていることが伝わってきました。

この連携協定が実現できた背景には、高岡市長が日体大の同窓生として、人脈をフル活用された結果であると思っております。本市との連携協定は、日体大にとって68番目であり、今後は80カ所まで連携協定を広げていくと伺っております。

現在、熊本県内では、本市だけですが、全国で見ると80分の1カ所になった場合、日体大側から見たときに、いかに本市が魅力的な取り組みを行っているかが重要になると考えます。連携協定さえ結べば、何でも順風満帆に物事が進むというわけにはいきません。スポーツを通じた連携を初め、日体大側から振り向いてもらえる、目をかけてもらえるような、いろんな仕掛けが必要ではないかと思っております。80カ所ともなれば、連携協定している自治体の中で本市独自の付加価値を考えていくことも必要ではないかと考えます。

子どもたちの元気をアピールするとともに、地元農産物を通じて、日体大側に本市の魅力を



大いに感じてもらえる機会が提供できれば、良好な関係づくりが継続できるのではないかと考えます。例えばサラダタマネギの植えつけや収穫、デコボンや甘夏などのかんきつ類の収穫に子どもたちの手を借りて、日体大へ届けることも一つの付加価値ではないかと考えます。

そこで、まず1点質問いたします。

小・中学校教育やキッズスポーツクラブに登録しているスポーツ団体などの協力を得て、サラたまやかんきつ類、お茶などの地元名産を日体大の学食へ提供する取り組みを期待したいがどうか、お尋ねします。

続けます。6月2日に開催されました交流会に私も参加いたしました。各団体が活動奨励金を直接受け取る際に、団体代表の子どもからチームの紹介、そしてチームや個人の目標を語ってくれました。活動を支援していくための源泉は寄附金であり、毎年継続していかなければなりません。そのためにも関係者が一堂に会する交流会によって、活動の見える化が図られたことは大変有意義であったと評価しております。

一つだけ要望したいことがあります。今回、初めての交流会開催ということで、試行錯誤はあったかと思えます。予算の都合上、各団体からの参加人数を絞らざるを得なかったと思えますが、指導者からはできるだけ全員参加させたい、意義ある交流会だと思うとの話を伺いました。野球やサッカーチームなどは、大世帯になり大変かもしれません。しかし、指導者が交流会の趣旨を理解して臨んでおられることは、行政の理解者をふやすことにつながります。参加人数がふえれば、一部改正も考えてよいのではないかと思いますので、来年度の実施に向けて御検討願えればと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、来年5月6日に本市で聖火リレーが行われることが決定しました。テレビでは東京オリンピック時の聖火リレーを振り返る映像を流す機会も多く、聖火ランナーに合わせて伴走する人の多さに驚きます。

さきの新聞報道で、日本の大会組織委員会から、国際オリンピック委員会に対して、一部区間で聖火ランナー以外のサポートランナーを認めてもらうよう要請し、それが認められたとありました。

私は聖火ランナーのサポートを本市のキッズスポーツクラブの子どもたちに託せないものだろうかと思いをめぐらす次第です。サポートランナーについての詳細は残念ながら持ち合わせておりませんが、可能性があるようであれば、積極的にアプローチしてほしいと願います。

そこで、2点目の質問です。

来年本市で行われる聖火リレーに合わせて、スポーツキッズサポーター交流会などの関連イベントを開催することで、スポーツを通じた本市活性化の起爆剤にすべきと考えるがどうかお尋ねいたします。

続けます。チャレンジデーについて私も調べました。本年度については、5月29日に開催済みとなっております。全国で119自治体が参加しており、熊本県においては、山江村の1自治体のみとなっております。参加自治体が一番多い都道府県は秋田県の25自治体であり、恐らく平均寿命の都道府県ランキングが例年下位レベルのため、県主導での取り組み強化が影響しているものと思われまます。

人口が同規模の自治体間で競うわけですが、お互いにエールを送り合う意味で、事前に対戦自治体の紹介をし合うようになっており、チャレンジデーに参加することで、本市のPRにつながるとともに、他の自治体に関心を持つことができます。15分以上継続して行う運動やスポーツも難しく考える必要はなく、日常の延長戦で取り組みます。平日ですから、グラウンドゴルフはもとより、ごみ拾いなども構わないとなっておりますので、行政、企業、学校などを巻き込んで、昼休みなどを活用した住民参加型でチャレンジできます。

また、本市における健康づくり条例や健康づくりマイレージ事業の取り組みをこのチャレンジデーに結びつけて、年齢、性別を問わず気軽に参加してもらい、コミュニティづくりや本市の活性化につなげていければと考えます。

そこで、3点目の質問です。

本市における健康やスポーツの取り組みを網羅できると期待されるチャレンジデーへの参加を検討してみてはどうか、お尋ねします。

以上、3点です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず1点目の地元の名産を日本体育大学への学食へ提供する取り組みについてですけれども、水俣の子どもたちが地元名産を日本体育大学の学食へ提供することは大学との連携を深めることにつながると思います。

また、あわせまして、大学を通じて、地元名産の評判が首都圏で高まることも期待できますので、今後の交流の中で効果的な方法を考えてまいります。

次に、2点目ですけれども、聖火リレーに合わせてスポーツキッズサポーター交流会等の関連イベントを開催して、本市の活性化につなげてはどうかという御質問でございました。

聖火リレーの盛り上がりに関連イベントにも反映させ、本市活性化につなげていくことは必要なことであると理解しております。特に、子どもたちには、本市で聖火リレーが実施される感動を与えられればと思っております。

次に、3点目なんですけれども、チャレンジデーへの参加を検討してみてはどうかという御質問でした。

チャレンジデーが開催されます5月は来年度の同じ時期に聖火リレーが決定をしております。そのため、全市を挙げて聖火リレーの成功に向けて取り組む必要があります。チャレンジデーの参加については、その後考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 サラたまにつきましては、農地の確保が必要になってきますが、農地を持っている方とお話をしますと、喜んで協力してくれると言っていただく方がおられます。農地を格安、または無償でお借りすることも十分可能だと考えます。かんきつ類の収穫についても、生産者に話をすれば理解・協力いただける方がきっといらっしゃると思えます。私も微力ながら尽力したいと思えますが、何よりも本市の子どもたち自身が日体大との連携を実感できる機会の提供は、いろんな面で必要だと感じております。収穫祭を通して、子どもたちの作業風景やメッセージなどを撮影してQRコード化して、日体大の学生に読み込んでもらう。そうすれば、学食で食事しながら、気軽に映像を見てもらうことも可能になります。

そういった取り組みを通じて、日体大の学生の皆さんへ本市を積極的にPRしていくことは、大したお金をかけなくてもできるかと思えます。学生の皆さんから共感してもらうことはきっと連携強化につながると確信しております。ぜひ来年に向けて前向きな取り組みを期待したいと思います。

本市における活性化策はいろいろありますが、スポーツはその一つと考えます。年齢、性別を問わず、多岐にわたる種目がある中で、気軽に種目を選択して楽しむことができるのがスポーツであり、その取り組みがわかりやすいのもスポーツの利点だと思えます。

また、来年の聖火リレーは本市活性化の起爆剤になることは間違いありませんし、そうしなければならぬと思えます。

チャレンジデーについては、聖火リレーと同時期のため、今後検討を要するとのことですが、できるだけ早い取り組みを期待します。

今後ともスポーツを通じた活性化策に大いに期待するとともに私自身もいろいろなアイデアを提案していきたいと思えます。そして、そうしたときのスピーディーな組織の対応が今後強く求められていくと考えます。

そこで1点のみ質問いたします。

スポーツを通じた本市の活性化を進めていくに当たっては、組織体制の充実や柔軟な対応が要求される場合もあるかと思うがどうかお尋ねいたします。

以上、1点です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えします。

スポーツを通した本市の活性化の推進に当たっては、組織体制の充実とか柔軟な対応が要求される場合もあるのではという御質問でした。

スポーツを通した本市の活性化のため、市議会議員の皆様の御協力をいただきながら、水俣市スポーツキッズサポーター基金事業などの取り組みを進めているところでございますが、聖火リレーも含めまして、事業拡大や新規の取り組みには、組織体制の充実が必要であると考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、防犯カメラについて、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、防犯カメラについて、順次お答えします。

まず、店舗以外の本市公共施設における防犯カメラの設置状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の公共施設においては、12施設に62台が設置されており、その内訳は、道の駅みなまたインフォメーションセンター付近に4台、総合体育館に6台、市内小中学校体育館9施設に9台、総合医療センターに43台となっております。

次に、公共施設を除いて、防犯対策や犯罪抑止、一般道の交通状況の把握といった市民生活に関する防犯カメラの設置状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、防犯カメラは、市内さまざまな場所で設置されております。コンビニエンスストアや小売店舗、金融機関では、万引き等の犯罪行為に対する抑止策として店舗内外に設置されております。また、国道では、冬場の凍結時期に路面状況の把握のため、国土交通省において監視カメラが設置されるなど、さまざまな場所や用途で設置されている状況となっております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 防犯カメラの設置目的はさまざまであろうと思います。店舗や金融機関などにおいては、必要に応じて警察などの連携も図られているかと思います。

毎日のテレビでは、高齢者ドライバーの事故、またその事故に巻き込まれてしまう幼い子どもたち、住民生活を脅かす犯罪などのニュース映像が流れるたびに、それらに関連する防犯カメラの映像も取り上げられます。事故や事件がないことが望ましいわけですが、残念ながら起こってしまったとしても、防犯カメラの映像が事故や事件の検証に大いに役立つ場合もあります。東京オリンピック・パラリンピック開催に向けては、犯罪抑止を主たる目的にAIを活用した防犯カメラの設置も進められております。

以前、防犯カメラの設置については、プライバシーの侵害に当たるといった風潮もありましたが、住民生活を脅かす事件の頻発、特に幼い子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件の報道に触れる機会が多いと感じる昨今、抑止力という意味での防犯カメラの必要性は高まってきていると思います。本市においても、今後、防犯カメラ設置の必要性が観光施設における不審者や盗難への対策、子どもたちの通学路についての要望は特に高まってくるのではないかと思う次第です。

小学校の登校については、集団登校、保護者の引率、交通指導員、地域の児童民生員、学校の先生方との連携で、安全安心が確保されております。一方で、下校時やスポーツ練習後、友達と遊んだ後の帰り道などについては、登校時よりも心配が膨らみます。

そこで、1点のみ質問いたします。

今後、学校通学路及び市民生活の安全安心を目的とした防犯対策や犯罪抑止、事件などがあつた場合の検証につながる防犯カメラ設置の必要性について、どう考えるか、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 小路議員の2回目の質問についてお答えいたします。

今後、学校道路及び市民生活の安心安全を目的とした防犯対策や犯罪抑止、事件等があつた場合の検証につながる防犯カメラの必要性についてはどう考えるかということでございました。

議員も御指摘のとおり、防犯カメラは地域住民や通学児童、生徒の安心を高めるだけでなく、犯罪防止の効果も期待できるものと認識しております。また、最近の報道では大阪府吹田市で警察官を襲撃し、拳銃が奪われるという事件が発生しておりますが、早期の容疑者逮捕の決め手となったのが防犯カメラの解析であつたことから、改めてその必要性が注目されているところでございます。

現在、水俣地区防犯協会連合会、水俣警察署等と連携・協力し、飲料水メーカーが自動販売機に防犯カメラを取りつけた見守りカメラの設置を行っており、5月末現在、市内10カ所に設置しているところであります。

犯罪抑止や子どもたちが安心安全に登下校できる環境を守っていく上でも引き続き水俣地区防犯協会連合会等と連携し、地域防犯に努めていきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 警察及び関係先との連携や協力体制の構築は必須だと考えます。第6次水俣市総合計画においては、各種防犯活動の実施、支援の継続が掲げられておりますので、防犯カメラ設置により取り組みの充実につなげていってほしいと考えます。しかしながら、本市の財源だけで考えていくには難しい課題との認識もあります。今後、国の補助事業が設けられたりした際のスピーディーな行政対応は当然ですし、民間との連携を考えていく方法もあるのではないかと思います。



ます。

本市と同じように、人口減が進む自治体において、中山間地域の交通手段を維持するために自動車メーカーと連携する自治体も多くあります。つい最近では、宇城市が文房具メーカーと包括連携協定を締結しました。行政経営の効率化に向けてオフィス改革、オフィス空間や住民サービスに関する研究、検討などについて連携するといった内容です。いわゆる自治体と企業の連携は普通に行われていることであり、知恵と行動、そしてスピードによって自治体の課題解決に寄与するであろうと思います。

防犯カメラ設置についても、警備会社や防犯カメラを販売する会社、自動販売機を活用するのであれば、飲料会社などの包括連携を模索するすべもあるのではないかと思います。何もかも民間から支援をもらうという考えにとられる必要はなく、民間にも行政にもそれぞれメリットがあるからです。行政側には、民間企業からのノウハウの提供、費用負担の軽減につながる場合もあると思います。民間企業側には、社会貢献の考えも当然でしょうが、行政との連携で得られるデータは、次の売り込みの際に貴重な取引材料になっていきます。いわゆるAIを活用するためのビッグデータを民間企業は欲しているわけですから、行政との連携はウィンウィンの関係にあるわけです。

そこで1点質問します。

防犯カメラの設置を今後検討する場合、民間企業との連携を図る取り組みを積極的に行ってみてはどうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 小路議員の3回目の御質問についてお答えいたします。

防犯カメラの設置を今後検討する場合、民間企業との連携を図る取り組みを積極的に行ってみてはどうかということかと思えます。

議員御指摘のとおり、防犯カメラを設置する場合は、電気使用料、カメラの修繕費、画像データ記録のための記憶媒体等のランニングコストの発生が想定されます。

さらに防犯カメラの設置が増加することで、運用面についても煩雑になるおそれが考えられますが、このような問題点を民間企業側からノウハウを提供していただくことで解決することになるかもしれません。

これから2025年の超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の5人に1人が認知症患者となると予想されています。自動販売機に設置した防犯カメラによって認知症の高齢者の足取りを記録することで、高齢者が事件や事故に遭うことが減るかもしれません。例えば、自動販売機を設置する飲料水メーカーは、高齢者のニーズに合った飲料水のデータ収集に活用できると思われます。



今後は関係団体や庁内関係課とも協議しながら、検討してまいります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、住民サービスの向上について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、住民サービスの向上について、順次お答えします。

まず、住民が仕事前や仕事後に住民票等の手続きができるよう、関係課の始業や終業時間を変更することについて、どう考えるかとの御質問にお答えします。

住民票等の手続きのために、仕事を休んで、来庁される住民の負担を考えますと、始業や終業時間を変更することは、住民サービスの向上につながるものと考えております。

また、県内14市の取り組み状況を見ても、11市が週1回程度の終業時間の延長等で、証明書等の事務を実施していることから、同様に本市でも終業時間の延長等について、検討していきたいと考えております。

次に、その際の問題点はあるかとの御質問にお答えします。

問題点として考えられることは、まず、始業や終業時間を変更し、窓口業務時間を延長すると、職員の労働時間が増加し、それに伴う時間外勤務手当が増加いたします。また、窓口業務を早朝7時から開始する場合は、限られた職員で業務を行うこととなりますので、電算システムのふぐあいが発生した場合やつり銭の管理などが生じることへの対応が必要となります。

次に、始業や終業時間を変更する際は、時間外労働が発生しない時差出退勤は有効であると考えられるかとの御質問にお答えします。

現状の勤務体制で窓口業務の時間を延長した場合には、時間外労働が発生いたします。よって、議員御指摘のとおり、時差出退勤は労働時間の増加を防ぎ、時間外勤務手当の抑制につながる有効な方法と考えます。

ただし、時差出退勤を実施した場合には、窓口業務の担当者が少なくなる時間帯が発生することとなります。よって、窓口業務の現状を分析し、延長時間で取り扱う業務の対象や、これに伴う人員配置など十分に検討する必要があると思われれます。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 住民サービスの向上につながるという考え方の方向性は共有できたと感じました。

しかしながら、課題もあり、検討の必要性があることも認識いたしました。

人口規模が大きい自治体においては、コンビニや大型商業施設などと連携して住民票などの発行が可能になっております。本市においては、簡易郵便局での住民票の発行もありましたが、費用対効果もあつてか長続きしませんでした。また、コンビニなどとの連携も現状は難しいのではないかと私自身感じております。

そういった中であって、違った方法で住民サービスの向上に寄与できないかとの思いもあり、県下14市のうち11市が週1回程度の就業時間の延長などで対応している現状も踏まえ、本市においても今後前向きな検討を期待する次第です。

そこで、1点のみ質問いたします。

窓口業務における住民サービスの向上について、新庁舎での業務開始を見据えた検討をお願いしたいと考えるが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

窓口業務における住民サービスの向上について、新庁舎での業務開始を見据えた検討をお願いしたいと考えるが、いかがかとの質問でございました。

住民サービスの向上については、新庁舎建設基本構想の中でも検討すべき事項として位置づけ、庁内で既に合同検討部会を立ち上げており、住民が一つの窓口で手続きが完了するようなワンストップ総合窓口システムなど、本市に合った住民サービスのあり方について検討を始めております。

さらに、就業時間の延長についても今後検討してまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 平日に休みを取ることなく、窓口業務の手続きができるようになれば、共働き世代のニーズにマッチしていくものと考えます。

それ以外の方々にとっても、手続き時間の選択に自由度が増すことは受け入れやすい取り組みだと考えます。

庁内においては、組織体制や働き方の課題もあるとは思いますが、新庁舎での業務開始までには十分時間がありますので、市民に喜んでもらえるサービスの向上と職場環境の構築が両立できるよう期待を申し上げ、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時38分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

例年この時期は梅雨の時期であります、なかなか雨が降りません。稲の成長が大変心配をされるという状態になっています。

また、こんなに雨が少ないと逆につじつま合わせみたいに短期間、短時間に大量の雨が降るということもありそうな気がして、大変そこら辺も心配をしております。

さて、ことしの4月から5月にかけては、改元フィーバーともいえる現象が起きました。テレビはどこを見ても平成最後、あるいは令和初といった言葉を使い、大騒ぎの様相でした。

政権も改元と政策を結びつけ、あたかも新しく明るい時代が来るような幻想を抱かせることに躍起になっているように映りました。まさに改元の政治利用ともいえるべき状況がありました。

改元フィーバーに酔っている場合ではありません。森友・加計問題、閣僚のたび重なる暴言、金融庁の報告書問題など、多くの忘れてはならないこと、それにふたをすることがあってはならないと思っています。

では、通告に従って質問します。

1、市の財政状況について。

①、本市では市庁舎の建て替えなどの大規模事業があり、これまで積み立ててきた基金の取り崩しや借金に当たる市債に頼るところが大きいのと思われまます。

そこで、基金残高と市債の残高がどうなっているのかをお尋ねします。

②、厳しい財政状況にあると思いますが、市民生活や市民サービスに影響がないようにするための今後の見通しはどうなっているのかをお尋ねします。

2、観光振興について。

①、水俣インター開通後の観光入込数は、どの程度増加したのか。

②、湯の見海岸線の桜並木は、さくら名所100選にも選ばれ、チェリーラインとして全国に紹介されています。しかし、木を植えてから長い年数がたっており、その間何度も台風に襲われて枝が折れたり木が倒れたりしてきました。

そこで、湯の見海岸道路沿いの桜の植え替え計画がどうなっているのかをお尋ねします。

3、学校教育問題について。

①、フッ化物洗口の実施状況について、希望しない児童・生徒数の割合はどうなっているか。

次は、昨年12月にも質問しましたが、臨時的任用教員いわゆる臨採の先生が不足している状況が続いていると聞いています。

そこで、②、本市の臨時的任用教員の配置状況がどうなっているのかをお尋ねします。

③、教員の超過勤務時間は、小学校運動部活動が社会体育に移行されたことで減ったのか。

④、昨年からの勤務時間の客観的把握を目的にバーコードリーダーが各学校に導入されました。

そのことにより超過勤務が減ってきたとの答弁が12月議会でありました。現在、教員の超過勤務を減らす方策としてどのようなことをしているのかを質問します。

⑤、中学校の運動部活動を社会体育に移行する考えはないか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、市の財政状況については私から、観光振興については産業建設部長から、学校教育問題については教育長からそれぞれお答えします。

本市の財政状況について、順次お答えします。

まず、基金残高と市債残高はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市が保有する19基金の総額は、平成30年度末時点で約36億8,200万円ございます。このうち予算編成に当たって一般財源として使用できる財政調整基金の残高は、約11億8,900万円となっております。そのほかに財政調整基金と同じく財政調整機能を有する減債基金が約4億5,200万円、公共施設整備基金などの特定目的基金が約16億3,200万円、土地開発基金などの定額運用基金が約4億700万円の残高となっております。市債残高は、平成30年度末で約149億5,600万円となっております。

次に、厳しい財政状況だと思うが、今後の見通しはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

今後、社会福祉関係経費や子育て支援などに係る扶助費の自然増や公債費の増加、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加などにより、引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれ、不足する財源を補填するために基金の取り崩しが必要となり、基金残高は減少することが見込まれます。

また、市債残高につきましては、市庁舎の建設がおおむね完了する予定の令和3年度にピークを迎え、約200億円の残高となることを見込まれます。市債につきましては、過疎対策事業債など元利償還金に地方交付税措置がある有利な起債を活用するよう努めておりますが、公債費の負担が市民サービスに影響を与えることがないように、引き続き、事務事業の見直し、事業のスクラップ、歳入確保策の実施などに取り組み、財政健全化を推進する必要があると考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中陸議員。

○田中 陸君 財政課から出された平成29年度水俣市財政事情があります。そのときの試算では、平成30年度財政調整基金残高が約10億円となっていましたので、実際にはそれより2億円程度多

く残ったというふうに理解できます。

ただ、今年度予算を見ると、約9億円が繰り入れられるようですから、財政調整基金は3億円足らずになってしまうのではないかとこのように思っています。

減債基金については、大体4億5,000万程度で推移をしていると。市債残高が約150億円近くということでした。今年度予算では、借入金である市債が22億7,000万円、返済に充てる公債費が約16億円となっています。ということは、今年度末の市債残高は、約156億円に膨らむということになるのではないかとこのように思っています。

答弁にあったように、歳出の面では、扶助費、公債費、人件費などの義務的経費は、これからもふえてくる。しかし、歳入の増加はなかなか見込めない状況にあるのではないかと。義務的経費に一般財源がどの程度使われているかを示す経常収支比率は、29年度が97.9%と独自事業に使えるお金が少ないという状況があり、それが徐々に悪化してきているというふうに思っています。

家計に例えると、食費、光熱費、車や家のローンなどの切り詰めにくい支出はふえるけれども、収入はふえない。それで、貯金を取り崩すと、そういった状況にあるのではないかとこのように思われます。

子ども医療費の助成、インフルエンザ予防接種費の補助、給食費補助などは市民の要望に沿った事業だと思います。そして、それらは一度やり始めたらずっと続けなければならない事業だと思います。それだけに、今後の財政状況を見通して、収支のバランスを考えていかないと、今は子育て世代の負担が軽くなっていいけれども、何年か後に今のツケが来て、市民に負担を強いることになるのではないかとこのことを懸念しているところです。そうならないように、今後については、今答弁があったように、返済額の70%が交付税措置のある過疎対策事業債などの有利な起債の活用、事務事業の見直し、事業のスクラップ、歳入確保策の実施というのが挙げられました。

そこで、質問ですが、事務事業の見直しや事業のスクラップについて、今の段階で具体的にはっきりは言えないかとは思いますが、もうちょっと具体的に示していただきたいと、これが1点目です。また、歳入確保策の実施と言われましたが、これについてもどういう策なのかをお聞かせください。2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず2点ございまして、1点目は、事業の見直しであったり、スクラップ、具体的にどういうことがあるのかということとございましてけれども、取り組むべき課題といたしましては、新たな事業を追加していくばかりでは、予算規模が膨らむ一方でありまして、財源が幾らあっても足りないという状況は当然発生をいたします。そのために毎年行っていることではありますけれども、令和2年度の予算編成に当たりまして、特定の事務事業だけでなく、全ての事務事業につい



て、費用対効果の観点から徹底した見直しを進めていく必要があるというふうに考えております。また、財源の確保ということの御質問でございますけれども、やはり自主財源を確保するというのもやはり大事になってくるかというふうに思います。

そこで、私が日ごろから申し上げておりますように、やっぱり地場企業の育成ということが必要になってきて、当然雇用の創出であったり、そういったことによる自主財源の確保ということも努めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 平成29年度、水俣市財政事情には、次のように記載されています。

年々進行する高齢化等に伴う扶助費の増加に加え、市庁舎建て替え事業や水俣川河口臨海部振興構想事業等の大型事業が複数控えていることから、公債費の金額が最も膨らむことが予想される2023年には、現在計画されている事業を実施していった場合、財政調整基金等の各種基金残高も枯渇することが予測され、財源不足が生じることが見込まれている。

そして、財政健全化のためには事業の見直し、先送り、さらに事業の廃止、縮小にまで言及されています。現時点で、どの事業を対象にするとは言えないでしょうから、今後、提案されるであろう補正予算案等を議会としても今まで以上にしっかりと見て、市民生活にマイナスを及ぼさないように議論をしていく必要があると思います。これは執行部、議会ともに知恵を出し合って取り組まなければならない大きな課題だということを申し上げて、この件についての質問は終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、観光振興について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、観光振興について、順次お答えします。

まず、水俣インター開通後の観光入込数はどの程度増加したかとの御質問にお答えします。

水俣インター開通後の観光入込数につきましては、全体的な数値としては把握できておりませんが、幾つかの市内観光関係業者に、観光入込数の動向について聞き取り調査を行いましたところ、おおむね増加しているとの回答でした。また、水俣インター開通後に開催されたイベントのうち、4月29日から5月26日まで開催されたローズフェスタについてお聞きしたところ、昨年の約6万人を大きく上回る1.5倍の約9万人の来場があったとのことでした。以上のことから、水俣インター開通により観光入込数は増加しているものと考えられます。

次に、湯の児海岸線の桜の植え替え計画はどうなっているかとの御質問についてお答えします。

湯の児海岸線に植えられているソメイヨシノの大半が、植樹されてから約60年を経過してい



ます。

一般的に、ソメイヨシノは樹齢30年から40年が樹勢のピークといわれ、その期間を過ぎると倒木などの危険度が増し、それまで以上に手入れが必要となります。また、植樹の間隔が狭いことでサクラ同士が当たって傷つけあったり、車道と近過ぎて車両と接触したりする状況も見られます。これらによって発生した枝の折れ口から腐食が進行し、それが原因で樹勢が衰える場合があります。一方で、湯の児海岸線は、平成2年に日本のさくら名所100選にも選ばれて、市民を初め、多くの観光客を楽しませてきました。

市としましては、平成25年度から27年度にかけて、眺望及び日当たりの改善を目的として、周囲の景観支障木の伐採を行ってまいりましたが、平成27年の台風15号で樹勢の弱まった桜が多数倒れました。そこで、平成28年度、29年度に路肩及び防護柵の整備を行った後、ヤエベニヒガンという桜を10本植えました。なお、この品種は、開花時期や色合いがソメイヨシノに似て、樹形が盃状に育つ特性があります。ただし、一気に植え替えを進めると、湯の児海岸線の桜が著しく減少しますので、今後は、長寿命化も図りながら段階的に植えかえを進めていくこととしております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 水俣インターチェンジが3月2日に開通しましたので、その効果について、数的なことを知りたかったのですが、おおむね増加という答えでした。

春のローズフェスタのお客さんが約9万人、去年の1.5倍ということでした。

5月の大型連休期間に私は何度もバラ園に行きました。朝7時ごろ行くと、バラ園横の駐車場に県外ナンバーの車が数多くありました。キャンピングカーもありましたが、普通の乗用車、軽ワゴン等ですね。多分、そこに泊っておられたんだろうというふうに思います。

バラの香りとともに朝を迎えることのできる道の駅ということで、愛好者の間で広がっているのではないかと、そういう可能性があります。

ローズフェスタが盛況だったということから、インター開通効果があったと捉えることができるとは思いますが、昨年までとの比較が月ごとにできるようにまとめておいてほしいというふうに思います。

以前、2年前だったと思いますが、九州新幹線の全線開通時にさまざまな事業が展開されましたけれども、その効果についての総括というのはしていないということでした。

私は今回の水俣インター開通に伴う事業については、きちんと総括をして、効果の検証をするべきだと思います。

今後もしろいろなイベントが開かれますが、ぜひ総括及び効果の検証をして、その報告をしていただきたいというふうに思っています。これについては、どう考えられますか。これが1点目。

質問の2つ目は、水俣市の木となっている桜についてです。

湯の見海岸線の桜については、40年以上前に初めて桜のトンネルというのを実感したことを覚えていますが、水俣では、湯の見海岸線以外にも市内のあちこちに多くの桜が植えられています。水俣川沿いの桜、日本一長い運動場沿いの桜、中尾山にも多数あります。それぞれ植えられてから何年経過しているのでしょうか。それが2つ目です。

3つ目の質問です。

植え替える際に、例えば、河津桜などの花の期間が長い種類を植えてはどうかと思うのですが、これについてはどうでしょうか。樹木の植え替えなので、草花と違って、1年後には新しい花が咲くということにはならないとは思いますが、答弁にあったように、一気に植え替えることはできませんし、またするべきでもないというふうに思います。少しずつしか植え替えはできないので、5年、10年あるいはもっと先の長期的な計画が必要になるとは思っています。

質問は3つです。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 田中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

3つあったと思います。

まず1つ目なんですけれども、九州新幹線全線開通のときの効果を検証していないと。今後、水俣インターチェンジの開通効果はどうやっていくのかという御質問だったと思います。

議員御指摘の内容は、平成29年6月定例議会の答弁かと思われませんが、水俣インターチェンジ開通に伴う観光振興に関する事業の効果等の総括、検証につきましては、開通後、また4カ月弱でありますので、水俣市観光統計調査により令和元年の数値が公表された後、傾向を分析することで、観光振興施策に反映してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問でございますけれども、水俣市内のいろいろなところに桜が植生してありますけれども、その年齢といいますか樹齢はどれぐらいなのかという御質問だったと思います。

水俣川堤防沿いにソメイヨシノがありますけれども、その樹齢が約60年、東水俣駅から旧水俣第三中学校グラウンドまでの日本一長い運動場線沿線の樹齢が約20年余り、中尾山公園までの市道沿線の樹齢は約45年でございます。

続きまして、植え替えるときに、河津桜などを植えたらどうかという御質問だったと思います。植え替えにつきましては、周辺の桜、また土地利用、ほかの植栽との位置関係を考慮しながら、植え替える必要がございます。議員御指摘の長期間花を楽しめる河津桜に関しましては、今後、適した場所が確保されれば、植え替え品種の候補としたいと思っております。

なお、中尾山公園、大崎鼻公園、百間ロータリーの緑地などに芝桜も植えておりますので、ソメイヨシノの花が散った後も長く楽しんでいただけるように維持管理は行ってまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 河津桜については、以前から興味があって、御立岬公園にも植えてありますので、何年か前に見に行ったことがあります。そしたら、ちょうど4月にもう入っていたので、見ごろを過ぎていたということです。

ことしの2月の初めに、大分県の津久見市に河津桜を見に行きました。ちょっと早いかなと思いましたが、ちょうど見ごろを迎えていました。2月3日から3月3日まで豊後水道河津桜まつりというのが行われている、その期間に津久見市を訪れたことになります。

河津桜は、ソメイヨシノよりも少しピンクが濃く、花の期間が長く、1月は見ごろが続くというもので、桜まつりも1カ月にわたって開くことができるということになります。

私が行ったつくみマルシェというところでは、桜を使ったスイーツやお花見弁当の期間限定販売が行われていました。ほかのところでも地魚の海鮮焼きやどんぶりもの、それから地元特産品の販売などがしてありました。水俣でもこういうことができないのかなと思いました。桜まつりも1日だけでなく、1月間桜まつりとして今のチェリーラインをPRできたらいいなというふうに思っています。

2月から河津桜が咲き、その後は菜の花、そしてソメイヨシノが咲き、芝桜、4月中旬からは、市の花のツツジ、5月になるとバラ、6月アジサイ、7月にヒマワリと、市内あちこちにいろんな花が咲き続けるまち水俣、それをアピールしていく。そしてそれに合わせたスイーツなどの商品開発を市民とともに進めることができれば、今やっている漁師市やサラたまちゃん祭りなどと合わせて、観光客誘致にもつながり、市の活性化にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 議員御提案されました花のずっと続くまちという印象は、水俣にとって大事なことであると思っておりますので、これからも検討していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校教育問題について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校教育問題について、順次お答えします。

まず、フッ化物洗口の実施状況について、希望しない児童・生徒数の割合はどうなっているかとの御質問にお答えします。

児童生徒の虫歯予防と歯の健康を目的としたフッ化物洗口事業の実施に当たりましては、全ての児童生徒について保護者の同意を必要としており、毎年希望調査を実施しております。

議員お尋ねのフッ化物洗口を希望しない児童・生徒数の割合ですが、平成27年度は12.3%、平成28年度は11.5%、平成29年度は11.9%、平成30年度は13.6%、そして本年度は13.4%となっております。

次に、臨時的任用教員の配置状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市における配置が必要な臨時的任用教員数は、平成30年度は33人、今年度も同じく33人です。昨年度は2人配置ができませんでした。本年度は、今現在6人の配置ができておらず、県教育委員会と協議するなど、あらゆる方策を講じて探しているところです。なお、担任につきましては、全て配置できております。

次に、教員の超過勤務時間は、小学校運動部活動の社会体育移行により減ったのかとの御質問にお答えします。

小学校教員において、平成29年度から3年間の4月と5月に超過勤務時間が80時間を超えた教員は、4月分と5月分を合わせて、平成29年度は53人、平成30年度は33人、本年度は14人と減ってきております。

また、この超過勤務の理由が部活動である人数は、平成29年度は17人、平成30年度は11人であり、過去2年間の超過勤務の理由の約3割が部活動であったことから、小学校運動部活動の社会体育移行は、超過勤務時間減少の大きな要因であると考えられます。

次に、教員の超過勤務を減らす方策としてどのようなことをしているのかとの御質問にお答えします。

まず、ICT情報通信技術を活用することで、教職員の校務処理の効率化及び負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間や本来教員の担うべき業務に専念できる環境を確保することを目的に、統合型校務支援システムを昨年度導入しました。既に担当者への説明や業者による設定を終え、本年度から実質的な運用を始めているところです。

次に、各学校に留守番電話を設置し、先月から、教職員による電話対応は原則、授業日の業務時間内として、夜間・休日を含む業務時間外は音声ガイダンスによる対応を始めました。このことは、勤務時間外の電話対応による教職員の負担軽減につながっていると捉えております。また、自己申告や管理職の視認等に頼らない客観的な勤務時間の把握方法として、昨年度から導入したバーコードリーダーによる勤務時間の管理についても、引き続き実施してまいります。

次に、中学校の運動部活動を社会体育に移行する考えはないかとの御質問にお答えします。

熊本県の示す児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針により、小学校については社会体育移行を行いました。中学校については、学校の運動部活動として実施すると示されていることから、今のところ、社会体育移行は考えておりません。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 フッ化物洗口については、それを希望しない子どもさんの割合というのは余り変化をしていないというふうにとらえました。

2点、お尋ねします。

1つは、本市の子どもたちの虫歯の保有率と平均の虫歯の数の推移をお知らせください。

全学年となると大変ですから、12歳児、中学1年生の分をお願いをします。

もう1点は、フッ化物洗口の効果について、お尋ねをします。端的に言いますが、その効果は出ているのでしょうか。

以上がフッ化物洗口についての質問、2点です。

次に、臨採の先生が足りていないということですが、これは全国の傾向だと思います。本市においても昨年度よりさらに厳しい状況になっていますが、臨採の先生が確保できない要因というのは何でしょうか。

次に、先生方の超過勤務削減について、質問をします。

先ほどは小学校運動部活動の社会体育移行が超過勤務減少の大きな要因だと言われました。

現場でも部活動を負担に感じておられた方が多く、運動部活動の社会体育移行を歓迎する声が多く聞かれました。

また、留守番電話の利用についても、現場では大変負担軽減につながっていると、そういう声を聞きました。それでもまだまだ遅くまで学校に残る先生方は多いようですが、時間の使い方が変わってきたのではないかとこのように捉えています。教員本来の仕事である教材研究、授業の準備などに取り組む時間に回せるようになったことは、前進だということに思います。

勤務時間の把握について、昨年12月議会で超過勤務時間の過少申告やバーコードリーダーの不適切な使い方があるという指摘をしておりました。それに対しては、実態把握と指導を重ねるとこのように答えておられます。その後、どのような実態を把握され、どのような指導をされたのでしょうか、これが4つ目だったと思います。

5つ目です。

ことしの1月に文部科学省から教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものが出されました。それによると、1カ月の時間外勤務時間の上限を45時間、年間で360時間を超えないようにするとあります。ほかにもいろいろと示されていますが、ガイドラインに関して質問します。

教育委員会は、このガイドラインを参考にして方針を策定することとありますが、方針の策定はできているのでしょうか。

6つ目です。

中学校の運動部活動の社会体育への移行についても12月議会で質問をいたしました。今回、また同じ質問をしましたが、回答も同じでした。県の指針が部活動として実施するというふうに表示



されているので、市としての移行は考えていないということだろうと思います。中学校の先生から話を聞きました。ある方は、小学校よりもむしろ中学校のほうこそ運動部活動を社会体育に移行してほしいと、そういうこともおっしゃっていました。

別の方からは、こういう声を聞くことができました。土曜、日曜というのが試合や練習もあって、それだけでとどまらず、審判講習あたりも受けなければならない、それは種目によって違うかと思いますが、大会出場、それから練習、そのほかに審判講習もあるというので大変だということをおっしゃっていました。

中学校の先生方の超過勤務の要因に部活動があることは教育委員会も御存じです。ただ、中体連の大会が学校単位でのチーム編成というのを原則としているので、今すぐに社会体育に移行ができる、そういうことは考えていません。ですが、小学校において社会体育移行ができて、先生方が本来の業務に時間がかけられるようになったというプラス面が出てきていることもありますので、ぜひ小学校の社会体育移行を契機に中学校についてもその検討を始めてもいいのではないかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

以上、6点あったと思います。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

---

午前11時36分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開いたします。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

6点ございました。1点目と2点目については、あわせてお答えをいたします。

まず、本市の12歳児、中学1年生の虫歯の保有率と1人平均の虫歯の本数の推移についてですけれども、熊本県の実施する歯科保健状況調査報告によりますと、本市の12歳児中学1年生の虫歯の保有率の推移は、フッ化物洗口の始まった平成27年度は59.5%、平成28年度は53.4%、平成29年度は56.9%となっております。また、1人平均の虫歯本数の推移は、平成27年度は1.56本、平成28年度は1.54本、平成29年度は1.68本となっております。

次に、フッ化物洗口の効果についてですけれども、フッ化物洗口の効果については、熊本県のフッ化物洗口実施マニュアルによりますと、効果があらわれてくるのは、フッ化物洗口を開始して、二、三年後からということです。本市では、平成27年10月から開始をいたしましたので、効果があらわれるのはこれからということになります。

次に、3点目です。



臨時的任用教員を確保できない要因は何かという御質問でした。

臨時的任用教員を確保できない背景としましては、本市のみならず、県内はもとより全国的な教員不足の問題があります。その理由につきまして、文部科学省が実施しました教員確保の状況に関するアンケートによりますと、特別支援学級の増加による教員数の不足や採用候補者が既に他の学校や教員以外の職に就職してしまっているなどの要因が挙げられております。本市でも臨時的任用教員を確保できない状況は同様の理由によるものと考えております。

次に、4点目です。

勤務時間の過少申告に関して、実態把握と指導を行ったのかという御質問です。

バーコードリーダー導入以降、客観的な勤務時間の実態把握を続けるとともに、勤務時間の過少申告が起こらないよう、校長会議や教頭等研修会、学校訪問等で機会あるたびに繰り返し指導を行っているところでございます。

なお、これまで勤務時間の過少申告の報告は上がってきておりません。

次に、5点目です。

勤務時間の上限に関する国のガイドラインに沿った方針が本市ではできているのかという御質問でした。

国の示す公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにつきましては、平成31年3月末に熊本県教育長を通じて通知があったところでございます。現在、本市における方針の策定に向けて準備を進めている段階で、まだ策定には至っておりません。

最後に6点目です。

中学校の運動部活動の社会体育移行について、検討をしておく必要があるのではないかという御質問でした。

これは先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、熊本県の方針により、中学校については、学校の運動部活動として実施すると示されていることから、今のところ社会体育移行は考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 フッ化物洗口が実施されてから3年半ぐらいだろうと思います。

実施されて間もなくのころは、学校現場を回っていただいて、状況の把握、それから現場からの要望等も実際に回って聞いておられたというふうに理解をしております。

もう現場で定着をして、先生方もなれてきておられるということもあって、恐らく今は実施が始まったころのように何回も学校を回るということはないかと思いますが、その学校現場の状況把握については、どのようにしておられるのか、それを1点お尋ねします。

それから、臨時的任用教員を確保できない理由といますか、これは全国的な問題で、水俣市だけで解決できるようなことではないというのは重々わかっております。ですから、今もその確保に向けて大変努力をしておられる、苦勞をしておられるというのは理解しております。ですから、これはやはり抜本的に国の教員の定数改善あたりを進めていかなければ、解決できないような問題だというふうに思っています。

ぜひ、市としても国・県にいろいろ働きかけをしていっていただきたいというふうに思っています。要望です。

3つ目は、ガイドラインについて、ガイドラインの中に表現は違いますが、正確な勤務時間というのを報告しなければならないときに、それを少なく報告をしたり、あるいは管理職が少な目に報告をさせたりすることがあってはならないというような趣旨のことが書かれています。

仮にですね、そういうふうに、前回指摘をしましたが、現場では、そういうことがあってるよ、うだということを前回指摘しておきました。もし、そういう過少申告等があれば、あってはならないことをするわけですから、懲戒処分の対象になるのではないかと思います、それについてはどうでしょうか。

以上が質問です。

勤務時間削減については、この間、教育委員会ともいろいろ何回もやりとりをして、さまざまな工夫をして、少しずつではありますが、現場の労働環境というのが改善されてきているというふうに判断しています。ですが、まだまだ改善する余地は多くありますので、今後もいろんな場で論議をしていきたいというふうに思っております。

ということを最後に申し上げて質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございました。まず、1点目についてですけども、フッ化物洗口事業における学校現場での状況や課題把握についてでした。

フッ化物洗口における状況や課題につきましては、教職員を対象に行ったアンケートや養護教諭からの要望等で把握し、明らかとなった課題に対して市の保健部局と連携して具体的な改善を進めています。例えば衛生面の改善のため、うがいに使用するコップや容器の定期的な交換や教職員の負担改善のため、教育委員会での洗口液の作成及び容器の小分け等を行ってきました。また、安全で円滑な事業実施のために、本年度から市保健部局、各小中学校、教育委員会で構成する関係者の協議会を開催したところでございます。

2点目は要望でしたので、3点目の質問にお答えします。

3点目は、勤務時間の過少申告は懲戒処分の対象となるのではないかと御質問でした。

懲戒処分の件につきましては、熊本県の方針に従っていきたいと考えておりますが、過少申告などがないよう、教職員の勤務時間の削減に向けて、先ほど答弁しましたけども、さまざまな取り組みとともに、今後も着実に学校における働き方改革を進めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは。日本共産党の平岡朱です。議会という場に押し上げていただき、間もなく2カ月が過ぎようとしています。今回、このように一般質問の場に立たせていただき、改めて、市民の負託を受けた者としての責任を感じているところです。

私が議員を志す上で基本に据えてきたことは、まず、人々の命と健康を大切にすること、そして困っている人に寄り添い、その人の力になるということです。今後も変わらず、この思いで、水俣に暮らす方々のお役に立ちたい、市民の皆様の代弁者であり続けたいと決意しています。

議会という場でのスタートを迎えましたが、議会のルール、聞きなれない用語など、毎日が勉強の日々です。私の初歩的な疑問や質問に対し、先輩議員の皆様方も市の職員の方々も優しく丁寧に対応してくださり、大変救われております。今後ともよろしくお願いいたします。

私は、現在、小学生3人の子育て中です。子育てをしながらの議員活動は困難なこともあります。しかし、この状況を生かし、子育て世代の声、また、それだけにとらわれず、水俣に暮らす方々のたくさんのお声を議会へと届けていきたい。そう思っております。

誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指して、その担い手の一人としてお役に立てるよう、今後も努力してまいりますこととお誓い申し上げまして、以下質問に入ります。

大項目1、児童の放課後の居場所について。

- ①、平成30年度初めの学童クラブの待機児童の人数、及び平成30年度末の待機児童数は何人か。
- ②、今後、学童クラブの施設を、新設及び増設の計画はあるか。
- ③、学童クラブ以外に「児童の放課後の居場所」は、どのようなところがあると思うか。

大項目2、高齢者緊急対応支援事業について。

- ①、現在の利用者数は何人か、うち独居高齢者数は何人か。
- ②、ほかの自治体の実施状況はどうなっているか。
- ③、今後ますます増えるであろう独居高齢者への対応はどのように考えるか。

大項目3、水俣病について。

- ①、行政が水俣病に対処する場合の根拠法は何か。
- ②、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者は熊本県及び鹿児島県で何人か。
- ③、現在、熊本地裁に訴訟中の水俣病に関する裁判の原告数は何人か。
- ④、現在までの認定患者数は何人か、現在生存者は何人か。
- ⑤、1995年の政治解決及び水俣病特措法で救済対象になった被害者は水俣市内で何人か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、児童の放課後の居場所については福祉環境部長から、高齢者緊急対応支援事業につきましては副市長から、水俣病については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

---

午後1時35分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

児童の放課後の居場所について答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 初めに、児童の放課後の居場所づくりについて、順次お答えします。

まず、平成30年度初めの学童クラブの待機児童の人数、及び平成30年度末の待機児童数は何人かとの御質問にお答えします。

平成30年度初めの待機児童数は、公設民営で市が入所管理をしている一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブにおいては、16人が待機となっております。民設民営の学童クラブについては、確認しましたが、把握が困難でした。平成30年度末の待機児童数は、最終的に1人となっております。

次に、今後、学童クラブの施設を新設及び増設の計画はあるかとの御質問にお答えします。

第1期水俣市子ども・子育て支援事業計画において、学童クラブについては、平成31年度の市町村事業の確保方策として7カ所、266人を掲げております。現在、公設民営の学校学童3カ所、民設民営の認定こども園に事業を委託している3カ所の計6カ所、定員220人で運営しており、市町村事業の確保方策が不足している状況にあります。そのため、引き続き、新設及び増設の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学童クラブ以外に「児童の放課後の居場所」はどのようなところがあるかとの御質問にお答えします。

児童の放課後の居場所につきましては、学童クラブのほか、社会体育及び教育活動、児童館等の公共施設、自宅や習い事先などがあると思います。また、学校における放課後補充教室もあるほか、国の放課後子どもプランに掲げられている「放課後子ども教室」等の取り組みも考えられます。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問に入ります。

学童クラブは、放課後や夏休み等に仕事等で保護者が昼間、家庭にいない児童を預かり、安全に放課後等を過ごして、児童や保護者の手助けをする事業とあります。私も実際、共働き世帯として、子どもが学童クラブにお世話になり、安心して子どもを預かっていただける場所として、また子育ての悩みも聞いてもらえる場所としても大変助けていただきました。そして、何より子どもたち自身が放課後等に過ごせる居場所があり、ひとりぼっちにならなくて済んだということに大変感謝しております。

1回目の質問で、前年度の待機児童数を教えていただきました。年度初めに比べて年度末には確かに待機者数としては減少しております。また、低学年から優先的に入所を受け入れている実態があるかと思いますが、学童クラブの対象児童は、1年生から6年生までとなっており、年度初めの時点で希望者全員を受け入れる状況が整っていることが望ましいと考えます。

実際に高学年の児童を持つ保護者も、あきがあれば、本当は学童に入れたいんだけどという思いをお持ちです。また、学童クラブという形でなくとも、児童が放課後に安心して過ごせる居場所として幾つか挙げていただきました。

そこで質問いたします。

まず1つ目に、今年度の年度初めの学童クラブの待機児童数を教えてください。

2つ目に、現在、小学校には空き教室があるか、教えてください。

3つ目に、総合計画の中で、学童クラブ等、子どもたちの放課後の居場所づくりを促進と書いてあります。そこで、今後どのように発展させるのか、お伺いします。



質問は以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 平岡議員の2回目の質問にお答えします。3件ございまして、順次お答えします。

まず、本年度の年度当初の待機児童数は何人いるかということでございます。

本年度初めの待機児童数は、公設民営の学童クラブにおいて24人、民営の学童クラブにおいて2人となっております。

2つ目、小学校に使ってない空き教室はあるかということでございますけれども、今のところ、空き教室はないと伺っております。

次に3つ目でございます。総合計画の中で学童クラブ等子どもたちの放課後の居場所づくりの推進が書かれていると、今後どのように発展させるのかということでございますけれども、先ほど述べさせていただきました児童の放課後の居場所につきましては、学童クラブのほか、児童館等の公共施設などがありますが、児童にとってさまざまな選択肢があることも大切ではないかと考えております。そのため、学童クラブの充実はもちろん、放課後子ども教室等の検討や地域における安全な遊び場及び学びの場など、子どもたちを地域全体で見守り、支えるための取り組みについて、さまざまな視点から進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 現在、空き教室はないとのお答えをいただきましたが、以前に比べて全体の児童数が減り、クラスの数も減ってきている現状があります。常に使用しているわけではない。いわゆるふだんはあいている教室があれば、そこを有効活用し、学童クラブ等を設置することもできるかと思えます。

そこで1点目、空き教室の利用は拡大できないかお尋ねいたします。

そして、2点目ですが、私は先日、鹿児島県徳之島の伊仙町に行ってきました。伊仙町は、合計特殊出生率が2.81と全国1位を記録し、子宝の町として知られています。この要因には、古くから地域全体が、子は宝と捉え、地域全体で子育てをするという文化が安心して子どもを産み育てられる環境をつくっていることにあります。地域がかかわることで、親も子ども身近に頼れる人が多く、安心して子育てができると言います。児童の放課後の居場所についても、地域住民が参加しての居場所をつくっておられました。水俣市の総合計画の中にも、高齢者自身の経験などを生かせる機会や場の提供、地域社会に貢献できる仕組みづくりに取り組むとありますが、子どもたちの放課後の居場所づくりの促進とあわせて、この徳之島での例も参考に進めていけないかと考えますが、いかがでしょうか。これが2点目です。

そして3点目に、現在、水俣市には公設の学童クラブが3カ所、民設の学童クラブが3カ所あ



ります。平日利用の場合、公設は月に6,000円、民設は7,000円の月謝です。ひとり親家庭の場合、公設では子ども1日は1人につき月額3,000円の補助金が出ています。しかし、民設では補助金が出ていません。その結果、ひとり親家庭では、公設なら3,000円、民設なら7,000円の月謝となり、不公平が生じてしまいます。民設の学童にも公設と同じように、ひとり親家庭への補助金を適用できないか、お尋ねします。

そして4点目に、現在、学童クラブの現場で学童支援員の方は限られたスペースの中、日々安全確保に努められながら、時には母親のように子どもたちを見守っておられます。今後、学童クラブの新設・増設ができたとしても、支援員の勤務時間は、平日ですと夕方からの数時間で、しかも賃金も低いという理由から、なり手がいないという現状があります。そこで、市からの委託料をふやすなどして、学童支援員の方の処遇改善はできないか、お尋ねします。

質問は以上4点です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 平岡議員の3回目の質問にお答えします。4点あったかと思えます。

まず、小学校の使える教室があれば学童クラブを設置して、空き教室の利用を拡大できないかという御質問でございました。

まず、教室の使い方を整理するためには、実際に使用している学校に検討していただく必要があります。その上で、学校が空き教室を生み出すことができた場合、学童に利用することを目的として、その空き教室の使用を教育委員会等をお願いすることになります。

2つ目としまして、鹿児島県の伊仙町に視察においでになったということで、地域住民が参加して学童・児童も居場所の確保をされていると、これらも参考にできないかということでもございますけれども、先ほど申し述べましたとおり、児童の放課後の居場所につきましては、児童にとってさまざまな選択肢があることも大切ではないかと考えております。そのため、そのような参考となる事例等も踏まえて、子どもたちを地域全体で見守り、支えるための取り組みについて、さまざまな視点から進めてまいりたいと思います。

3つ目が、水俣市で公設と民設と6カ所ございますけれども、ひとり親の場合、公設の場合は補助金が出て、民設では出ていないということで、これを民設に適用できないかということでもございます。議員仰せの制度につきましては、水俣市社会福祉協議会の補助制度がございます。御意見があったことをお伝えしたいと思います。

4つ目、学童支援員の処遇について改善できないかということでもございます。

運営委託料につきましては、国・県の基準により算出した額を各学童クラブに支払っておりますので、指導員の給料の処遇改善のために市独自で委託料を増額することは難しいと考えてい

ます。

指導員の給料の処遇改善につきましては、その改善に必要な経費に充てるための費用に係る補助事業等の制度がございますので、それを活用していただき、処遇改善が図れるよう、周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高齢者緊急対応支援事業について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、高齢者緊急対応支援事業について、順次お答えします。

まず、現在の利用者数は何人か、うち独居高齢者数は何人かとの御質問にお答えします。

本市では、緊急通報装置を貸与し、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するための連絡体制を整備するとともに、委託事業者から定期的に電話による安否確認を行っております。なお、この事業の対象者は、本市に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者夫婦のみの世帯であって、介護者が病弱である人で慢性疾患等の身体上の理由により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあり、市民税非課税世帯に属する人となっております。現在の利用者数は26人で、そのうち独居高齢者は25人となっております。

次に、他の自治体の実施状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

県内13市の実施状況を確認いたしましたところ、全市において実施されております。

次に、今後、ますますふえるであろう独居高齢者への対応はどのように考えるかとの御質問にお答えします。

本市が第7期介護保険事業計画策定に向けて行った在宅介護実態調査によりますと、要介護認定を受け在宅生活を続けている6割以上の人は、介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域や自宅で生活することを希望しています。しかし、家族による支援が十分に受けられないひとり暮らしの高齢者が要介護状態や認知症になっても地域で安心して生活していくためには、介護保険や医療保険などの公的なサービスだけで支えていくことは困難であり、地域住民や自治会などの地域コミュニティ組織やNPO、宅配サービスなどのさまざまな分野の方々の互助・共助によって支え合いながら暮らす地域づくりを進めることが重要です。

そのため、昨年度から本格的に多様な主体によるサービスの提供体制の確立のために生活支援体制整備事業の機能強化を図っています。生活支援体制整備事業では、民間企業や団体等で組織する協議体において高齢者の見守り体制の構築について検討し、今後は、関係機関と連携しながら見守り協定を締結する予定です。また、現在、地域の見守り・支え合い等がより一層重要になってくることを理解していただくため、各自治会に出向いて説明会を行っております。あわせ

て、これから国の方針として医療機関や施設での入院・入所から在宅療養へとシフトしていることもあり、医療や介護のニーズを合わせ持ちながら在宅生活を送るひとり暮らしの高齢者も増加することが予想されます。自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の関係機関が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことのできる体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問をいたします。

私は、ことし1月、市内で孤独死を遂げられた方がいたと聞きました。寒い部屋の中で一人、どんな最期を迎えられたのかと思うと胸が痛みます。この件の後、私は本市が実施されている高齢者緊急対応支援事業のことを知りました。この方がこの事業の利用者だったら助かったかもしれない。少なくともひとりぼっちで旅立つことはなかったかもしれないと考えました。現在、一人でお住まいの方に、もう孤独死はあってほしくないと思います。

先ほど答弁の中で御説明いただきました高齢者緊急対応支援事業は、ひとり暮らしの高齢者等について、この事業を実施することにより、日常生活における不安感の解消を図り、それにより福祉の増進に役立てることを目的とされています。本市が実施されているこの事業は、自宅で生活される高齢者にとって、まさに目的にあるとおり、不安感が解消され、安心して生活を送れる施策となっています。しかし、現在の利用者数は26人ということでした。利用者数としては少ない印象を受けます。これは対象者が市民税非課税世帯に限られているためではないかと考えます。

先ほど御紹介させていただいた孤独死を遂げられた方も、何らかの形で医療機関の在宅医療や介護施設の介護につながっていれば、このような事態は避けられたかと思えます。

そこで、防止策の一つとして、水俣市のひとり暮らしの方皆さんが利用の対象となるべきだと思います。また、県内の全ての市でもこの事業を実施されているとのことでした。そのうち、水俣市と山鹿市の2市を除いては、課税、非課税世帯に関係なく利用対象とされています。水俣市でもさらにこの事業が広がることを期待し、質問に入ります。

1つ目に、現在、水俣市全体の独居高齢者数は何人でしょうか。

また2つ目に、先ほどの答弁にもありましたとおり、今後、ひとり暮らしの高齢者がふえることが予想される中で、さまざまな関係機関との連携も強化しつつ、見守りの一つとして今あるこの事業をより多くの方に利用してもらえればと思います。その一つの方法として、課税世帯にも一部負担金はあったとしても、この事業を利用できるようにできないでしょうか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、現在の水俣市における独居高齢者の人数は何人かというお尋ねですけれども、民生委員が毎年実施している福祉事務所現況調査によりますと、ことしの5月1日現在で2,123人となっております。

次に、一部負担金を御負担いただくことを前提に、市民税課税世帯まで対象者を拡充する考えはないかとの御質問でございます。

市民税課税世帯まで対象者を拡充することにつきましては、現在考えておりませんが、先ほどお答えしましたとおり、まずは元気高齢者を初め、地域の住民が担い手となって参加する住民主体の活動やNPO法人、社会福祉法人、民間企業、支援組織など、多様な主体による多様な見守り、支え合いの体制構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 水俣市全体の独居高齢者数は、2,123人ということでした。

現在、この事業を利用できているのは、わずか1%ということになります。せっかくのいい事業ですので、ぜひとも多くの方に知っていただき、安心して自宅での生活が送れるよう、広く利用できるよに進んでいくことを願っています。

これで質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣病について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病について、順次お答えします。

まず、行政が水俣病に対処する場合の根拠法は何かとの御質問にお答えします。

行政の水俣病に係る対処としては、環境保全や地域のもやい直し等さまざまな視点がございますが、患者・被害者の補償、救済に関する法令としまして、公害健康被害の補償等に関する法律及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法があります。

次に、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者は熊本県及び鹿児島県で何人かとの御質問にお答えします。

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定申請者数については、熊本県及び鹿児島県に確認しましたところ、令和元年5月31日現在で、熊本県613人、鹿児島県1,101人とのことです。総計1,714人であります。

次に、現在、熊本地裁に訴訟中の水俣病に関する裁判の原告数は何人かとの御質問にお答えします。

現在、熊本地裁で係争中の裁判につきまして、国及び熊本県等に確認したところ、ノーモア・ミナマタ第二次国家賠償等請求訴訟が1件、水俣病認定義務付等請求訴訟が2件の計3件が係争



中であり、原告数はそれぞれ1,491人、7人、1人とのことでした。

次に、現在までの認定患者数は何人か、現在生存者は何人かとの御質問にお答えします。

水俣病認定患者数について、熊本県及び鹿児島県、生存者数について、チッソ株式会社に確認しましたところ、令和元年5月31日現在で、認定患者数がそれぞれ熊本県が1,790人、鹿児島県493人とのことであり、総計が2,283人、生存者数が熊本県で252人、鹿児島県で85人とのことであり、総計337人です。

次に、1995年の政治解決及び水俣病特措法で救済対象になった被害者は水俣市内で何人かとの御質問にお答えします。

熊本県に確認したところ、政治解決で救済対象となった方の市町村別集計はしていないため、不明とのことでした。なお、熊本県全体の数は、8,834人とのことです。また、水俣病特措法で救済対象となった方に関しましては、一時金等給付申請者と保健手帳から水俣病被害者手帳への切り替えをされた方がおりますが、保健手帳の切り替え者について、市町村別集計をしていないとのことで、水俣市内の特措法対象者については、正確な全体の数は不明とのことでした。なお、熊本県全体の数としては、3万7,613人とのことでした。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問に入ります。

私は、水俣協立病院に勤務時代、水俣病の被害を訴え、認定申請を希望される方々の検診に数多く参加し、水俣市、出水市を初め、田浦、海浦、獅子島、御所浦などなど、さまざまな地域の方の問診をとらせていただきました。

見た目にはわからない症状、また周りにも同じ症状の方がたくさんいることから、自分の症状がみんなにある症状だと思っておられる方も多くおられました。痛みや熱さがわからず、気づかないうちにやけどやけがをされる方、痛みを伴うこむら返りと毎日闘っている方など、皆さんそれぞれの症状に苦しんでおられます。私の身近にも毎日そのようなこむら返りの痛みを耐えている方がいましたが、その様子を見て、痛かねえ、痛かねえとただ励まし、体をさすってあげることしかできませんでした。

そこで、1つ目の質問です。

私の実感でも、また先ほどの答弁の数字からも水俣病問題は現在進行中であると考えますが、いかがでしょうか。

また2つ目に、このような事態の中で一番大切な被害者救済でも水俣市もできることを続けていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。



○市長（高岡利治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目は、この水俣病問題が現在進行中と考えるかどうかという御質問でございます。

現在でも新たに認定申請をされる方や司法の場に救済を求めておられる方がいらっしゃるという現状は私も十分認識をしております、この水俣病問題が解決したとはいえない状況であるというふうに考えております。

2つ目の御質問の水俣市もできることを続けていくべきではないかという御質問でございます。

平成30年の6月議会で私が所信表明でも述べさせていただきましたが、本市としましては、被害を受けられた方はもちろん、多くの市民の声を国や県、企業にしっかりと伝えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 3回目の質問は、1点のみです。

水俣病は、まだ終わっていないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えいたします。

水俣病は、終わっていないと考えていいかという御質問ですが、平成30年の3月の議会でも本市における水俣病の課題は、水俣病の公式確認から62年経過している現在でもいまだに水俣病問題が解決に至っていない点であるというふうに答弁をさせていただいております。

公式確認から63年が経過した現在も状況は変わっていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明27日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時6分 散会

令和元年6月27日

令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月27日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時55分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）
教育委員会教育総務課長 （岩 井 浩 昭 君）	

○議事日程 第4号

令和元年6月27日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 牧下恭之君 | 1 高齢者運転免許証返納支援について           |
|         | 2 新生児聴覚スクリーニング検査について         |
|         | 3 子ども医療費助成事業における現物給付について     |
| 2 杉迫一樹君 | 1 障がい者雇用について                 |
|         | 2 バリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備について |
|         | 3 災害時の安全確保について               |
| 3 桑原一知君 | 1 子どもたちの安心・安全な教育環境について       |
|         | 2 農業の活性化について                 |
|         | 3 魅力ある商店街づくりについて             |
|         | 4 特殊詐欺対策について                 |

(付託委員会)

- |           |                                      |        |
|-----------|--------------------------------------|--------|
| 第2 議第46号  | 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | (総務産業) |
| 第3 議第47号  | 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | (厚生文教) |
| 第4 議第48号  | 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第5 議第49号  | 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）                | (各委)   |
| 第6 議第50号  | 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）        | (厚生文教) |
| 第7 議第51号  | 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）         | (厚生文教) |
| 第8 議第52号  | 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）            | (厚生文教) |
| 第9 議第53号  | 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）         | (総務産業) |
| 第10 議第54号 | 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）              | (総務産業) |
| 第11 議第55号 | 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について           |        |
| 第12 議第56号 | 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）                | (総務産業) |
| 第13 議第57号 | 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）         | (総務産業) |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、議会運営委員会発議の規則案 1 件の提出がありました。また、市長から、予算案 2 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告 1 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定により、原課における答弁の際の説明員として岩井教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。公明党の牧下でございます。通告に従い順次質問いたします。

初めに、高齢者運転免許証自主返納支援について。

東京池袋で87歳の高齢者が運転する車の暴走で母子が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いております。

警察庁によると、75歳以上の高齢運転者は、この10年で 2 倍近くにふえ、事故率も75歳未満の 2 倍以上になっている。高齢運転者の事故要因でアクセルの踏み間違いは、75歳未満の 8 倍近くに達している。加齢に伴う判断力の低下は、認知症と密接に結びついている。このため75歳以上で運転免許を更新する場合は、認知機能検査が義務づけられています。

この検査で認知症のおそれがあると判定されたケースでは、約 6 割が自主返納・失効を選択していますが、4 割近くの人はそのまま免許を更新し、運転を継続している状況であります。自主返納をためらう理由の 7 割が、生活が不便になるとのことでした。自主返納した場合、申請すれば運転免許証にかわり身分を証明する運転経歴証明書が発行されます。また、眼鏡や補聴器、視



光施設、バス・タクシーの割引など、自治体によって自主返納を促す多くの特典があります。

以下4点質問いたします。

高齢者による交通事故が相次いでいるが、認識と改善策を考えているか。

平成30年9月議会で自主返納支援策を取り上げています。そのときの答弁で、他市の状況を参考にしながら整理し、自主返納者に対して理解が得られるような制度の見直しを関係各課と連携し、検討を早急に進めたいとありました。

高齢者運転免許証自主返納者の支援策としての検討を進められたのか、お尋ねいたします。

自主返納を促す取り組みの成果は出ているか。

75歳以上の後期高齢者及び免許証返納者に対して、みなくるバス乗車パス券を発行できないかお尋ねいたします。

次に、新生児聴覚スクリーニング検査について。

この検査については、日本耳鼻咽喉科学会及び日本産婦人科医会ではマニュアルを作成し、その内容によりますと、国内では、新生児聴覚スクリーニング難聴が疑われ、全国の精密聴力検査を受診する赤ちゃんは1年間に約4,000人、国内出生数の0.4%います。このうち約1,000人に両耳難聴が発見されます。また、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片耳難聴と診断をされます。

両耳難聴のお子さんでは、早く発見して補聴器を装用し、聞く力や話す力をつける練習ができると、それだけコミュニケーション能力を高くすることができます。

また、国では平成28年に新生児聴覚検査の体制整備事業を創設し、都道府県を通じて市町村に新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いすると通知が出され、平成28年度の実施状況について報告がありました。

その報告によりますと、この事業は検査実施状況を把握することが前提となっていますが、1、受診の有無を確認していない市区町村がある、2、検査結果を確認していない市区町村がある、3、検査を受診していない新生児に対する対策がない市区町村がある、4、検査費用について公費負担している市町村が少ないと、4点にわたって指摘されています。

そこで質問いたします。

この検査の実施可能な医療機関は幾つあるのか。

直近の出生数と初回検査実施率はどうなっているか。

検査結果は全て把握されているのか。

検査を受けていない新生児に対する対策はどうなっているのか。

市民への周知啓発の取り組みはどうしているのか。

公費負担について、水俣市の見解についてお尋ねいたします。

次に、子ども医療費助成事業における現物給付について。

県内の医療機関を受診した際、医療機関から市へ請求する現物給付の進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、高齢者運転免許証返納支援については福祉環境部長から、新生児聴覚スクリーニング検査については副市長から、子ども医療費助成事業における現物給付については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高齢者運転免許証返納支援について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 初めに、高齢者運転免許証返納支援について、順次お答えします。

まず、高齢者による交通事故が相次いでいるが、認識と改善策を考えているのかとの御質問にお答えします。

連日、高齢者による交通事故が報道等で伝えられていますが、本市でも高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が発生しています。引き続き、警察及び関係者と連携して高齢者に対する交通安全意識の注意喚起を図ってまいります。

高齢者の交通事故に対する改善策としては、ことしの春の交通安全運動期間中に老人クラブやシルバー人材センターに加入している高齢者を対象として、水俣自動車学校でシルバー・ドライビングスクールを実施しました。講習内容の一つとして、熊本トヨペット株式会社の御協力により、被害軽減ブレーキいわゆる自動ブレーキ搭載の自動車を利用した体験乗車を実施しました。今後は、警察、関係事業所等と協議をしながら、高齢者に対して啓発を行う等、ふさわしい支援等について検討してまいります。

次に、高齢者運転免許自主返納者の支援策としての検討を進められたのかとの御質問にお答えします。

現在、本市の自主返納特典制度としまして、7,500円のみなくるバスの回数券または乗り合いタクシーの回数券のどちらかを選択していただいております。

新たな支援策として、運転免許証を自主返納された方が運転経歴証明書の発行を希望される場合、市が発行手数料1,100円を補助する制度を水俣警察署、水俣地区交通安全協会と協議を進めております。

また、現在、市役所の企画課で行っている自主返納特典制度の申請手続を、運転免許証自主返納の申請とあわせて水俣警察署内の交通安全協会の窓口で一括して進められるワンストップ化についても協議を進めております。

次に、自主返納を促す取り組みとしての成果は出ているのかとの御質問にお答えします。

過去5年間の本市の高齢者等の返納状況は、平成26年度が61人、27年度が50人でした。自主返納特典制度を開始した28年度は85人、29年度が106人、30年度が109人と年々増加傾向であります。

次に、75歳以上の後期高齢者及び免許返納者に対して、みなくるバス乗車パス券を発行できないかとの御質問にお答えします。

みなくるバスの75歳以上の後期高齢者及び障害者利用の無料化については、市長マニフェストにも掲げております。よって、今年度に策定する水俣市地域公共交通網形成計画の第2期計画において、交通事業者等の関係機関とも協議を行い、みなくるバスの75歳以上の後期高齢者及び免許返納者の無料化について検討を進めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市においては、運転免許証返納状況は、平成25年度が41人、26年度が61人、27年度が50人、28年度が85人、29年度が106人となっております。マスコミが取り上げる高齢者による悲惨な事故報道が免許証自主返納について考えさせる機会となっております。確かに返納者が年々ふえてきております。大変いい傾向にあると思います。担当課の高齢者の悲惨な事故をなくしたいとの努力も思いも伝わってくるような感じであります。返納者を加速させるためにも、返納してみようかなと考える支援策が大事だと思います。

公明党は先月、政府に申し入れた成長戦略の中で、高齢者の特性に応じた限定条件付き免許の導入や、高齢者の足となるコミュニティバスやデマンド予約型乗り合いタクシーといった地域公共交通ネットワークの確保などを提言しています。限定免許については、運転できる車両を自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車に限定する方法のほか、運転する場所や時間帯を制限することも考えられます。

例えばドイツでは、医師の診断結果などに基づいて、自宅から半径何キロ圏内は運転できる、高速道路は運転できないとしたり、時間帯を日中のみといった形で制限する制度があります。免許を更新するか返納するかという二者択一の現状を改め、高齢者の選択肢を広げる工夫も重要だと思います。

東京都は先日高齢者が急発進防止装置を取りつける際の自己負担が1割程度で済むように補助する方針を発表しました。免許を返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないように移動支援サービスを充実させていくことも大事だと思います。免許がなくても移動に困らないまちづくりを全力で進めていきたい。そのためにも後期高齢者及び免許証返納者に対してみなくるバ

スの無料乗車券を配付するなど、水俣市独自の支援策が大きな効果を上げると思います。みなくるバスの無料乗車券を実施した場合に費用はどのくらいと予測されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 牧下議員の2回目の質問にお答えいたします。

みなくるバスの無料乗車券を実施した場合に、費用はどれくらいかということでございます。みなくるバスの運行に関する経費は、運行を行っている産交バス株式会社に対して、運行経費から運行収入等を差し引いた額を水俣市が補填しております。平成30年度の実績は運行経費7,599万円に対して、運行収入約1,127万円と、国・県からの補助金約1,309万円を除いた5,163万円を本市が補填しております。みなくるバスの無料乗車券を実施した場合の負担額について、平成30年度の実績をもとに試算を行いますと、みなくるバス利用者のうち約30%を75歳以上の高齢者、8%を障害者と仮定した場合に、高齢者等の運賃負担の年額約430万円が増加する見込みとなります。この結果、総額として市の負担額は約8%増加し、5,593万円となります。ただし、無料化により利用者が増加すれば、これによりさらに負担額が増加することが考えられます。また、利用者に交付するICカードの発行、無料回数券の作成にかかる費用など運行経費とは別に導入経費も発生するものと考えられます。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 交通政策に詳しい桜美林大学の戸崎教授は、将来的には自動ブレーキなどの運転支援技術はさらに進化するだろう。一方で、公共交通機関が衰退する地方では、サポート車を購入できない人の移動手段の確保など、包括的な高齢者対策を考えていく必要があると指摘しています。みなくるバス無料乗車券はいつごろをめどに実施するのかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） いつごろかということでございますけれども、先ほどお答えしました、今年度に策定いたします水俣市地域公共交通網形成計画の第2期計画において、交通事業者等の関係者とも協議を行うということで考えております。その協議の過程の中でさらに検討を進めたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新生児聴覚スクリーニング検査について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、新生児聴覚スクリーニング検査について、順次お答えします。

まず、この検査の実施可能な医療機関は幾つあるかとの御質問にお答えします。

新生児聴覚スクリーニング検査は、出生後数日以内に医療機関で行うこととされているため、本市では産科を持つ2医療機関で実施されています。



次に、直近の出生数と初回検査実施率はどうなっているかとの御質問にお答えします。

直近の出生数につきましては、平成30年度が135人で、初回検査の実施率は96.3%となっております。

なお、平成29年度における全国での実施率は81.8%となっております。

次に、検査結果は全て把握されているかとの御質問にお答えします。

検査結果は、生後2カ月ごろまでに実施している乳児全戸訪問において、職員が母子健康手帳に記載されている検査結果を、個人の母子健康記録票に転記しております。しかし、数件の転記漏れが発生しており、全てを把握できているとは言えませんでしたので、現在は、その後の4カ月健診等でも再度確認を行い、検査結果の全数把握に努めております。

次に、検査を受けていない新生児に対する対策はどうなっているかとの御質問にお答えします。

検査を受けていないことを確認した時点で、検査を実施している医療機関を速やかに受診するように指導しております。

次に、市民への周知啓発の取り組みはどうしているかとの御質問にお答えします。

市民への周知につきましては、母子健康手帳交付時に検査の必要性を説明し、啓発に努めております。また、出産後は、検査を実施している産科医療機関において、再度、検査の必要性等の周知及び説明を行い、検査を実施してもらっています。

最後に、公費負担について本市の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

新生児聴覚スクリーニング事業については、平成19年度の地方財政措置において、少子化対策に関する地方単独措置として地方交付税措置されておりますが、検査費用相当額は、各健康保険から支給される出産育児一時金の範囲の中で対応できております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 これまで聴覚障害検査といえば、A B Rといわれる聴性脳幹反応検査でありました。これは最も正確ですが、検査の時間も長く、検査判定に専門技術が要るということ、そして薬物で一度赤ちゃんを眠らせなければ検査ができないという検査になっておりました。ところが、検査機器の発達が進みまして、O A E誘発耳音響放射、そういった機器と、それからA A B R、自動聴性脳幹反応検査機器、こういった二つの機器が平成14年当時開発されている状況にありました。特にA A B Rは比較的精度が高く、検査時間が短い上、検査判定が自動で行われるという特徴、さらには薬物を使わずに自然催眠化で検査できるという最大の特徴を持っております。内容は生後1週間以内に赤ちゃんの額、うなじ、肩に電極を装着。四、五分間ほどで両耳から35デシベルの音を送り、脳幹が発する脳波を測定、異常があれば精密検査を実施する。異常が難聴の場合は、新生児の段階で適切な療育、人工内耳などの医療を施せば、正常児と同程度の言葉が話せるようになるといいます。

ちなみに平成14年当時の小児科医師によると、国内で1年間に誕生する新生児は約120万人、うち1,000人に五、六人は両方の耳あるいは片方の耳に難聴などの聴覚障害を背負って生まれてくる。放置しておくとう当然言語の発達がおくれると言われております。

米国専門機関の研究データでは、正常児が3歳児までに約700単語を習得するのに、聴覚障害の場合、生後間もなく障害が発見され、速やかに療育が行われた場合で約400語、生後6か月の発見で約300語、2歳での発見になるとわずか約50語という厳しい現実が報告をされており、早期発見、早期療育の重要性が強調されております。また、できるだけ早く難聴を発見し、補聴器をつけて聴覚訓練をすれば、言語の発達のおくれは防げる。いろいろな音を聞かせるなど、早くから適切に対応すれば、言語を習得できると語っております。

そこでお尋ねいたします。新生児の聴覚障害の早期発見ということに対して、どのような考えを持っておられるかお尋ねいたします。また、導入されている新生児聴覚検査機器についてお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、新生児の聴覚障害の早期発見についてどう考えているかとお尋ねでございます。

新生児聴覚スクリーニング検査は、聴覚障害を早期に発見し、早期に子どもさんと保護者へ支援を行うことを目的に行われております。早期に発見し、適切な支援を開始することによりまして、コミュニケーションの形成や、言語発達など、子どもの成長・発達によい影響を与えますので、早期発見は大変重要であるというふうに考えております。

次に、新生児聴覚検査機器がどういったものかということでございますけど、先ほど議員が御紹介いただきましたとおり、現在導入されております聴覚検査機器は、A A B R、自動聴性脳幹反応と、O A E、耳音響放射の2種類ですが、本市の二つの医療機関ではA A B Rが導入されております。以前は新生児を眠らせて行う必要があり、時間を要し、検査の実施や判定を熟練した者が行う必要がありましたが、近年は自然睡眠下で短時間で実施できるようになりました。本市の医療機関が導入している機器も、眠っている新生児にささやき声程度の音を聞かせ、その刺激に反応して起こる変化を自動判定する検査となっております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ぜひ全新生児を対象にした聴覚検査を、まずスクリーニングと言われておりますけれども、早い時期からの発見、そして、療育体制の整備、このことによって多くの子どもたちが自らの選択肢を大きく広げられる、このように思っております。

そこで早期に聴覚障害が疑われた場合の再検査とフォロー体制はどのようになっているのかお



尋ねいたします。しっかりと療育体制も含めて、健やかな子どもたちの成長を願える体制を築く意味で、事業の推進に全力で取り組んでいただきたいことを強く希望してこの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、早期に聴覚障害が疑われた場合の再検査についてでございますけれども、聴覚検査は初回検査から確定検査まで3段階ございます。まず、初回検査で再検査が必要となった場合は、生後1カ月以内に2回目の検査を産科か小児科の医療機関で行うこととされております。

2回目の検査でも再検査が必要になった場合は、第2段階として生後3カ月までに精密検査ができる二次医療機関で検査を受け、精密検査の結果、さらに検査が必要な場合は、第3段階として、県の福祉総合相談所で確定検査を行うこととなります。

このように確定診断がおくれて早期療育の機会が失われることがないように、生後3から4カ月までに診断を行い、生後6カ月までに療育に結びつけるような体制が構築されているところでございます。

それから、保護者への支援でございますけれども、保健師等が保護者の不安への対応、育児相談等の支援を行いながら、早期療育に向けて関係機関への情報提供等を行い、連携しながら継続した支援を行っているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、子ども医療費助成事業における現物給付について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、子ども医療費助成事業における現物給付についてお答えいたします。

県内の医療機関を受診した際、医療機関から市へ請求する現物給付の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市では、現在、市内医療機関に加え、芦北、津奈木町の一部医療機関受診分については、現物給付を実施しており、これ以外の地域での受診については、償還払いとしております。

県内医療機関受診分の現物給付化について、昨年9月議会で牧下議員の御質問を受け、現在実施する方向で検討しております。

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、できるだけ早く実施できるよう、今年度当初予算において現物給付化に伴うシステム改修費については御承認をいただきましたので、既に社会保険診療報酬支払基金を初めとする関係機関と協議を進めております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 できるだけ早く実施するとのことですが、具体的な実施時期はいつごろを検討しているのかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。

実施時期をいつぐらいにということの御質問でございますけれども、この実施時期につきましては、県内の医療機関の受診分の現物給付に伴うシステム改修に要する期間、それから県の医師会を含めました関係機関への周知を行う期間というのが必要でございます。そのため、来年度中には開始ができるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 毎回同じ医療機関を受診し、1回に何万円とかかります。交通費も発生しております。子育て世代には大変な負担となっている状況であります。県内14市のうち6市は既に実施しております。一日も早く実施できますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時01分 休憩

---

午前10時12分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。無限21の杉迫一樹です。

まず最初にこの場をおかりしまして感謝を申し上げます。水俣市制70年の中で初めての車椅子議員として登壇させていただいております。私自身初めてのことばかりですが、皆様におかれましても初めての車椅子議員の対応と、大分気をもんでいらっしゃるのかと思います。私が当選させていただいた瞬間から、議会事務局の皆様を初め、市役所職員、市議会議員の皆様、各関係者の皆様には大変な心配と心遣い、対応をいただいております。まことにありがとうございます。

初めての一般質問となりますが、少しでもお時間をいただきたいと思います。

私は不慮の事故により脊髄損傷の診断を受け、下半身は自分の意思では動かすことが困難となり、以後、車椅子生活となりました。受傷からこれまで不便な生活の中でさまざまなことを経験いたしました。一部の方からは心ない差別や偏見も受けたこともありました。思い返せばたくさんの方を諦めて生きてきたようにも思います。そんな中でも励ましてくれた仲間がいたことも確かです。バリアフリー環境や障害者への理解が社会の中で少しずつ充実していく中で、新しい目

標や楽しみなことがふえてきたのも事実です。

これまで自分が障害を負って生きることになった意味をいろいろと考えてきました。未だに答えは出ないままですが、今、このように水俣市議会議員として壇上に立たせていただいているということは、当時の私には想像すらできなかったことです。もしかしたらこのタイミングで私の経験や思いを自分なりの言葉で誰かに伝えていくということが、ある意味では、これまで私が車椅子で過ごしてきたことの一つの答えなのではないかと思ったりもします。

熊本には私以外にも元県議の車椅子議員の方や、熊本市議会議員にも車椅子議員として活動されている方もおられますし、諸先輩方を見習いつつ頑張りたいと思っております。

人それぞれのさまざまな障害がありますし、デリケートな部分ではありますが、全ての障害を経験したわけでもありませんので、私自身の体験やさまざまな方との出会い、障害を持つ当事者の目線で市民の声を市政へ届けさせていただくということ、また発言の中で、一部の方々からはいろいろな御指摘があるかもしれませんが、障害者の私がさまざまな設備や制度を使えるようになるということは、私以外の障害者はもとより、高齢者、妊婦さん、ベビーカーを押して歩く保護者、子どもたちなど、全ての人が使いやすくなるということの意味しており、それとこれとはイコールの話でありますから、どうか御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。その中で皆様におかれましては、新しい気づきが生まれることがあるならば幸いです。

それでは、以下、通告に従い質問いたします。

1、障害者雇用について。

①、水俣市障がい者計画（平成27年度版）が施行されてから、現在の水俣市在住の障害者の一般就労の現状と実績はどうか。

②、障害者向けの就職説明会を市の主催にて開催することはできないか。

2、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備について。

①、これからのバリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備について、どのように考えているか。

②、市内に設置されている全ての優先駐車スペースに、迷惑駐車を抑制するための看板を設置すべきではないかと考えるがいかがか。

3、災害時の安全確保について。

避難所は市内に何カ所あるか。そのうち障害者や高齢者が避難できる避難場所は何カ所あるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 踏み台撤去のため暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

---

○議長（岩阪雅文君） 会議を再開します。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、障害者雇用については私から、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備については福祉環境部長から、災害時の安全確保については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、障害者雇用について、順次お答えします。

まず、水俣市障がい者計画が施行されてから現在の水俣市在住の障害者の一般就労の現状と実績はどうかとの御質問にお答えします。

水俣市障がい者計画は、平成27年3月に策定したものであり、水俣市においては、水俣市総合計画の下位計画としての地域福祉計画に基づく障がい者計画及び障がい者福祉計画と位置づけており、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等の施策の一層の推進を図るものであります。

本市在住の障害者の就労につきましては、就労の促進のための情報提供や、市役所における障害者雇用の促進、就労継続支援などを掲げており、その推進を国、県、民間企業とも協力して図っております。

障害者の一般就労状況については、ハローワークに確認したところ、障害者のハローワークに登録されている方の中で、一般就労につながった方の人数は、平成29年度は登録者122人中26人、平成30年度も登録者122人中26人とのことでした。

次に、障害者向けの就職相談会を、市の主催にて開催することはできないかとの御質問にお答えします。

水俣市が主催する障害者向けの就職説明会を水俣市が独自に開催することにつきましては、全体の求人数の状況、需要と供給のバランス、希望職種の問題などがあり、非常に困難であると考えます。

しかしながら、民間の就職相談会やイベントの開催等において代がえができないかなど、他の自治体の事例を参考に調査をしてみたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

市長が言われましたように、この障がい者計画は平成27年度から平成32年度、つまり令和2年度までとのことですので、現在のその流れをくんでいると認識し進めてまいります。

水俣市障がい者計画の基本理念の障害者の自立と社会参加を促進するまちづくりの中に、私たちは障害者の方々の住みなれた地域の中で暮らしていけるために、まず障害者への理解を深めていきます。差別や偏見をなくし同じ地域に住む者として支え合おうとする意識の啓発を進めることにより、行政のさまざまな福祉サービス等を利用しながら、自立と社会参加を目指しますとあります。

まず、この障がい者計画は私が議員になる前には拝見したことがありませんでした。一通り目を通し、これに関しまして、以前、私が経験し感じたことがありましたので、お話しいたします。

数年前に障害者採用枠として市役所職員募集がありました。私も応募し試験を受けました。私の記憶ですと、障害者枠のみの試験だったと記憶していましたが、総務課へ問い合わせしましたところ、平成23年度から障害者枠の試験が開始され、高校生の試験と合わせての実施だったとのことでした。そのときの障害者枠の受験者は4名だったとのこと、その中で最終面接まで残ったのは私一人でした。ほかにも何人かいらっしやったとは私は記憶していましたが、記録には残っていなかったようです。合格発表の日に掲示板に可否を確認しに行きましたが、結果は該当者なしでした。私自身、コミュニケーションはきちんととれていましたし、パソコンも使用できますし、一般の方と同じように働けると自覚しておりましたが、該当者なしという結果に愕然としたことを覚えております。

一般企業の試験同様、合格ラインに達していなかったからだろうとの認識はありましたが、気になりましたので、この機会に、その後の障害者枠試験の状況をお聞きしましたところ、平成23年度から平成30年までの7年間で、合格者はたったの1名とのことでした。昨年度まででの実績では、水俣市役所で働く障害者は3名ほどいらっしやるようです。これは3名不足している計算です。どれほどの能力を持った障害者を採用したいのかといった内情はわかりませんが、この7年間、試験に挑戦した方というのは、自分自身の障害を理解した上で働けると自覚できる方ばかりだと考えます。自治体には一般企業と違い、人数不足分の納付金の支払い義務はありませんが、市役所はまちの顔であり、市民が必ず足を運ぶ場所です。まずは市役所自身が掲げたこの基本理念にのっとり、障害者を雇用するためにソフト面、ハード面ともに努力し、理解し、まちの顔として法定雇用率をきちんと達成していることを見本として示すべきではないかと感じます。それこそが共生社会水俣の実現の第一歩ではないかと感じております。

一般企業事業所に話を移します。

しかしながら、水俣の民間企業や事業所には、障害者雇用率を満たさなければならぬほどの企業というのは多くありません。どちらかといえば小さな事業所が多く、人口を見ても仕方のないことだと思います。ですので、小さな事業所はそもそも障害者雇用率がどうだなどとは考える必要もないのかもしれませんが、このような状況を見ますと、障害者を雇用することで得られる



サービスやさまざまな助成金制度があること自体を知らない事業主が多いように思います。つまり、知識がない、知識を得る機会がない、障害者を雇用するすべを知らないのではないかと感じるわけです。

私もハローワークに問い合わせをしましたが、水俣市内での障害者求人は、5月時点でたったの1件です。122名に対してたった1件の障害者求人です。その他、障害者、健常者問わないという一般求人は8件だそうです。それを見ましても、少な過ぎると思います。

そんな状況を踏まえた上で2回目の質問です。

一つ目、障がい者計画の中のアンケート調査結果で、仕事をしたいと回答した26人に対し、現在ハローワークにて水俣市内の民間企業の障害者向け求人がたったの1件しか出ていない現状についてどう考えるか。また、その原因をどう捉えているか。

二つ目、水俣市役所の障害者雇用率が達成されていない状況についてどう思うか。

①に関しましては以上2件。

次に、障害者向けの就職説明会の開催についてですが、民間の就職説明会やイベントの開催などで代替できないか、ほかの自治体の事例を参考に調査していきたいとのことでした。私の調査でも、これまで水俣市やハローワーク主催での障害者向け就職相談会の実施はなかったとお聞きしました。しかしながら、県外の自治体では開催しているところも多数ありました。大都市ほど企業がたくさんありますし、予算もあり、人口も多いので、開催しやすいとは思いますが、水俣市と似たような規模の自治体も開催しているところを見ますと、水俣市としても中小企業に対しての呼びかけ、開催は可能ではないかと感じます。求人の数がふえなければ就職のチャンスは当然ありません。これは健常者でも同じことです。

また、仕事内容につきましても、得意、不得意が健常者と同じようにありますから、求人の少なさから職種を選べないという状況であれば、さらに拍車がかかります。求人の数が少ないということは、事業主が障害者雇用の助成金などを知らないから、障害者求人を満たさない、満たせないということにつながってくるのではと思います。このような助成制度を事業者側が知らないから、障害者って本当に働けるのだろうかとか、うちはバリアフリーじゃないからといった偏見にも似た断わる理由が出てくるものだと思います。制度を知っていれば、助成金でスロープがつくれそうだとか、トライアル雇用で1回試してみようという事業所もふえてくると思います。これらを踏まえまして、三つ目、既に障害者向けの就職相談会や企業セミナーを実施している県外・市外の自治体も多数あるが、水俣市としてはその点どう考えるか。

四つ目、民間の就職相談会やイベントの開催等において、ほかの自治体の事例を参考に調査するとのことだが、市が開催することに意味があると思うが、主催は想定できないのか。

五つ目、開催できないとすればどのような問題があるか。

以上、①、②含め、5点質問いたします。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩を解きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、全部で5点ということでございますので、1番と2番に関しましてはまとめてお答えをしたいというふうに思っております。

まず1点目が、ハローワークにおいて26人希望者がいるけども、1件しかないということについて、現状をどう考えているかということと、その原因をどのように捉えているかということでございますけれども、これはハローワークにお聞きしましたところ、有効求人倍率の全国平均が1.62、熊本県の平均が1.69に対しまして、水俣市圏域全体では1.42という低い数字となっているとのことです。この現状を見ますと、水俣市にある事業所の厳しい経営状況なども考えられますので、障害者の方々を含め、全体の求職にもつながっていない状況ではないかというふうに思います。

いずれにしましても、障害者の有無にかかわらず、誰もが働きやすい職場づくりを目指して、障害者に対する一層の理解が進み、求人数がふえていくよう、事業者及び管理者に対する周知・啓発を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目、そして4点目、5点目ということで、まず、障害者向けの就職相談会を実施する自治体もあるけども、水俣としてはどう思うかということ、それから、市の主催でそれができないのかという質問と、開催できないとすればどのような問題があるかという、この三つが御質問であったというふうに思います。

現状における水俣市の人口及び求人数に対しての求職数、特に障害者に対する求人数や求職者数を考えますと、ハローワークにおいても単独での就職相談会が実施できないという現状もございますので、水俣市独自での実施は非常に困難であるというふうに考えております。

したがって、誰が主催する、どのような形でといったことにこだわらずに、障害者の就労につながるような相談や紹介をするために、他の自治体の事例などを参考にして、調査・検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 1件をどう思うか、その原因についてですが、障害の有無にかかわらず、全体的に就職につながっていない状況とのことでした。ハローワークにお聞きしましたところ、最新で、一般の求人が902件出ているとのことでした。一般求人が902件出ているということは、一般の方は902件の中から選べるということになります。ただ、さまざまな条件なので、見送ったり、見送らざるを得ない状況もあるかと思えます。しかし、毎日のように入れかわる一般求人と違い、障害者求人につきましてはたった1件という少なさに加え、たまにしか出ない求人を鑑みましても、職種を選べない状況です。私が言いたいことは、障害者は選択肢が少ないという現状を知っていただきかったという思いがありました。一般の方と同じようにある程度職種を選べるよう事業所及び管理者に対しましても御理解とさまざまな方法で周知啓発を進めていただけるよう要望します。

あと、障害の有無にかかわらずという言葉がよく出てきますが、障害者は障害の有無にかかわっていますので、その部分の御理解をもっとしていただきたいと思えます。また、市役所の障害者の雇用状況につきましても、7年間で1人しかふえていない状況のようですので、正規の職員でなくとも、パートでもいいので、まちの顔といたしまして、雇用率の達成のために、そして働きたい障害者のために働く場を一つでも多く設けていただけますよう、間口を広げていただけたらと思えます。

次に、既に障害者向け相談会を開催している自治体があることについての話ですが、水俣市における求人数と求職数の人数規模が少ない、ハローワークでも開催できておらず難しいとのことでしたが、これについては私、当事者として、これまで就職活動の経験の中で、障害者だからなどの理由で門前払いや、会ってさえくれないなど、苦汁をなめた経験がありますし、私以外の障害者の方も同じような経験をしていることを知っています。市独自での開催は今のところ難しいとのことですが、他の自治体の事例などを参考として調査・検討をしたいと言われましたので、まずは小規模であってもいいので、就職説明会など開催ができていない自治体へ向けてどのように開催できているかなど調査していただき、前向きに検討していただきたいと思えます。

また、水俣高校で開催されている仕事発見塾は、学生たちにとりましてもいろんな職種に触れるいい機会だと思います。仕事発見塾は、水俣市経済観光課が主催だったかとは思いますが、このような流れの中に障害者ブースを一部設けるということでも大きな一歩だと感じますので、要望いたします。

市の主催にこだわっている理由としましては、やはり水俣市障がい者計画を策定しているのは水俣市でありますから、文書だけでなく行動で示していただきたく、ほかの団体に任せるのではなく、市が主催で実施するというにとっても大きな意味があると私は感じます。そして、日本各地で自治体主催の説明会が実施できている動き、流れに乗り、障害者が働きやすく、さまざま

な職業に触れる機会をつくっていただきたく思います。障害者の方々にも自分は障害者だからと家にこもっている時間より、外に出て何かしらの仕事を選び、働き、自分のコミュニティーを形成して笑顔で過ごせるように手をとっていただきたいと切に願っております。

3回目の質問ですが、最後に市長にお聞きします。障害者を雇用することに対して、メリットやデメリットを感じることはあるでしょうか。市長が感じていることをお聞かせください。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の3回目の御質問にお答えいたします。

障害者雇用に対してメリット、デメリット、感じているかという御質問かと思えますけれども、私としましては、本市としましては、障害者の雇用に対しましてメリットやデメリットがあるという認識はございません。あえて申し上げますとすれば、先ほど議員御指摘ありましたけれども、障害のある、なしにかかわらず一緒に働くことで障害に対する理解が進み、同じ仕事をするという一体感を感じることによって、お互いが住みやすく、働きやすい環境、そしてあるいはまちづくりができていくということが必要な部分ではないかというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備についての御質問にお答えします。

まず、これからのバリアフリー（ユニバーサルデザイン）環境整備について、どのように考えているかにお答えします。

平成6年に施行された通称ハートビル法と平成12年に施行された通称交通バリアフリー法をあわせた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）が平成18年に施行されたことにより、移動環境と施設利用の両面から整備を進めることが定められ、新たに建設等を行う公共施設については、その基本理念をもとに順次整備を進めていくものとしております。この法律に基づき今後新たに建設する市庁舎や改築を進めている市営住宅、公園施設等につきまして、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を推進していくこととしており、誰もが使いやすく、市民に親しまれる施設の整備を目指していく必要があると考えます。

次に、市内に設置されている全ての優先駐車スペースに、迷惑駐車を抑制するための看板を設置するべきではないかと考えるがいかかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の看板設置につきましては、まずは水俣市における公共施設に、バリアフリー、ユ



ユニバーサルデザインに配慮した優先駐車場の設置並びに迷惑駐車を抑制するための看板等の設置について検討してまいりたいと思います。

民間の事業所・店舗等につきましては、市が負担して設置することは困難と考えますが、協力していただけないか、さまざまな方法を提示し、促してまいりたいと考えます。

例えば熊本県が実施のハートフルパス制度等を活用すると、看板の設置については事業所等の負担となりますが、啓発用のシールなどを無償で配布していただけるということでもありますので、そのような制度の紹介などを県と協力して行ってまいりたいと思います。

ちなみに、このハートフルパス制度は、迷惑駐車等を抑制するために、この制度に賛同する公共・民間を問わない施設の障害者等駐車場において、保健所等で交付される利用証ハートフルパスの交付を受け、それを提示することで、障害者等が優先的に駐車できるものとされています。現在、県内2,149施設がこの制度に登録されており、市内において39カ所の施設が登録されているとのことで、熊本県のホームページにおいて公開されております。

最終的には、駐車場を使われる利用者の方々の障害者等に対する理解の促進や駐車場を設置する管理者等の協力がなければ推進できないことでもありますので、今後とも周知啓発を図り、どのような方法がよりよい周知啓発となるのかを見きわめ、迷惑駐車の抑制のため関係機関と協力しながら、効果的な取り組みを行ってまいりたいと考えます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 まず、①についてですが、今後、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を推進していく市民に親しまれる施設を目指していくとの答弁でした。昨今、超高齢化社会が進む中、水俣市としても当然、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）整備は必須事項だと感じます。それは全ての方に必要な環境整備です。健康な方は現在は身体的にですが、何不自由なく生活していらっしゃると思います。しかし、当たり前を年をとり、いつか車椅子やシルバーカーなどのお世話になる方もいらっしゃるかと思いますし、突然の事故や病気で障害者として生きていくことになるかもしれません。誰にでも起こることです。現にちょっとした道路の段差につまずき転倒しけがをされた高齢者の話や、どこが危ないとか、どこにスロープが欲しいなどの意見も多々聞きます。

このバリアフリーに関してですが、とある民間の事例を挙げますが、全国に展開しているホテルチェーン東横インは、13年前に当時の建築基準法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆるハートビル法にて違法改造をし、また各市条例違反であることが発覚しました。

内容としましては、各地のホテルにおいて次のような違法改造が行われたとのことです。身体障害者用の客室や駐車スペースを一般客室や倉庫などに改造、点字ブロックや車椅子マークを撤



去、身障者駐車場を一般客室やロビーなどに改造などです。この事態を受けて、改修を精力的に行い、国内の約85%以上を占める229施設においてハートフルルームと呼ぶバリアフリールームが、シングル、ツインともに設置されています。

一人の場合でもツインルームを利用できるようになり、現在の東横インは車椅子利用者から見てかなり利用しやすい宿泊施設に変貌を遂げています。このハートフルルームは、基本、車椅子を使用する宿泊者優先ではありますが、予約が前日までなかった場合は、一般の方も宿泊ができるユニバーサルデザインとしても活用しているようです。

私自身、実際に泊まってみると、数多く泊まったホテルの中で一番利用しやすいホテルでした。それ以来、全国各地へ遠征に行く際には、真っ先に東横インを候補に入れていきます。これは間違いをおかした後の対応ではありますが、現在では障害者にとって最も利用しやすい安心・安全なホテルとして高い評価を得ています。東横インのように何かが起きてからの対応をし、後の評価を得ることができたのも、起きたからこそ学び対応した事例ではありますが、市としましては、事故が起きてから考えるのではなく、未然に防ぐこと、市民が安心・安全に笑顔で生活ができるように取り組むことは、これからの時代における使命だと感じます。

バリアフリー、ユニバーサルデザインと二つの言葉を使用していますが、バリアフリーとは障害者に配慮されて作成されています。一方、ユニバーサルデザインとは障害者優先ではありますが、全ての人を対象とされています。つまり、ユニバーサルデザインとは障害者、健常者問わず、誰でも使用可能に設定された設備です。このバリアフリー、ユニバーサルデザインの二つをうまく使い分けることが、これからの水俣が求める共存社会において必要であると考えます。

2回目の質問ですが、新庁舎はこのユニバーサルデザインを導入して計画されたものとお聞きしています。仮庁舎の現状を見まして、新庁舎のユニバーサルデザイン導入という話にとっても不安を感じています。多目的トイレ、エレベーター、スロープ、これだけではとてもユニバーサルデザインとは呼べないのですが、一つ目です、新庁舎のユニバーサルデザインとはどこまで想定してあるか。

二つ目、ことし4月に仮庁舎のバリアフリー化、エレベーター設置や雨よけなどを考えているとの話をお聞きしましたが、進捗状況はどうか。

三つ目、ユニバーサルデザインの考えをもとに市内の民間企業、飲食店などに対して、市として周知・啓発をしていただけないか。以上3点。

次に、②の迷惑駐車抑制の看板の設置についてですが、私自身、優先駐車スペースはよく利用しますが、先日でも迷惑駐車を見かけました。大体1週間に三、四台ほど見かけます。ここではあえて専用ではなく優先として続けます。この優先駐車スペースの使用について、知らない方もいらっしゃると思いますので、改めて説明いたします。誰が使っているのかという点につきまして

は、法律上の定めがなく、そこに駐車するかどうかは駐車する側のモラルに委ねられています。健全者が駐車をしても、これといった罰則はありませんが、地面に大きく車椅子マークが表記されている以上、この場所が必要な人がいるということは誰でも分別ができるものだと解釈しています。よく目にする国際シンボルマーク、つまり車椅子マークと一般的には呼びますが、車椅子マークを車に張ることができるのは、全ての障害を持つ方が乗っていることが対象とされています。この車椅子マークを張るかどうかは当事者の努力義務とされています。また、ほかには障害者マーク、正式には身体障害者標識というものがあります。これは四つ葉のクローバーをサインとしたマークですが、こちらは肢体不自由であることが免許条件になっている方が運転する際に表示するマークです。つまり、肢体不自由、足が不自由な人本人が運転しているかどうかを示しています。私は手動式装置を使い運転しますので、免許証に普通車はAT車でアクセル、ブレーキは手動式に限ると明記されていますから、このマークを貼ってもよい対象となっています。こちら貼るか貼らないかは本人の努力義務となっています。

優先駐車スペースは全ての障害者が対象なので、肢体不自由な人も内臓疾患の障害者もとめていいこととなっています。障害者以外では、妊婦さんやけがをされた方でも大丈夫です。とめていい条件は一つだけで、当事者が乗っていればOK、乗っていなければNG、障害者マークの有無は関係ないということで、言いかえますと、マークがなくても当事者が乗っていればとめてもいいということです。つまり、車椅子マークや障害者マークは駐車許可証ではないということです。これを理解する方がとても少ないということが問題だと思います。

許可書の類いでいえば、ハートフルパスがあります。水俣市の保健所で発行されていますが、これはハートフルパス制度としてハートフルパス協力施設にある優先駐車スペースにとめてよい許可をもらっている証明になります。

マークの説明を踏まえた上でですが、中には、足の不自由な家族の送り迎えなどで、マークを貼っていらっしゃる車も多く見かけますが、その家族が当事者が乗っていないにもかかわらず、マークを貼っているからとそのスペースを利用することは当然NGです。一番多いのは、健康な人、つまりはモラルのない人がとめている場面です。私は過去にそういう方へ注意したことが何回もありますが、返ってくる言葉は近いところにとめたかった、いつもあいているから大丈夫だと思った、すぐ終わる用事だったなどがほとんどです。たまにはいわゆる逆ギレされて恫喝してくる人もいます。その経験から、迷惑駐車をしている方へ注意することが怖くなり、注意できなくなってしまう方も多くおられます。私もその一人です。そういったモラルのない迷惑駐車を防ぐために、スペースの中にカラーコーンが置いてあったり、チェーンで施錠してあるスペースも見かけます。管理者側の良心の配慮だとは思いますが、これがまた当事者からすると非常に厄介です。カラーコーンを移動させるために、一度車からおりなければならぬですし、一度降りる

と、後ろに並ぶ車を待たせることにもなります。チェーンに関しては、チェーンの開錠をする鍵を持っている警備員を探さなくてはなりません。駐車をするだけで物すごく手間がかかります。この優先スペースは利用する機会が比較的少ないだけで、決して無駄なスペースではありません。それぞれのドライバーのモラルに委ねる部分が多いために、このようなバリアが生まれるわけです。迷惑駐車が多いのは事実です。少しでもスペースを確保するために、少なくとも公共施設、ひいては民間の管理者のいる駐車場にも、ぜひ抑制を呼びかける看板の設置をしていただきたいと考えます。目の前にそのような看板があれば、良識のある人間なら、ある程度でも心が痛んだり、ほかの場所にとめようと思う方もいるはずですよ。

もう少しだけ掘り下げて質問いたします。

四つ目、市内には39カ所のハートフルパス制度協力施設があるとのことだが、看板の設置ができるとすれば、どの程度の範囲で可能か。

五つ目、優先駐車スペースの使用方法について、主として一般の方へ向けた周知はできないか。

六つ目、優先スペース駐車場の設置している民間企業、事業所の管理者へ向けた看板設置の呼びかけ、要望、依頼はできないか。2回目の質問は以上6点です。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の2回目の御質問の1点目及び2点目についてお答えします。

一つ目は、新しく建設する市役所庁舎はどのようなバリアフリー、ユニバーサルデザインはどこまで想定しているのかという御質問だったかと思えます。

基本設計の段階からユニバーサルデザイン計画を示しておりますとおり、例えば想定される項目としては、車寄せ、駐車場、敷地内通路、総合案内、案内サイン、エレベーター、階段、窓口カウンター、窓口の配置、多目的トイレ、授乳室、市議会議場、傍聴席、議会フロア用トイレなどについてバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を検討することとしています。

具体的には、雨にぬれず安全に庁舎内へ出入りできるよう、車寄せからひさしを設置する。誰もが使用できる思いやり駐車場を設置し、ピロティ駐車場から庁舎まで最短に移動できるようにする。各階の廊下を見通しのいい真っすぐな廊下として利用者の方々が迷うことなく移動できる。2階に主要な窓口を集約し、ワンストップでの手続などを可能とする。窓口フロアにキッズ

コーナーや授乳室、おむつ交換室を整備する。市議会議場では、通路の幅を十分にとり、スロープを設置するなど、車椅子、つえなどでも移動がしやすくなる。市議会傍聴席の床の高さを低く抑え、移動の簡便さを確保するなどが検討項目となります。

次に、市役所仮庁舎のバリアフリー化について、2階へのアクセスの確保、また玄関スロープへのひさしの関係での御質問だったかと思えます。

現在の市役所仮庁舎は、旧庁舎が熊本地震により深刻な損傷を受けたことから、新庁舎が完成するまでの仮住まいとしてリース契約により緊急に整備したものでございます。整備に当たっては、リース会社とも協議を重ね、できる限りの配慮をしたつもりですが、時間的な制約のほか、費用の問題などから不十分なところが残ることは重々承知いたしております。

御指摘の2階へのアクセスが階段だけであることにつきましても、さまざまに検討をしたところですが、建物の構造、面積の制約のほか、費用との兼ね合いから、設備の設置を断念し、かわって市民課、税務課など住民の皆様が各種手続に訪れることの多い窓口を可能な限り1階に集めることで、利用者の利便を確保することとしたところですが、何分、新庁舎完成までの仮住まいということで、新たな投資については慎重にならざるを得ないということをお理解いただきたいと思います。

なお、階段で2階へ上がることが困難なお客様は、総合案内窓口など最寄りの職員にお声かけいただければ、担当職員が1階で対応いたします。また、どうしても2階へ上がる必要がある場合には、車椅子介助に関する研修を受けた職員が、2階への移動を介助することができるようにしております。

玄関スロープの雨よけのひさしにつきましては、このスロープの周辺に下水配管や国旗掲揚台、郵便ポストなども入り組んでおり、新たに屋根を設置することは困難なものと考えております。雨天時にはできる限りぬれないよう職員が対応してまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 杉迫議員の2回目の質問につきまして答弁させていただきます。

一部、取りまとめて答弁いたす部分がありますけれども、よろしく願いいたします。

まず、ユニバーサルデザインの考えをもとに市内の民間企業へ市として周知・啓発を図ってもらえないかということでございます。ユニバーサルデザインの考えは非常に重要で必要なものと考えておりますので、その趣旨を理解していただけるよう、イベントの開催時や広報など、機会を見て広く周知・啓発を図りたいと考えています。

ハートフルパス制度の協力店に対応する看板の設置はできないかと、あと優先駐車スペース、駐車場の使用に向けた周知はできないか。優先駐車スペースを設置している管理者へ要望、依頼



はできないかということをございます。

現在、登録のハートフルパス制度の協力店につきましては、店舗等の場所的な問題等もあると考えますので、熊本県や関係各所と協力し、協力店並びにそれ以外の事業所にも看板の設置等を順次お願いしていきたいと考えております。

優先駐車スペースにとめる一般の利用者及び駐車場の管理者に対する駐車場の使い方などを周知・啓発については、まずは障害者に対する理解促進をできる限り広く周知することが必要と考えますので、イベントや広報などを活用して周知・啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 2回目の答弁をいただきました。

新庁舎のユニバーサルデザインとはどこまで想定してあるかですが、ハード面について、さまざまな項目を想定していらっしゃるということで、少し安心いたしました。ただ、これだけ準備すれば大丈夫だろうという想像だけで設置するのではなく、実際にさまざまな身体的障害を持っている方や、小さなお子さんのいる保護者、高齢者の方々にも広く聞き取りなどを行い、その当事者が本当に求めているものを見きわめた上で、完成してから設置しておけばよかったとならないよう、さらなる検討をしていただきたいと要望します。

仮庁舎のバリアフリー化の件ですが、なるべく職員で対応するとのことでした。確かにお金のかかることではありますので慎重になるのもわかります。ただ、2階へ上がる必要がある方が出てくる可能性もゼロではないと思います。

先日も、電動車椅子の方が2階へ上がっておられました。職員が介助しておりましたが、電動車椅子は私のような手動式車椅子よりも3倍以上重いので大丈夫だろうかとははらしながら見しておりました。仮にですが、職員が手を滑らせて落下させてしまうという事故が起こらないとも限りません。他県では実際に落下事故があったという話も聞きました。私は毎回職員に介助していただいておりますので、その点感謝していますが、私や私以外の車椅子の方にもし落下という事故が起きた場合には、命にもかかわってくることを考えますと、とても安心できませんし、事故が起きた際の責任は誰がという話もしたくありません。エレベーターを設置してほしいという市民の声も少なからず上がっています。仮とはいえ、誰もが安心して使用できる市役所を考えていただきたいと思っておりますし、エレベーターに限らず、いろんな方法を探しながら、なるべく少ない費用でできることを引き続き検討していただきたく思います。また、私に協力できることがありましたら、協力したいと考えております。

次に、民間企業の市として周知・啓発についてですけども、確かに民間企業は管理者の協力に委ねる部分が多くあると思います。言われましたように、イベント開催時などのタイミングで構



いませんので、呼びかけ、啓発、また市民からユニバーサルデザインについての質問などがあつた際には、ぜひ対応のほどよろしく申し上げます。

次に、優先スペースの件ですけれども、三つまとめてでしたが、ハートフルパス制度の協力店並びにそれ以外の事業所にも順次看板設置のお願いをしていきたいとのことでした。優先スペースを設置している民間の事業所の管理者は、看板設置に対してもきっと理解のある方が多いかと考えています。今まで言われるまで気づかなかつたということもあるかと思ひます。看板の費用等もある程度かかるかと思ひますし、それでも迷惑駐車がゼロにはならないかもしれませんが、少しでも減るよう、なるべく多くの場所への看板の設置により、それぞれのドライバーのモラルに期待しながら、周知・啓発をきっかけに理解を深めていただけるかと思ひます。また、ハートフルパス制度協力施設39カ所にも引き続き呼びかけをお願いし、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、災害時の安全確保について答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、災害時の安全確保について、順次お答えします。

避難場所は市内に何カ所あるか。そのうち、障害者や高齢者が避難できる避難場所は何カ所あるかとの御質問にお答えします。

現在、市内には、市で管理する避難所が21カ所と、地域で管理する避難所が38カ所あります。これらの避難所は、障害者や高齢者の方々も全て利用できます。なお、市で管理する避難所21カ所のうち、11カ所は車椅子の利用が可能であり、また、介護ベッドの利用などが必要な方については、福祉避難所として指定しているもやい館が利用できます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 市が管理している避難場所は21カ所、地域で管理する避難場所は38カ所あり、市が管理する21カ所のうち11カ所は車椅子の利用が可能であり、もやい館に関しましては介護ベッドなどの利用も可能であるとの答弁をいただきました。

平成の時代は、各地で震災や土砂災害などの自然災害が多数発生しました。水俣も平成15年に土砂災害がありました。また、先週には新潟にて震度6の地震も発生しています。その都度、テレビやマスコミを通して被害状況や現地の様子をうかがい知ることはできましたが、避難先の実際の避難生活はどうかということに関しましては、その最中、私自身、被災地へ足を運んだことがありませんし、大変さというのはやはり経験したことがありませんので、想像することしかできませんが、私自身、これからさらに深く意識を掘り下げていきたいと思つておるところです。防災に関しまして、事前に準備できることとすれば、避難場所の安全確保、避難までの呼びかけ、誘導方法、避難経路などを把握しておくことだと思ひます。

そこで疑問に感じたことは、仮に何かしらの災害が発生した際に、そもそも高齢者や障害者は避難場所にたどり着くことができるのだろうか。避難できたとして、災害の規模にもよりますが、そこで数日間生活できるのだろうかということです。また、避難生活についても、その状況次第ではありますが、寝たきりの方であれば褥瘡、床ずれですね、などの危険もありますし、それぞれの症状に必要な医療機器の持ち込みやトイレの問題など、高齢者、障害者にとってはさまざまな制約が日常生活以上に問題となっています。災害が起こればその時々で臨機応変に判断しなければならない状況ばかりだとは思いますが、避難場所までの動線、避難方法などが災害の種類などできちんと分類、すみ分けされているのか気になる場所でした。

避難場所に関しましては、市民それぞれが個々に把握しておくべきだとは思いますが、避難場所や避難経路といった情報を自主的に調べる方というのは多くはないと感じております。防災意識が強い方は自主的に調べるとは思いますが、私自身もこの質問を取り上げるまで、恥ずかしながら自分の避難場所がどこかということは知りませんでした。

これらを踏まえまして、2回目の質問です。

一つ目、災害発生時にスムーズな誘導、避難経路は確保されているのか。

二つ目、11カ所はバリアフリー整備がなされているとのことですが、その施設名をお教えいただきたいことと、どの程度のバリアフリー設備であるのか。

三つ目、避難場所の周知はできているのか。避難に関してどのような方法をとっているのか。

以上3点お聞きします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の2回目の御質問3点について順次お答えします。

まず1点目の、避難所へのスムーズな誘導、避難経路は確保されているのかについてですが、みずから避難することが困難である障害者や高齢者の方、いわゆる避難行動要支援者の方々を対象に、避難時の支援者や避難場所の決定、避難経路の確認など、個別に避難支援計画の策定を現在進めております。

次に、バリアフリー化が進んでいる施設名及びその状況についてという質問だったかと思えます。市で管理する避難所21カ所のうち、もやい館、総合体育館本館、消防本部、水俣高校体育館、武道館、水俣病資料館、水東小学校多目的ホール、葛彩館、総合体育館南部館、袋小・中学校体育館、おれんじ館、この11カ所は車椅子の方でも利用できるように、エレベーター、スロープや多目的トイレなどが整備されております。また、総合体育館本館、消防本部、水俣病資料館には、敷きマットを配付するなど、居住環境の整備を行っております。

次に、避難場所は周知ができていないのか、また周知の方法はどのような方法をとっているのかについてですが、市民への避難所の周知については、ことし3月に改定した水俣市ハザードマッ

ブを本年5月に全戸配布をいたしております。また、広報みなまた6月号で避難所の所在地を掲載し、市のホームページでは避難所の所在地とあわせて地図も掲載するなどの周知を図っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 3回目の質問に入ります。スムーズな誘導、避難経路を確保されているのかについて、まず1点目、避難行動要支援者の方々を対象に避難支援計画の策定を進めているとのことですが、その計画とはいつごろの完成をめどとしているのか。また、その計画とは具体的な避難方法、つまりそれぞれの障害や程度などを視野に入れた計画なのか。

次に、バリアフリー整備がなされている11カ所の施設名をお答えいただきました。お聞きしましたそれぞれの施設の場所を鑑みましても、私が想像していた数より多いことに安心しました。この11カ所は最小限のバリアフリー設備もなされているということにも安心いたしました。また、居住環境の設備も整備も行っているとのこと、ぜひこのまま進めていただきたいと思います。ですが、できることならば、少しずつでよいので、最小限のバリアフリー設備のある避難場所をふやしていただきたいと思います。

といいますのも、高齢者、障害者に特化した言い方ですけども、できることならば、高齢者や障害者はここ、健常者はここといったぐあいに分けるのではなく、どこにでも避難できるという安心感と、御家族も一緒に寄り添える避難場所があればもっとよいと思いました。

避難場所の周知と方法についてですが、ハザードマップを全戸に配布済みということ、そして、市報にも6月号に掲載と、ホームページへ避難場所の所在地と地図を掲載しているとのことでした。

まず、ハザードマップですが、全戸に配布されているとのことでしたが、私は初めて拝見させていただきました。こちらに関しましては、きちんと網羅されていると思いました。ただ、市報とホームページに関しましてですが、まず、若い方が見る機会が少ないと感じております。自分自身が市報に載るなどのことがなければ、見る機会は余りないと思いますし、ホームページも若い方がどれだけアクセスしているのか疑問に思います。また、高齢者がホームページを見る機会というのも、パソコンの得意な方もいらっしゃいますけども、インターネットに疎い方が多いような印象ですので、余り見る機会がないのではと感じます。私自身は市報に関しましては、イベント情報などには興味がありますので見ますが、ホームページに関しましては、年間何回開くだろうかというぐらいです。ですので、市報とホームページだけでは足りないのではと感じます。

2点目の質問ですが、実際に市報への避難所などの掲載は年間何回ほど掲載されているかです。あと、提案ですけども、市報、ホームページ以外の別の方法はどうでしょうか。例えば、そ

それぞれの区分けをした上で、チラシであれば大きく、あなたの避難場所はここですと書いたり、その下には、あなたの地区は〇〇が起りやすい地域ですだったり、障害のある家族はおりませんかや、どこであれば車椅子での避難が可能です、ベッドがありますといったことをわかりやすく掲載して、家庭のよく見えるところに1枚張れる程度にして、全戸にそれぞれの地域に分けて配布するなどの、もっとわかりやすい周知をしたほうがよいのかなと思いました。

また、学校などでもハザードマップの見方などの授業を行ったりして、子どもたちが自分の住んでいる地域の状況を知る機会をつくることもよいのかなと思いました。

ここで3点目の質問です。わかりやすく別の方法でも周知をすべきだと思うがどうか。

3回目の質問は以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の3回目の御質問3点について順次お答えいたします。

まず避難支援計画はいつごろ完成するのか、また支援計画では具体的な支援方法等を視野に入れた計画なのかという御質問だったかと思います。避難行動要支援者につきましては、平成31年3月末現在、1,148人の方々を名簿に登載し、このうち、地域支援者への情報提供について同意された284人全ての方の支援計画を作成しているところでございます。これから個人の情報の更新に合わせて避難経路の確保、避難所へのスムーズな誘導など、計画をさらに充実させるとともに、現時点で同意が得られていない方々に対しても、今後、支援計画の策定を図っていきたくと考えています。

次に2点目の、市報だけではなく別の方法でも周知できないか。御提案のわかりやすい周知方法については、今後、検討してまいりたいと思います。

最後に3点目の、避難所は年に何回市報に掲載しているのか。また、その他の周知方法についても検討をということだったかと思われまます。避難所については、毎年梅雨入り前に年1回広報みなまたに掲載しております。5月に全戸配布したハザードマップは以前と比べ見やすくなっておりますし、市のホームページは6月に新しく更新され、避難所もワンクリックで表示されるようになりました。引き続き、広報みなまた、ハザードマップ、ホームページで周知を図っていきたくと思います。

また、児童・生徒に対する防災教育、これも大変重要なことと認識しており、以前から行っているところでございます。ことし5月には、危機管理監が、葛渡小学校、緑東中学校で防災に関する講演を行っており、今後も各学校と協力しながら、防災教育に取り組んでいきたくと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。



この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時19分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。二期目となりますが、市民の皆様の負託に応えられるように、しっかりと努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回で5回目のトリを務めさせていただきます。紅白歌合戦でトリを5回務めた方は、都はるみさんと南春夫さんだそうです。あと1回努めますとスマップの記録と並びます。南春夫さんといえば、東京五輪音頭です。現在、2020年に向けた現代風にリメイクされた曲が各地の夏祭りや披露されています。本市の恋龍祭でも東京音頭を踊り、祭りを盛り上げるのもよいかもしれません。

また今回、高岡市長の熱心な招致活動によりオリンピック聖火リレー実施市として水俣市が選定されました。このようにスポーツを通じて子どもたちが生き生きと育つこと、子どもたちが夢や希望に満ちあふれる将来を迎えられるようにと願ひながら、以下、通告に従い質問に入ります。

1、子どもたちの安心・安全な教育環境について。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもたちが自然災害の犠牲や、被害者として犯罪・事故等に巻き込まれるケースが多発しており、社会問題となっています。これらの災害・事故等から、子どもたちのとうとい命を守るために、子どもたちが危険に接した際、みずから身を守る行動を身につけさせる必要があることや、安全に通行できる道路交通環境の整備。また、家族規模の縮小・共働き家庭の増加や子どもたちの生活環境の変化などにより、取り組みの一層の充実が重要となってくることから、以下お尋ねします。

①、通学路の安全点検はどのように実施されているか。

②、スクールソーシャルワーカーの設置状況はどのようになっているか。

③、学童クラブの入所要件はどのようになっているのか。

④、久木野小学校が小規模特認校として認定されたが、これまでの経緯はどのようなものであったのか。

2、農業の活性化について。

過去にも一般質問で取り上げました。水俣市の問題として、条件不利地域である中山間地であ



ること。地域から若者が流出し高齢化により、活力が失われつつあります。そのため、耕作放棄地が進んでいることや担い手不足など重要な問題が山積しております。今回は水俣の農業の強化促進に向けての基本的な構想も策定されており、提案も含め以下お尋ねします。

①、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、東部・久木野地域においては耕作放棄地の解消に努めるとあるが、具体策はあるのか。

②、新たな農業従事者に対して、農地と空き家のマッチングで取り組みを行う考えはないか。

③、今後の農産物の販路支援策はあるのか。

3、魅力ある商店街づくりについて。

少子高齢化で人口減少が進み、経営者も高齢化するなど、商店街の置かれた環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、商店街に求められる役割も変わりつつあると考えます。地域の魅力のある商店街の形をつくることは重要と考え、以下お尋ねします。

①、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みはどのように進めていくのか。

②、商店街の活性化にもつながる、サテライトオフィス誘致について、先進地視察を実施されたと思うが、成果と今後の取り組みはどのように進めていくのか。

4、特殊詐欺対策について。

後を絶たない高齢者をねらったオレオレ詐欺や振り込め詐欺などの特殊詐欺のうち、65歳以上の高齢者が被害に遭った件数は、報告されているだけで平成30年暫定値ですが1万2,867件です。特殊詐欺全体では、高齢者の被害は78%にも上りました。特に、オレオレ詐欺や還付金詐欺では被害件数の9割以上が高齢者の被害であります。このことから以下お尋ねします。

①、水俣市の被害状況はどのようになっているか。

②、被害に遭わないような対策の取り組みはどのようになっているか。

本壇から質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

子どもたちの安全・安心な教育環境については教育長から、農業の活性化については産業建設部長から、魅力ある商店街づくりについては私から、特殊詐欺対策については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 子どもたちの安心・安全な教育環境について答弁を求めます。

小島教育長。

(教育長 小島泰治君登壇)

○教育長(小島泰治君) 初めに、子どもたちの安心・安全な教育環境について、順次お答えします。

まず、通学路の安全点検はどのように実施されているのかとの御質問にお答えします。

本市では、これまでに平成24年度と平成30年度に通学路の安全点検を実施しており、学校や保護者から報告があった箇所を中心に、警察、学校、県、市の教育委員会、土木課等が連携し、交通安全及び防犯の観点から合同点検を行い、危険箇所を抽出しております。

次に、スクールソーシャルワーカーの設置状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

本市では、いじめや不登校・貧困などさまざまな問題に直面する児童・生徒に対して、関係機関による連携ネットワークを構築し、ケース会議等を通して課題解決を図る活動を行うスクールソーシャルワーカーを配置しております。

配置状況としましては、昨年度の二人で週2日の体制から、本年度は3人で週3日の体制に拡充して、子どもたちの課題解決に向けて対応しているところです。

次に、学童クラブの入所要件はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

入所の要件につきましては、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいないことが要件になっていると伺っております。

なお、保護者の疾病や介護・看護、障害なども入所要件とされているようです。

次に、久木野小学校が小規模特認校として認定されたが、これまでの経緯はどのようなものであったかとの御質問にお答えします。

昨年(平成30年)、久木野地域の自治会やPTA等で構成される久木野小学校運営協議会から、久木野小学校の抱える児童数の減少及び地域活性化の課題対策として、小規模特認校制度の導入の要望がありました。

このことを受けて教育委員会では、県内他市の状況等を調査し、自然環境に恵まれ、少人数で特色ある教育活動を展開している小規模校で、心身の健康増進や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に応えるため、また小規模校の活性化につなげるため等の理由から、小規模特認校制度は有用であると判断し、導入を決定いたしました。

その後、ことし1月には水俣市小学校小規模特認校制度に関する規則を制定し、市の広報紙などで制度周知を図り、現在、来年度から小規模特認校の久木野小学校で就学を希望する児童の申し込みを受け付けているところです。

○議長(岩阪雅文君) 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

滋賀県大津市の交差点で、歩道にいた保育園児らが自動車の衝突事故に巻き込まれ、尊い命が

奪われました。それから1週間後には、千葉県市原市の公園に車が進入し、遊んでいた園児をかばおうと女性保育士の方が負傷されております。また、川崎市では、小学校の児童らを標的にした無差別殺人事件が起こり、スクールバスを待っていた児童らを襲い、尊い命が奪われ、また多くの子どもさんたちが心身ともに傷を負ってしまいました。

このように子どもたちが巻き込まれる交通事故や子どもたちを狙う犯罪が各地で発生しています。この何げない日常の中で、いつどこで起こるか分からない交通事故や犯罪から子どもたちを守るために、行政にできることは何か、地域でできることは何か、家庭でできることは何か、そして、子どもたちみずからできることは何かと、個々に対応していくのではなく、連携し取り組むことが重要であると考えます。

本市でも学校や保護者から報告があった箇所を中心に、警察、学校、県、市の教育委員会、土木課などと連携し、交通安全及び防犯の観点から合同点検を行い、危険箇所を抽出しているということでした。

そこでまず1点目の質問は、危険箇所への対応要望があった場合、進捗管理はどのようになっているのかお尋ねします。

2点目は、交通安全、防犯教育の取り組みは実施されているのかお尋ねします。

次に、スクールソーシャルワーカーの設置状況ですけれども、本年度は3人で週3日の体制に拡充し、子どもたちの課題解決に対応されているということでした。子どもたちを取り巻く環境が複雑化している現在において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、子どもたちの置かれている状況や背景には、心の問題とともに、家庭、友達関係、地域、学校等の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っています。このことから、学校内、あるいは学校の枠を超えて、関係機関との連携をより一層強化し、問題を抱える子どもたちの問題解決を図るコーディネーター的な存在が教育現場において求められているということから、このスクールソーシャルワーカーの活用、また配置拡充、これを国も推進しています。本当はこのような制度を活用しないような社会が望ましいのですが、必要性が本市で増した場合は、増員を要望しておきたいと思います。

学童クラブの件ですが、入所要件としては、保護者が仕事で昼間家庭にいない児童であることや、保護者が疾病や介護、看護、障害などの場合も要件に当たるということでした。全国でも学童クラブを必要とする家庭は増加しており、共働きの家庭、ひとり親家庭の増加、そして放課後の安全確保、こういう観点から増加しているんだと思います。子どもたちの置かれている状況に十分配慮した上で、遊びや生活の場を提供する必要が今後もあると考えています。

そこで3点目の質問ですけれども、学童クラブのニーズは高まっており、本市では待機児童はいないのかお尋ねします。

久木野小学校の小規模特認校導入ですけれども、自然に恵まれた場所で、豊かな人間性を養うこ

とができ、少人数で目の行き届いた教育や、個々に応じた指導ができる魅力的な学校であると私も思っております。子どもたちに新たな選択肢がふえたということもよかったのではないかなと思っております。また、地域が主体となった活動も積極的に取り組んでおられますので、久木野地域の活性化にもつながると私自身期待しております。今後も保護者、地域の方々と連携し、よりよい制度となるよう協議を活発に行っていただくよう要望しておきます。質問は3点です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございましたけども、1点目と2点目については私のほうからお答えいたします。

まず、1点目ですけども、危険箇所への対応要望があった場合の進捗管理についてでございます。危険箇所の対応要望につきましては、さきに述べましたけども、合同点検で抽出した危険箇所ごとに関係機関と協議を行い、対策が実施されたものにつきましては、内容に応じて学校に情報を提供しております。

2点目は、交通安全、防犯教育の取り組みが実施されているのかとの御質問でした。まず、交通安全の取り組みにつきましては、道路の安全な通行の仕方や自転車の安全な乗り方等について学習する交通安全教室、また自転車通学生の安全意識を高めることをねらいとした定期的な自転車点検等を毎年実施しております。

次に、防犯教育の取り組みにつきましては、学校内への不審者侵入を想定した避難訓練や、通学路の危険箇所や子ども110番の家を確認するための安全マップづくり等を毎年実施しております。また、不審者対応につきましては、複数での下校を呼びかけたり、声かけ事案等が発生した場合、まず警察に通報することを繰り返し確認したりするなど、日常的な指導を行っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 学童クラブに関する部分は私のほうから答弁させていただきます。

学童クラブのニーズが高まり、待機児童はいないのかということでございますけども、本年度の待機児童数は公設民営の学童クラブにおいては24人となっており、民設民営の学童クラブにおいては2人となっております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 警察庁が平成26年から平成30年に起きた交通事故を分析した結果があります。歩行中の小学生が被害に遭ったのは5年間で5,776人だそうです。事故の半数は自宅から500メートル以内の場所で起きているので、よく知る近所の道、もしくは身近な場所での事故が多いということでもあります。また、現在、庁舎のほう、解体作業をされておりますけども、通学路に面しておりますので、登下校など、子どもたちの通行には十分注意をお願いしておきたいと思っております。



いつどこで犯罪に遭うかわからない、犯罪に対応するためには、自分で身を守り、危険を自力で回避することも重要であります。不審者が犯行意欲をなくす20メートルというのがあるんですけども、これをダッシュで思い切り走ることや、大声を出す方法、あと練習ですね、あと防犯ブザーもいざというとき使えるようにチェックし、実際に使用してみるなど、このような取り組みは家庭で行うことが基本ではありますが、定期的に学校で防犯教育を行う際に、プログラムに導入していただければより実践的な指導になるのではないかと思いますので、要望しておきます。

犯罪を起こさせないまち、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、現在も地域、企業、団体、警察、行政などの関係機関が連携し、地域の防犯力向上にまず取り組んでおられますことを、私からも心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、危険箇所への対応要望で、進捗管理は対策がなされたものについては、内容に応じて情報を提供しているということでした。危険箇所の報告を行ったが、その後の進捗状況が全くわからないという声も聞かれておりますので、ぜひその後進捗が、例えば道路工事をしましたとか、撤去しましたとか、危険な箇所があれば報告が、皆さん、地域の方とか保護者のほうからあるかと思うんですけども、そういったところのフィードバックというのも重要ではないかと思いますので、ぜひ要望をしておきます。

1点だけ質問をいたします。学童クラブの待機児童ですが、本年度は公設民営と民設民営で26人おられるということでした。さまざまな家庭環境の中で、また働く環境もさまざまであります。働きやすいまち、子育てしやすいまちであることは、若い世代や子育て世帯においては、定住や移住先を選択する際の重要なポイントでもあります。そこで、学童クラブの設置場所を確認しますと、小学校校区内に学童クラブがない地域があります。学童保育ニーズにどう対応していくのか。また夏休み期間中だけでも子どもの居場所が心配だということを聞きますので、こどもセンターや公共施設などで受け入れ検討してみてもどうか、1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 桑原議員の3回目の質問にお答えします。

内容といたしましては、校区内に学童クラブがない小学校区の学童ニーズにどう対応しているのかと、夏休み期間中の待機児童の居場所を心配するが、どのような対応を考えているのかということであったかと思えます。

現在、小学校区内に学童クラブがない校区は、久木野小学校、水東小学校及び湯出小学校となっております。そのため、現在、送迎支援事業を実施している民設民営の学童クラブの利用などを案内しているところであります。今後も引き続き、新設及び増設の検討を進めてまいりたいと考えております。

夏休み期間中につきましては、各学童クラブの利用状況等を見ながら、夏休み前に改めて入所



審査を行う予定です。また、学童クラブではありませんが、こどもセンターの利用や図書館等の公共施設の利用も案内してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、農業の活性化について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、農業の活性化について、順次お答えします。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、東部・久木野地区においては耕作放棄地の解消に努めるとあるが、具体策はあるのかとの御質問にお答えします。

農業経営基盤の促進に関する基本的な構想については、国の農業経営基盤強化促進法に基づき、熊本県が定める農業経営基盤強化促進基本方針に即して、本市が平成18年8月に策定し、平成30年3月に見直しを行ったところです。

その中で、中山間地域である東部及び久木野地区を重点区域の一つと位置づけ、担い手不足のもとで多発している耕作放棄地の解消に努めることとしております。

耕作放棄地の解消につなげていくための具体策といたしましては、これまで効率的な稲作経営につなげていくための水田の区画整理などを実施しており、地域の担い手農家や農業法人、新規就農者等への農地集積を推進しているほか、国の中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業に取り組み、集落ぐるみで取り組む農用地・農業施設などの維持保全、及び耕作放棄地解消の取り組みなどを支援しております。また、小規模農家が多い東部・久木野地区におきましては兼業農家が多く、受け手となる担い手が少ないのが現状でございます。

今後は、耕作放棄地解消につながるこれまでの事業を積極的に推進していくとともに、熊本県中山間農業モデル地区支援事業に取り組み、集落単位で将来に向けた話し合いを進め、地域全体で農地を維持保全・活用する方策を検討してまいりたいと考えております。

その一環として、平成29年10月に本市東部地域にある薄原・深川地区をモデル地区に指定し、地元農家に加えてJ A、農業委員会、行政等が一体となって、集落ビジョンの策定に向けた作業や、集落営農組織、また具体的な事業等について検討を重ねており、農地などの維持保全と耕作放棄地の解消を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな農業従事者に対して、農地と空き家のマッチングで取り組みを行う考えはないかとの御質問にお答えします。

これまで農地と空き家のマッチングについては、個別に地域の農業委員等に相談があり、農地と空き家を新たな農業従事者等に紹介して、マッチングが成立した事例もあります。

なお、さらなる農地と空き家のマッチングを推進することについては、農地情報は農業委員会が把握しているものの、空き家情報を登録する空き家バンクが現時点で空き家の登録がないた

め、農地とのマッチングによる取り組みを行うのは難しい状況です。

今後、空き家バンクの登録数が増加し、農地バンクとマッチングが可能になれば、この情報を効果的に新たな農業従事者に紹介するとともに、県や市農業委員会、JAなどと連携しながら、新たな農業従事者の確保と農業の定着に向けた支援への取り組みを検討していきたいと考えております。

次に、今後の農産物の販路支援策はあるのかとの御質問にお答えします。

本市では、農産物の販路支援策として、地産地消とみなまたブランド推進事業の中で、みなまた新鮮市、農産物フェア、及びサラたまちゃん祭りの開催支援を行っているほか、昨年度から本市で開催されている九州和紅茶サミットの開催支援などを行っております。

また、水俣市地場企業販路開拓・観光PR支援事業の中で、本市の農林水産物などの地域資源を活用した商品のPR及び販路開拓・拡大に資する物産展などへの出店を支援する取り組みを行っております。

今後はこれらの取り組みに加え、必要に応じて、国・県や熊本県南フードバレー構想推進事業の支援制度を活用できるよう推進していくほか、JAが主催し、各地域で実施されている営農座談会などで地元農業者等の意見を参考にしながら、新たな農産物の販路支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

東部・久木野地域の具体策として、区画整理の実施と農業法人新規就農者などへの農地集積の推進、また国の事業の取り組みなどを行い、耕作放棄地の解消を進めていくということだと思います。農業は多くの危機に直面しています。高齢化と担い手不足で農家数の減少により耕作放棄地もふえています。これは水俣市だけの問題ではなく、日本の農業の共通した問題でもあると思います。今後は地域全体で農地の維持保全、あと活用する方策を検討していくということで、その一環として薄原・深川地区をモデル地区に指定し、集落ビジョンの策定を行い、農地などの維持・保全と、耕作放棄地の解消に向けて推進していくということでありました。

私も過去の一般質問で耕作放棄地の解消を目的に、空き家と農地の組み合わせを行うことはできないかということ質問しております。今の答弁でも実際に成立した事例もあるということで、担当課の熱心な取り組みの成果ではないでしょうか。ただ、現在は空き家登録がないということでもありますので、水俣市はこのような取り組みに力を入れているという、市外ですね、そういうところにもPRを発信することも必要であると考えています。今後も積極的に空き家バンクの担当課と連携し、推進を要望しておきます。

自然豊かな水俣に住んでみたい、少し農業もやってみたいという考えをお持ちの方で、移住し

てきたい、そういう方も中にはいらっしゃるかもしれません。そういった方の獲得と耕作放棄地解消、そして空き家の活用、この目的というのが組み合わせやマッチングができると思うんですね。そういった中で、やはり広く皆さんに農業の魅力と、そして水俣に住んでいただきたいということが、選択肢が広がれば良いと思うんですけども、そこで1点質問です。

農地の下限面積要件を小さくしているという流れが全国で始まっています。このことから、水俣市も40アールから1アールに変更してはどうかお尋ねします。1点目の質問です。

次に、農産物の販路支援策ですが、サラたまやデコボン、かんきつ類ですね、とお茶、和紅茶など水俣には新鮮な農産物、そして加工品があります。現在は農産物フェア等の支援やPRのための物産展への出店を支援し、今後は県南フードバレー構想推進事業の支援制度を活用できるよう推進していくということでした。

このように販路支援に取り組むことは、農業者にとってモチベーションのアップと、所得向上につながります。多くの方が水俣を訪れ、特産品を購入し、食べていただき、満足していただく、そのような場をふやすことも重要であると思います。

そこで、東部・久木野地区に新たな直売所の設置について、前向きに取り組む考えはないかお尋ねします。以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点ありました。一つは、水俣市も農地の取得下限面積を40アールから1アールに変更してはどうかという質問でありました。農地の下限面積を40アールから1アールに変更したらどうかという質問でございますが、まず農地所有の下限面積は、北海道を除く地域で農地法の基準により50アールとされています。この基準について、地域ごとの実情に適さない、つまり地域の農家が所有する農地の規模が小さければ、その実情に応じた下限面積を設定することが可能とされております。このため、本市農業委員会におきましては、実情を考慮し、下限面積を40アールといたしております。この基準は水俣・芦北地域で統一した方針で運営されております。

議員御指摘の下限面積1アールにつきましては、熊本県下で四つの自治体が設定しており、基準を見ますと移住定住促進と耕作放棄地対策を主な目的としており、その区分は農振白地地区内や都市計画区域内を念頭に置いてあります。この取り組みは全国的にも始まったばかりで、具体的な成果も見えづらい状況にありますので、家屋の所有者と農地の利用を個別に考えれば、個別契約による家屋の売買、または賃貸、個別に家屋と家屋を売買や賃貸したり、農地の利用権設定による賃借、農地をまた別に利用権設定して賃借するという、そういう方法も可能でございますので、農地と空き家の情報提供は現行の制度でも対応可能な状況でございます。

このようなことから、下限面積1アールの取り組みにつきましては、ほかの状況を見ながら、

下限面積に関する情報収集や、新規就農者に関する情報の収集提供に努めたいと考えております。

なお、現在、水俣・芦北地域で40アール統一した基準で運用しておりますが、まずほかの2町と情報交換を行う必要があると考えており、情報交換を通じ、地域全体の実情が把握できれば、それに応じた基準への改定に取り組むことも考えております。

二つ目の御質問でございますが、東部・久木野地区で直販所の設置を前向きに取り組む考えはないかということでございます。東部・久木野地区での直販所の設置状況といたしましては、水俣市久木野地域振興会が運営する水俣市久木野ふるさとセンター、通称愛林館や、JAが運営する東部葛彩市場及びそのほか農家等が運営する直売所等がございます。今後新たな直売所を前向きに設置することについては、設置場所の選定、運営主体、運営にかかる経費などを考慮すると課題も多いことから、まずは既存の直売所を有効活用するほうがよいのではないかと考えております。

また、現在道の駅みなまた周辺で検討を進めている新たな物産館の準備に向けて、関係者と協議しながら、東部・久木野地区の農林水産物が出荷され、販路が拡大できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 下限面積要件ですが、熊本県下でも四つの自治体が設定していると。具体的な取り組み自体が始まったばかりですので、成果も見えづらいということだと思います。移住定住促進、また耕作放棄地の対策として、積極的にチャレンジをされている自治体もありますので、今後そういった取り組まれているところの成果次第では、ほかの自治体さんも取り組みをしてくるのではないかと、ふえてくるのではないかとというふうに思います。

ただ、私も転用など不動産登記目的の取得を防ぐために、取得した農地に対しては継続して耕作をする旨の誓約書、もしくは農用地の利用計画書とかですね、そういったものを提出をする、もしくは条例で縛る、そういうことは大事ではないかなというふうに思っておりますので、現在は水俣・芦北地域で40アールに統一されておりますけども、先進地の動向、あと成果を研究していただいて、小規模の農地を取得したい方、小さな面積の農地がついた家を購入したい、そういった方々に選択肢をふやすことは重要ではないかなというふうに思っております。また、改定に向け、取り組んでいただきますよう要望しておきます。

また、新たな直売所なんですけども、現在ある直売所を有効活用する方向性であると認識いたしました。確かに東部・久木野地域の方々が農産物をつくった場合に、物産館とか、あとはエムズのところとかに持っていかれる際には、どうしても自分で持っていかないといけないということがあります。こういった中、高齢者がふえる中で免許を返納された場合とかですね、そういっ



た場合には持っていきたくても持っていけないという現状が今後出てくるのではないかなというふうに思います。

そこですね、道の駅みなまた周辺で検討している新たな物産館計画の中で、ぜひ東部・久木野地域も含めてですけれども、山間部の方々が農産物を売りたいという方々に対して、巡回集荷の構築を要望しておきたいと思います。

また、6次産業化の推進も農業の活性化には特に重要と考えています。県南フードバレーの推進がそれだと思うんですけれども、地域の資源を活用し、利益の向上を図るばかりか、事業の展開規模によっては、新たな雇用も生まれるのではないかと思います。ですので、地域の産業を活性化させる原動力になる可能性は多分に秘めており、水俣の農業を支える重要な鍵になっていくことは間違いなくと思います。ですので、J Aあしきたさんを初め、関係機関と連携していただき、水俣の農業がより活性化することを期待しまして質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、魅力ある商店街づくりについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、魅力ある商店街づくりについて、順次お答えします。

まず、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みはどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

本市における商店街振興に対する施策としては、商店街内のにぎわいづくりや、地域活動を支援するいきいき商店街づくり事業等支援補助金、特産品開発や、地域活性化イベント等を推進する団体を支援するまちづくり団体等支援補助金がございます。

また、商品開発や販路拡大に関する各種補助事業に加え、店舗の魅力向上のため店舗リフォーム補助金も創設しております。

さらに現在、創業支援事業補助金の創設を予定しており、商店街に加入することでさらなる優遇措置の拡充を考えております。

本市としましては、これらの事業の周知を積極的に行い、活用の促進を図るとともに、商店街の皆様の御意見を伺いながら、水俣商工会議所等の関係機関と連携し、より商店街の皆様のニーズに応えられるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、商店街の活性化にもつながるサテライトオフィス誘致について、先進地視察を実施されたと思うが、成果と今後の取り組みはどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

先進地視察につきましては、平成30年7月5日、6日の日程で担当部署である経済観光課にて実施しております。

視察地の宮崎県日南市では、市内にある油津商店街の空き店舗に、IT企業のサテライトオ



フィスを誘致した事例があり、本市でその事例を生かせないか、検討する目的で実施をいたしました。

この視察を踏まえ、本市ではサテライトオフィス等、大規模な用地を必要とせず、商店街の空き店舗等にも立地可能な企業の誘致を推進するため、水俣市産業支援サービス等立地促進補助金を設立いたしました。今後はさまざまな機会を捉えて、市内外へ本事業の積極的な周知を図り、商店街の活性化、さらには地域経済の振興に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

商店街活性化という流れで見えますと、アーケードの設置や駐車場を設けるといった、いわゆるハードを整えることで、客足につながるという時代が終わりまして、次に盛んにイベントを行うようになってきました。しかし、イベントをやれば人は来るが、さっぱり商店街の売り上げにはならない、何のためにイベントをやっているのかという、これは全国で起こっている状況です。さまざまな自治体で支援策を打ち出し、活気がある魅力ある商店街づくりに取り組んでおられますが、成功している商店街は一握りであるのが現状です。

このような中、私も過去の一般質問で、商店街など空き店舗を活用し、商店街の活性化と新たな雇用創出が目的であるサテライトオフィスの誘致について質問をしております。その後、担当課の方々が視察をされ、さまざまな情報をもとに、今回、水俣市産業支援サービス等立地促進補助金というものを創設されたということで、前向きに取り組んでいただくことを今後も期待をしたいと思います。

また、商店街のにぎわいづくり、特産品開発、イベントなど支援する取り組みや、店舗リフォーム補助などを実施、さらに創業支援事業補助金の創設を予定されており、行政のできる支援というものは、あらゆる措置を講じておられるのではないかなと考えております。

しかし、行政ではなかなか解決できない問題があります。経営者の高齢化による後継問題であります。そこで、水俣市の現状はどうかお尋ねします。

また、2019年10月からの消費税増税に伴い、低所得者に配慮する観点から、消費税の軽減税率制度が実施されることになりました。10%に増税されるだけであれば、レジや受発注システムは8から10への修正を行えばよいのですが、現在のレジのシステムでは、ほとんど単一消費税の対応しかできません。しかし、今回の法律改正は、10%消費税と8%消費税の両方を表示できるレジや受発注のシステムを導入もしくは改修をしなければなりません。そこで、複数税率対応レジ導入など、補助への考えはないかお尋ねします。2点質問です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございまして、1点目が、経営者の高齢化による後継者不足ということがあるけれども、水俣ではどうなんだという御質問でございますが、経営者の高齢化につきましては、昨年度実施をしました事業継承に関するアンケートの結果によりますと、本市の60歳以上の経営者の割合は、全体の約65%を占めており、中小企業庁が示しました全国値の約53%を上回っております。また、事業継承につきましては、本市におきましても、後継者不在が大きな課題として挙がってきております。

二つ目の御質問の複数税率の対応レジ導入の補助金を考えてはどうかという質問でよかったかと思えます。複数税率対応レジの導入等につきましては、現在、国の軽減税率対策として、中小企業小規模事業者等消費税軽減税率対策の補助金がございます。

内容を一部御説明いたしますと、レジ1台当たりには上限20万円で、費用の4分の3を補助するなど、非常に手厚いものとなっております。本市といたしましても、本補助事業を水俣商工会議所と連携しながら、積極的に周知するとともに、申請などのサポートを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 複数税率対応レジの導入については、商工会議所と連携し、経営者の方々のサポートをしていただけるということで、安心しました。

後継者問題ですけども、本市でも大きな課題であります。行政が支援するというのは難しい状況ではないかと感じております。私は将来的には商店街は姿を大きく変え、全く別の形になるのではないかと思います。規模を縮小しつつ、独特な場所として残れる道があるのではないかとこのように思っています。

地域との結びつきが強い店舗が残り、また訪れたいと思う空間といいますか、表現が難しいですけども、要は地域の状況、もしくはニーズに対応した店舗、高齢者のニーズだとか、子育てのニーズ、あと若者世代のニーズ、世代が違えば、訪れる目的も違います。そういった中で商店街の中に高齢者の方々が集まって趣味を楽しむ場所だとか、子育て世代の方が集まり情報を交換する場所とか、あと子どもたちであれば遊び場、もしくは図書館、勉強、学習をする場、そういった空間ですね、そういった目的を持った場所に人々が来るのではないかとこのように思っています。

これは実際、行政や商工会議所が連携し、できることは人を誘導する、人の流れをつくるという取り組みが必要ではないかなというふうに感じております。図書館、こどもセンター、高齢者のコミュニティ、市営住宅、そういった設置が可能か不可能かは検討はできるのではないかと思います。今思い起こすと、庁舎建て替えの問題があったときに、商店街の近くに市庁舎を持ってくればどうだろうという話を皆さんも覚えていらっしゃると思いますけども、そういう人の流れが

変わると、そこに商店街に人々が来ると、通ると。そして品物を買っていただく、そういう人の流れというものをつくり出すことは、行政や商工会議所でもできるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、サテライトオフィス、もしくは企業誘致、もしくは若者の方がよく利用されるような有名輸入雑貨店ですね、そういったものを呼ぶことで、そういった方々の世代の方も訪れます。このように人の誘導、人の流れ、これをつくることは行政でもできるのではないかなというふうに考えています。

そして、何より重要なのは、そういった新しい客層、人の流れが変わったときに、その方々に対して、品ぞろえは今のままでいいのか、接客やサービスを多様化できないか、お客さんが必要としているものは何なのか、自分の店でも提供できないか、こういったことを経営者も考え直す必要があります。ですので、店舗経営者の自助努力も非常に重要であると思っております。今後は、店舗や水俣商工会議所など、関係機関と連携し、商店街がまちの顔として人々が集まり、楽しく快適に過ごせる魅力的な空間づくり、そして人々の誘導策の検討、そういったものをしっかりと取り組んでいただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、特殊詐欺対策について、答弁を求めます。

岩下福祉環境部長。

（福祉環境部長 岩下一弘君登壇）

○福祉環境部長（岩下一弘君） 次に、特殊詐欺対策について、順次お答えします。

まず、水俣市の被害状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣市内で過去3年間、特殊詐欺として受理された件数は、平成28年が2件、29年が2件、30年がゼロ件となっております。被害金額は28年が約143万円、29年が約53万円とのことでした。

ことし2月上旬、本市で実際にあった特殊詐欺の手口としては、高齢者世帯に電話をかけ、市役所職員の名前を語り、年金の還付金があると、コンビニエンスストアのATMで手続を指示したものでした。不審に思われ、市役所の担当課へ直接電話があったことから、幸いに、未然に防ぐことができました。

次に、被害に遭わないような対策の取り組みはどのようになっているかとの御質問にお答えします。

特殊詐欺の未然防止策として、まず水俣市消費生活センターに常駐している消費生活相談員がまちかど健康塾や老人クラブ、地域の集まり等で出前講座を開き、最新の悪質商法や特殊詐欺などの事例を紹介し、注意喚起を行っております。併せて自宅に不審な電話があった場合は、早急に警察に連絡するよう助言しております。また、警察とも連携して防災行政無線や各種イベントでの振り込め詐欺防止キャンペーンの広報啓発を実施しております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

水俣市の被害状況ですが、過去3年間で4件、被害金額は196万ということでした。熊本県で平成31年の1月から5月までの振り込め詐欺被害は24件発生し、被害額は5,000万円を超えています。全国を見てみますと、平成30年度中の振り込め詐欺の認知件数は前年に比べ9%減少し、被害額も約5.8%減少しました。これは警察や金融機関等での防止というものが生きてきているのではないかなというふうに思います。

しかし、類型別で見ますと、架空請求詐欺や還付金詐欺は減少していますが、オレオレ詐欺は約7.6%増加しております。本市でも高齢者に電話をし、市役所職員の名前を語った還付金詐欺があったということですが、未然に防ぐことができたということで安心したところですが、警察庁によると、高齢になるほど被害に遭わないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向があるそうです。被害に遭わないような対策の取り組みとしては、先ほど答弁にもありましたまちかど健康塾や老人クラブや地域の集会などで出前講座を開き助言することや、警察と連携し、防災行政無線や各種イベントでの振り込め詐欺防止キャンペーンの広報啓発を実施されているということでありました。

このような中、新たな自治体の対策として、振り込め詐欺やアポ電の対策に高い効果のある特殊詐欺対策電話機などの購入にかかわる費用の一部を補助する動きがありますが、水俣市も補助を行う考えはないかお尋ねします。1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 岩下福祉環境部長。

○福祉環境部長（岩下一弘君） 桑原議員の2回目の質問にお答えいたします。

特殊詐欺対策電話機等購入に際し補助金の考えはないかということでございます。特殊詐欺対策内蔵の電話機やモジュラーケーブルと電話機を接続した録音機能を搭載した後づけタイプと2種類の機器が各社から販売されているところでございます。特殊詐欺班は録音を嫌いますので、このような電話機等は特殊詐欺対策の有効な手段の一つと認識しておりますが、購入の補助金につきましては、県内他市では導入しているところがございまして、必要に応じて検討させていただきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 質問はありませんけども、先ほど特殊詐欺対策の電話機の補助のお話ですけども、依然として高齢者をだましてお金を取ろうと思うそういった方がいるということで、多くのテレビや新聞で頻繁に注意を促しているにもかかわらず、依然として被害に遭ってしまう高齢者の方が多いということでもありますので、県内自治体では補助を行っているところはないということでもありますけども、今後検討していただきまして、要望して終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午後2時31分 休憩

---

午後2時45分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第47号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第48号水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---



日程第5 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第49号令和元年度水俣市一般会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第50号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第51号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第52号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第53号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第10、議第54号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第55号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第11、議第55号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

---

#### 議第55号

##### 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月27日

提出者

議会運営委員会

委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

##### 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第70条(見出しを含む)中「起立」を「起立又は挙手」に、「起立者」を「起立又は挙手をした者」に改める。

第76条中「起立」を「起立又は挙手」に改める。

第131条(見出しを含む)中「起立」を「起立又は挙手」に、「起立者」を「起立又は挙手をした者」に改める。

第137条中「起立」を「起立又は挙手」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

##### (提案理由)

会議及び委員会の表決を適正に行うため、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

松本議会運営委員長。

(議会運営委員長 松本和幸君登壇)

○議会運営委員長（松本和幸君） 議第55号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、会議及び委員会の表決を適正に行うため、本案のように制定しようとするものであります。

よろしくお願いいたします。

日程第12 議第56号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議第57号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、議第56号水俣市一般会計補正予算第2号についてから、日程第13、議第57号水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。

### 議第56号

#### 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,513,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		23,526	2,600	26,126
	1 繰越金	23,526	2,600	26,126
補正されなかった款に係る額		16,487,390		16,487,390
歳入合計		16,510,916	2,600	16,513,516

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 土木費		1,537,650	2,600	1,540,250
	5 都市計画費	587,020	2,600	589,620
補正されなかった款に係る額		14,973,266		14,973,266
歳出合計		16,510,916	2,600	16,513,516

### 議第57号

#### 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年6月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		509,088	2,600	511,688
	1 繰入金	509,088	2,600	511,688
7 市債		209,900	48,000	257,900
	1 市債	209,900	48,000	257,900
補正されなかった款に係る額		285,653		285,653
歳入合計		1,004,641	50,600	1,055,241

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		350,132	50,600	400,732
	1 公共下水道事業費	350,132	50,600	400,732
補正されなかった款に係る額		654,509		654,509
歳出合計		1,004,641	50,600	1,055,241

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 182,500				千円 206,500			
過疎対策事業	260,000				50,000			
災害復旧事業	1,400				1,400			
計	209,900				257,900			

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第56号令和元年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ260万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ165億1,351万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計操出金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第57号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,060万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,524万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、委託料及び工事請負費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第56号及び議第57号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時53分 休憩

---

午後2時53分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど議会運営委員長並びに市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第55号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

議第56号水俣市一般会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

議第57号水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第46号から議第54号までの議案9件及び議第56号から議第57号までの2件、計11件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第55号は委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって議第55号委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7月3日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、7月2日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時55分 散会

令和元年7月3日

令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 令和元年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和元年7月3日（水曜日）

午前10時54分 開議

午前11時57分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

令和元年7月3日 午前10時54分開議

- 第1 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第4 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第56号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議第57号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第13 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

第14 議第59号 特別委員会の名称変更について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時54分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員から、去る6月25日の本会議における発言の中で、不当な発

言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員からの発言の取り消しを許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

令和元年6月25日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和元年7月3日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、真野頼隆議員外8人から特別委員会の名称変更案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社みなまたの経営状況報告1件が提出されましたので、議席に配布しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第46号 新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第47号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第48号 水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第4 議第49号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議第50号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）



日程第6 議第51号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第52号 令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第53号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第54号 令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議第56号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議第57号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議第57号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてまで11件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場における使用料を見直すため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号令和元年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に移住定住推進事業、SDGs推進事業、第6款商工費に、道の駅・海の駅整備事業、物産振興強化事業などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業ほか1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地方創生SDGs総合戦略会議（仮称）について、どういった方に委員をお願いするのかとただしたのに対し、従来から設置されていた地方創生に関するまち、ひと、しごとの有識者会議に、SDGsの分野について、詳しい方に加わっていただき、15名程度を想定してい

るとの答弁がありました。

また、会議において取り組む内容をただしたのに対し、地方創生とSDGsの2つの側面から取り組む予定である。

まず、地方創生については、国の地方創生の総合戦略が今年度で終了となり、年末に第2期の戦略が示されると伺っており、地方自治体でもその後1月から3月に、地方版総合戦略を策定することが求められると思うので、それに向けて取り組んでいく。

次に、SDGsについては、内閣府がSDGs未来都市を掲げており、本市においても2020年度の選定に向けて、エントリーすることを想定しているため、これに関する提案書をまとめる作業を行っていくとの答弁がありました。

また、果樹競争力強化推進事業補助金について、市が補助金を上乘せすることで、どういった効果が期待できるのかとただしたのに対し、主に水量計を導入して、デコボン栽培における水量のデータを把握する実証試験等を行うことにより、デコボンの合格率の向上と、プレミアムデコボンの生産技術の確立が期待できるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,095万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億464万1,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費に、工事請負費の増額、人事異動に伴う人件費の減額を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として公共下水道事業ほか2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、県道水俣港大黒町線改良工事に伴う汚水枝線付替工事について、本市側の予算で対応することになるのかとただしたのに対し、通常、占用物件が支障になった場合は、占用者が移設することが許可条件になっており、本市側の予算での対応となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号令和元年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を12万円減額して、補正後の収益的収入の額を4億7,688万7,000円に、収益的支出の額を733万円減額して、補正後の収益的支出の額を3億5,556万9,000円に、第4条に定める資本的支出の額を25万7,000円減額して、補正後の資本的支出の額を4億2,438万円とし、第6条に定める企業債に、地方公営

企業災害復旧事業を追加し、水道事業施設整備事業を廃止している。

補正の内容としては、収益的収入には児童手当繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人件費の予算が大きく減額になっている理由についてただしたのに対し、今年4月の人事異動で、3名ずつの職員の転出と転入があり、人数的に見れば増減はなかったが、転入者の年齢が比較的、若かった等の理由で、予算が大きく減額となったとの答弁がありました。

また、委員から水道業務については、技術職の中でも、ある程度、経験を積まないと難しい部署であると認識している。市民のニーズに応え、業務に支障をきたすことがないように、人事異動については、総務課とも十分に協議を行った上で、慎重に対応いただきたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号令和元年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ260万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ165億1,351万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金を計上している。

なお、財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第57号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,060万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ10億5,524万1,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款 公共下水道事業費において、委託料及び工事請負費を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、丸島雨水ポンプ場のポンプ設備補修工事について、国、県の補助金を活用できないのかとただしたことに対し、市が策定している下水道ストックマネジメント計画において、ポンプ設備更新の計画を立て、整備局へ申請をしていれば、補助金を活用できる可能性もあったが、今回は突発的な部品の故障であったことや平成30年から令和4年までの期間を、第1期とする計画に、牧ノ内雨水ポンプ場のみをメニューとしてあげていたため、残念ながら、補助金を活

用することができなかった。

また、起債については、県と協議を行った結果、公共下水道事業債を使うことになったとの答弁がありました。

なお、委員から、今回の突発的な部品の故障を含め、今後どのようなかたちでポンプ設備を更新していくかが、非常に重要になってくると思う。コストの問題等もあるが、十分な検討をお願いしたいとの要望もありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第47号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の利率の見直し等を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害援護資金の据置期間経過後の貸付け利率を3%から1.5%に改正するとのであるが、近隣自治体の状況についてただしたのに対し、熊本地震の際に貸付けを行っている市町村においては、3%で貸し付けているところもあるが、近隣自治体も概ね1.5%であるとの答弁がありました。

また、本市における貸付け実績についてただしたのに対し、平成15年度の豪雨災害時に実績があるが、その分はすでに償還済みであり、その後の貸付け実績はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市まちかど健康塾事業の利用促進を目的として、利用者負担金を廃止するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、利用者負担金の金額についてただしたのに対し、150円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号令和元年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第4款衛生費に予防接種事業、第9款教育費に小中学校施設耐震化推進事業、小中学校施設整備事業などを計上している。

これらの、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、小中学校施設耐震化推進事業、小中学校施設整備事業を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、劇団四季が行う公演への小学生の送迎業務委託料が計上されているが、その公演の予定日と対象者についてただしたのに対し、本公演は、劇団四季が子どもを対象として招待する「こころの劇場」という事業であり、公演予定日は、来年2月3日で、小学生を対象としているとの答弁がありました。

また、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の内容についてただしたのに対し、10月からの消費税率引き上げに伴い、子どもの貧困に対応するための国の給付金であり、対象者は、10月31日現在において、これまで法律婚をしたことがなく、かつ11月分の児童扶養手当を受給する父または母である。給付額は1万7,500円で、来年1月の児童扶養手当の定時払いと合わせて支給する。申請手続きは、8月の児童扶養手当の現況届の手続きの際に予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○厚生文教委員長（谷口明弘君） 次に、議第50号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ210万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,553万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動に伴う人件費の増額、第5款保健事業費に特定健康診査等事業費の増額を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整している



との説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特定健康診査事業費の内容についてただしたのに対し、特定健診受診後、保健師による保健指導に係る費用であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,307万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって、調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第52号令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ335万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億2,191万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費に、人事異動に伴う人件費の減額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年6月28日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第46号	新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第49号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第53号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第54号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第56号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

議第57号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
-------	------------------------------	------	------

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年6月28日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

#### 記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第47号	水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第48号	水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第49号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第50号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第51号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第52号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

○議長（岩阪雅文君） これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） これから採決します。

議第46号新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第57号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてまで、11件を一括して採決します。

本11件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本11件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本11件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年6月28日

総務産業常任委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年6月28日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年7月1日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第13 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（岩阪雅文君） 日程第13、議第58号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議第58号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和元年7月3日提出

水俣市長 高岡利治

住所 水俣市栄町1丁目1番19号

氏名 平尾雅述

生年月日 昭和30年11月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第58号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、平尾雅述委員の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き推薦いた

したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意をもって積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第58号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

○議長（岩阪雅文君） 議第58号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

---

日程第14 議第59号 特別委員会の名称変更について

○議長（岩阪雅文君） 日程第14、議第59号特別委員会の名称変更についてを議題とします。

---

議第59号

特別委員会の名称変更について



上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
令和元年7月3日

提出者議員	真野 頼隆
〃	木戸 理江
〃	小路 貴紀
〃	桑原 一知
〃	岩村 龍男
〃	田口 憲雄
〃	谷口 明弘
〃	牧下 恭之
〃	松本 和幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

特別委員会の名称変更について  
公害環境対策特別委員会の名称を環境対策特別委員会に改める。

(提案理由)

公害環境対策特別委員会の開催実績からして、環境全般にわたり幅広く議論する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

提出者代表真野頼隆議員。

(提出者代表 真野頼隆議員登壇)

○真野頼隆君 議第59号特別委員会の名称変更について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公害環境対策特別委員会の開催実績からして、環境全般にわたり幅広く議論する必要があるため、公害環境対策特別委員会の名称を環境対策特別委員会に改めようとするものであります。

なお、私たちとしては、設置目的を変えるつもりはなく、水俣病問題を決して議論しないということではないことを申し添えておきます。

何とぞ、全会一致の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

(「なし」「議長」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 平岡議員。

○平岡朱君 議第59号特別委員会の名称変更について、2点質疑をいたします。まず、1点目です

が、議会のルールについて勉強する際に使うこの「議員必携」の運営に関する基準の第8章109条には、特別委員会の名称は、審査または調査もしくは設置の目的を冠して呼称するとあります。今回、議案にあがっている特別委員会の調査内容は、水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について、となっています。この調査内容からして、名称には、水俣病または公害をつけなければならないと判断しますが、これについては、どのように判断されるのでしょうか。これが、1点目です。

また、2点目に提案理由の中に環境全般にわたり幅広く議論する必要があるため、とあります。この環境全般とは、具体的にどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 真野頼隆議員

○真野頼隆君 ただ今の質疑に対して答弁をいたします。まず、我々としては、設置目的はそこは変えないということでありますので、そこは、私は問題にはならないと思っております。それと2点目の「環境全般にわたり」ということはどういうことかということですが、現在メガソーラーとかプラスチックごみとか住環境とか、そしてまた森林伐採とかそういう問題が、非常に多くの環境全般にわたった問題が、今、いろいろ起きております。そういうこと、環境全般にわたるということは、すべての環境、公害ももちろん含めて、すべての環境にわたってということでございます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡議員。

○平岡朱君 ご答弁いただきましたので、2回目の質疑をいたします。

1点目に議論の中に先ほどの提案理由からも水俣病も含まれるということですが、改めてこれはご確認です。水俣病も含まれるということですね。これが1点目です。

そして2点目ですが、議論内容に水俣病が含まれるのであれば、議会運営の基準からすると、やはり、名称には、水俣病か公害をつけるものかと判断します。ほかの特別委員会もこの基準にのっとり調査内容に関した名称がつけられているものだと判断していました。この特別委員会については、その基準は無視していいということでしょうか。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。

○真野頼隆君 まず、この環境全般にわたりという事は水俣病問題も含まれるのかという事ですが、もちろん含まれます。それと2番目の質疑に対しては、たぶん、見解の相違かなと私はそういうふう判断をいたします。

○議長（岩阪雅文君） 平岡議員。

○平岡朱君 議論内容に水俣病は含まれるという答弁を受けて、議案提出された全ての方にお尋ねいたします。内容に変わりがなく、水俣病は特別委員会の中で議論していくのであれば、なぜ、名称を変える必要があるのか、改めて教えてください。

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。

（発言する者あり）

○議長（岩阪雅文君） 代表者にしか質問できませんので。3回までです。

（発言する者あり）

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。

（「提出者責任持ってくださいよ」「そうですよ」という者あり）

○議長（岩阪雅文君） 松本議員。

○松本和幸君 提出者の1人ですので、答弁をいたします。中身については、何ら先ほど真野議員が言われたとおり変わらないわけですから、今後とも水俣病問題がそういう議案が上がってくればこの環境対策特別委員会で議論をするということで、皆さんそれは一致して提出しております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次、質疑ありませんか。

杉迫議員。

○杉迫一樹君 先ほども代表者にしかという話ですけども、許可は、他の方にもお聞きしていいというのはお聞きしているのでよろしいでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 再度、お願いします。

○杉迫一樹君 はい。じゃ内容だけ言います。

○議長（岩阪雅文君） 簡潔にお願いします。

○杉迫一樹君 議会運営委員会メンバー以外の提出者にお聞きします。平成3年に公害対策特別委員会から公害環境対策特別委員会と環境という言葉が追加され変わっておりますが、この変化についてどう思われますか。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時29分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○杉迫一樹君 公害を外すことで幅広くなるということですけども、どのように幅広くなるのですか。

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。

○真野頼隆君 いろいろ諸問題というのは、これから時代時代によって変わっていきます。新たな問題がまたいろいろ生まれてきますし、そういった問題、だから、全ての環境全般にわたって、いろんな、先ほども申しましたように最近ではメガソーラーとかこれからプラスチックごみの間

題とか森林伐採の問題でそういうものもありますし、我々が暮らす空き家対策なんかで住環境の問題とかそういった全ての環境全般にわたってという広く捉えようということでもあります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 幅広くということで新しい環境問題だったりが出てくるということですけども、そのことというのはこれまでも同委員会でやってきたこととお聞きしておりますけども、そこにどこの何の違いがあるのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。

（発言する者あり）

○真野頼隆君 私が答えます。ここに公害環境対策特別委員会の開催実績というのが平成15年から30年までの約15年間にわたっての開催実績がありますけれども、水俣病問題がいろいろ議論されたのが、平成18年と21年の数回にわたり、あとは、メガソーラー、ダイオキシン問題ということで議論をされてきております。そしてまた、平成23年から27年のこの4年間には1回も開催をされていないと、そういう実績からしているろんな諸問題、環境に関係のある諸問題を議論するためにそういう名称のほうがいいのではないかとということでもあります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 3回目質疑終わりました。

次、ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩阪雅文君） 田中議員。

○田中睦君 2点、お尋ねします。提案理由の中に開催実績とあるけれども、その中でどのようなことが議論されたのか、開催実績の中身についてお尋ねをします。2点目、公害という言葉を外すことにより、水俣病関連で交付されている補助金への影響はないのか、2点目です。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○真野頼隆君 それでは、1点目の質疑に対しては、ここで答弁したいと思います。平成18年の5月26日に水俣病問題の全面解決と地域の再生振興を求める決議案というのが出されていて、そこで審議をされていると、それと、同じ日に、水俣病認定患者申請患者団体代表者との意見交換会が行われております。それと、平成21年の5月8日には、水俣病被害者救済の早期実現に関する要望書の問題で委員会で議論がされております。以上、分かっているのは、水俣病に関する件で

は、その2件かと思います。

○議長（岩阪雅文君） 田中議員。

○田中睦君 質疑は、まあ、いいです。討論で。では、開催実績、今、ご説明がありましたが、その開催実績のどこに今回公害を削る理由があるのかははっきりしません。お答えください。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

---

午前11時38分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○真野頼隆君 先ほど、平岡議員の質問の中で開催実績からしてということいろいろ例を挙げて言いましたし、そして、また、幅広くいろんな環境の諸問題を幅広く捉えるために公害という名称を削除して環境対策特別委員会にしたらどうですかという提案ですよということを、先ほど言ったかと思います。

○議長（岩阪雅文君） 田中議員。

○田中睦君 先ほど確かに水俣病問題つまり公害問題を取り扱ってきたとおっしゃいました。それではなぜ、公害を今回取り外すのか、今ひとつはっきりしません。再度、お答えください。

（発言する者あり）

○議長（岩阪雅文君） 真野議員。一緒にいいですけど、答えをお願いいたします。

○真野頼隆君 先ほど、私は、述べました。環境全般にわたって幅広く議論をすると、今までの開催実績、いろんな例を挙げて言いましたけれども、そういった事を総合的に判断して、公害という文字を取って、環境対策特別委員会の中で、公害も含めて議論できるのではないかというふうな我々の判断でございます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。



本件は、藤本壽子議員、谷口明弘議員、杉迫一樹議員、高岡朱美議員、平岡朱議員及び田中睦議員から、討論の通告がっております。

これから順次発言を許します。

初めに藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

議第59号特別委員会の名称変更について反対の立場で討論いたします。

まずもって、公害環境対策特別委員会の名称を環境対策特別委員会に改める、この議案には、納得いかない、反対でございます。公害地域としての今一度の責任と義務を考えていただきたい。この地域が、どのように水銀による被害を受けたかを、もう一度捉え直していただきたい。そして何より、不知火海一帯の人々への健康被害、そのことであります。もともと、この特別委員会は、水俣病被害者の多くの犠牲の中、やっそこぎつけた第一次訴訟の判決以前から設置されたものであります。議会は、水俣病被害者そして地域振興を含めたこの地域の再生、この問題を真摯に話し合い、市民の負託に応えてきた。この特別委員会の議事録からも見る事ができます。

さて、私事になりますけど、私が被害者の方々と一番長くお付き合いしたのは、この一次訴訟の後のことでした。訴訟後、今まで申請をためらっていた人々が、堰を切ったように名乗りを上げました。公害健康被害補償法による認定、それを求めてでした。しかしこの法律は、判断基準が見直されることになり、多くの患者が認定者と同じ症状を持っていても、切り捨てられるということになりました。被害者の皆さんと環境省への申し入れ、県庁へと行動が続きました。苦しい戦いでした。20年にも及ぶ被害者の戦いが続きました。その中で多くの申請者が亡くなっていました。私が、一番心に残っている被害者に水俣の漁村出身のSさんという方で38歳で亡くなられた方がおられました。倒れたと聞いたので、病院に行ってみると、口から鼻から血が流れていました。頭の中も出血しているとお母さんが言われました。Sさんは、海辺に生まれ海辺に育ち母も姉も水俣病の認定者でしたが、申請をしても保留という状況が続いていました。幼い時からいつも頭が痛く、手足の痺れ、転びやすく、仕事についても具合が悪くなり、何度も自殺を繰り返していました。すでに30代から高血圧が続き、脳内出血が死因の大きなことでした。このような多くの人々が、水俣病とは認められず、亡くなりました。

1995年、そのような被害者の苦しみの中で、不本意ながら被害者団体は、水俣病総合対策医療事業での救済を受け入れました。そして、2004年の関西訴訟において、水俣病の発生と拡大を防止できなかったことについて、国、熊本県の責任が認められ、その後の水俣病特別措置法へと結んでいきました。私は今、被害者団体の事務局は、辞退しておりますけれども、その時の被害実態の広がりというのは、身をもって感じる事ができました。不知火海一帯です。対岸の御所

浦、椈の木には、毛髪水銀900 p p m以上の女性がおられました。水俣病が公害の原点といわれるのは、何よりこの広範な汚染、広範な人々への健康被害に他ならないのです。

もう、今から24年前にもなりましたが、それでは、水俣病をめぐる状況は変わったのか、水俣病の被害者は苦しんでいないのか、救済をされたのか。そしてまた、現在も八幡プールはじめ市内各所に水銀が残り続け、水俣は、水俣水銀条約のその世界の中で中心的な存在となっています。被害者は裁判に立ち上がらなければならない状況が続いているではないですか。また、特措法にも、課題として約束した被害地域の健康調査もまだ終わっていません。公害そして公害地域として現存しております。確かに重い課題ではありますが、その現実から目を逸らしてはいけなく、その事実に真摯に向き合う水俣市民の姿こそ水俣を価値あるものにするのではないのでしょうか。人々の苦しみから目を逸らさないこと、水俣の次の世代のために真にどのような施策を進めるのがよいか、そのことが私たち議員の一人一人に問われているのではないのでしょうか。

昨今、水俣市民から勇気をもらいます。近年、よく聞く言葉です。水俣病の被害から安心安全な食べ物づくりへ、そして、環境首都水俣へ、若者は頑張っているんですね。テレビでよく見ますよ。この素晴らしい取り組みの基本となることは、水俣の現実から目を逸らさず、公害から何かを学び発信する、それが水俣市民にとって最も大切なことではないかと思っています。この特別委員会から公害を取るといふことの議論が始まってから多くの市民の声をお聞きしました。特に水俣病の被害者団体からは切実な要望もお伺いをいたしました。本当にこれでよいのでしょうか。日本中の人たちが、今、水俣を注視しています。水俣はどこに行こうとしているのかを世界の人々が見ているのです。決して議会は、拙速な判断はしてはいけなくと私は強く要望したいと思います。

よって、議第59号特別委員会の名称変更には断固として反対いたします。討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 議第59号特別委員会の名称変更について賛成の立場で討論します。

公害環境対策特別委員会は、もともと昭和39年、今から55年前かねてより問題となっていた公害について防止対策を講じるために公害対策特別委員会として設置されたと記録があります。また、昭和50年には、設置理由を水俣病及びこれに関連するヘドロ処理等の諸問題その他の公害対策のための調査研究をするためと変更しています。そういった先輩議員たちの議論や行動、国、県、市、水俣病の被害者の皆さん、患者団体や漁業関係者をはじめ多くの人々の努力により、1977年昭和52年から1990年平成2年まで13年間かけて水俣湾の埋立、いわゆる公害防止事業が行われエコパークが作られました。公害防止事業が終了すると、平成3年に設置理由を水俣病対策並びに環境保全の諸施策を樹立するためと変更し、名称を公害環境対策特別委員会に改めたとあります。当時は、埋立地の活用について検討する委員会として機能していたようです。さて

今回、公害環境対策特別委員会の名称を環境対策特別委員会に改めるという議案において、提案理由に公害環境対策特別委員会の開催実績からしてという部分があります。過去16年ほど遡って開催実績を調べたところ、平成15年から17年この2年間には正副委員長を決める以外の開催実績はありません。平成18年5月に水俣病問題の全面解決と地域の再生振興を求める決議案について及び水俣病認定申請患者団体との意見交換会が一度行われております。平成18年10月から平成21年3月の3年間にはダイオキシン類についての議論や意見交換など7回行われたようですが、平成22年6月以降、平成27年7月まで正副委員長を決める会議以外、開催実績はありませんでした。平成29年から平成30年にメガソーラー発電所建設に伴う河川汚濁対策について現地視察などを行っています。これは、公害対策というよりは環境対策という側面の強い視察でありました。真野代表が公害に限らず、広く環境全般にわたって議論する必要があると発言したのは、世界的に環境問題が地球規模の課題となる中で環境保全の目的で様々な審査調査をするには、公害の文字を外して、調査対象を広げようというのが我々の考え方であります。そもそも、議会における特別委員会の設置については、常任委員会と異なり、臨時特定の事件について設置されるものであり、その事件の審査や調査が終了したときに消滅することが一般的で、例えば議員の懲罰問題や決算特別委員会などがこれに当たります。現在水俣には、公害環境対策特別委員会と高速交通対策特別委員会があります。西回り自動車道については、袋インターチェンジが完成し、その後、出水と接続されれば、消滅することになるでしょう。

私の解釈では、特別委員会はその性格から公害環境対策特別委員会についても公害防止事業が終了し、エコパークの活用方法に目途がついた時点で、一度消滅して、水俣病に関する新たな問題が起きた時に設置理由を明確にして新たに設置すべきであるとこれは私の個人の見解です。

なぜなら、選挙のたびに、議員の顔ぶれが入れ替わる議会で議論の継続性を確保することは難しく、公害環境対策特別委員会も設置当初は公害防止事業という大きな問題を調査するという大義をもって活発に議論されたものの、設置から55年もたち、もはや形骸化しているということを私は考えております。

今回我々が名称変更の提案をするまで、反対されている藤本議員すら公害環境対策特別委員会の設置過程に勉強不足だったと発言されましたし、私もそうです。患者団体の皆さんや被害者の皆さん、また、マスコミの皆様方も我々がこの提案をするまで、ほとんどこの特別委員会の存在について無関心ではなかったでしょうか。重要なことは、特別委員会の名称変更の是非ではなく、特別委員会を設置するからには、集中的に特定の事件について、調査審査を行い、活発に議論し、一定の結論を導くことではないかと思えます。しかしながら、今回我々は、水俣病の問題も解決していないという立場に立ち、特別委員会の設置目的、水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題についてを変更しないと申し上げており、決して水俣病隠しとか、水俣病外しにつなが

るといった指摘は当たらないと申し上げたい。今回、我々が特別委員会の名称変更という一石を投じたことで特別委員会の存在が広く知られたことは、むしろ、環境問題や水俣病問題に関する要望や調査などが今後多く寄せられ、特別委員会の議論が活性化すれば、その存在意義はさらに高まるものと期待します。

共産党の高岡議員が議運の中の発言で、議会が公害を外すということは、もう終わったという意味にとられる。公害と向き合っている特別な交付金や予算がついているわけで国に対して、そうした支援に対して、失礼ではないかという指摘がございましたが、水俣病に関する特別な交付金を支給しているのは、国は環境省という省であります。熊本県の組織を調べた結果、昭和46年に衛生部公害課、昭和47年には、衛生部公害局の中に公害対策課、公害規制課、昭和48年から49年に衛生部公害対策局の中に公害保健課、公害規制課、公害防止事業管理課、公害防止事業技術課、昭和50年から平成元年まで公害部の中に公害保健課、公害規制課、公害防止事業課、公害対策課、公害審査課、平成2年から平成8年までに環境公害部の中に公害保健課、公害審査課が設置されていましたが、平成9年からは環境生活部に名称を変更し、水俣病対策課が設けられ、平成10年からは、水俣病対策が、水俣病保健課、水俣病審査課の2課に改変されています。水俣市の組織において、公害を関した課は、平成元年に廃止された公害防止事業課のほか、平成4年までに公害課という組織がありましたが、平成5年以降は、環境課に組織名が変更されています。国や県や市の組織がことごとく公害の文字が組織名から環境に変更されていますが、本市に対して、水俣病に対する交付金を打ち切るという動きにはつながっておりません。むしろ、水俣病を経験したまちだからこそ環境に特化したまちづくりに先進的に取り組もうとする姿勢を国や県は後押しをしてきたと理解します。

参考までに、熊本県議会にも昭和45年から昭和58年の5月まで公害対策特別委員会が設置され、水俣病に関する件を調査していましたが、昭和62年に環境対策特別委員会に名称を変更し、水俣病に関する件を調査対象にしておりました。平成15年3月には、その特別委員会は消滅しております。平成17年2月から平成19年3月まで水俣病関西訴訟最高裁判決を受けて国に提出した県の今後の水俣病対策について及びそれに関連する事項に関する調査を、平成19年5月から平成23年3月まで水俣病被害者の救済に関する調査を目的に水俣病対策特別委員会が設置されましたが、今は、県議会にも水俣病や公害を冠した特別委員会は存在しません。

これらのことを踏まえ水俣市議会における公害環境対策特別委員会も環境対策特別委員会に名称を改め、水俣病問題に関する調査はもちろんのこと、世界的に問題となっている環境問題を先駆的に調査議論することで水俣市が長年取り組んできた環境モデル都市づくりに議会としても環境問題を重視する姿勢を大いにアピールできるものであると考えます。

以上の理由から、私は、議第59号特別委員会の名称変更について賛成であります。議員の皆さま



んの御賛同をお願いします

○議長（岩阪雅文君） 次に、杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 無限21、杉迫一樹です。

議第59号特別委員会の名称変更について反対の立場から討論いたします。

この公害環境対策特別委員会の名称の変化について調査しました。同特別委員会のそもそもの名称は、昭和39年にかねて問題になっております公害、水俣病についてこれが防止対策を講ずるため、公害対策特別委員会という名称で設置されております。これは、平成3年まで同じ名称にて継続されております。その後、名称でいうところの変化は、平成3年に水俣病対策並びに環境保全の施策を樹立するため、水俣病問題と埋立地の活用について統合的に検討する委員会として、公害環境対策特別委員会と環境という言葉が追加され、様々な環境問題も含め幅広く調査するために名称の変更がなされています。であるのに、今回の名称変更について、再度、環境全般にわたり幅広く議論をする必要があるためと同じ理由から公害を外すという提案をされております。平成3年の時点で、すでに幅広く議論をするために公害環境対策特別委員会という名称を行っておりますので、公害という言葉を外すということは、議論の幅が狭まる印象でしかありません。この名称の意味を御理解されたうえで、それでも公害という言葉を外すという選択をすることに対して、理解に苦しみます。

水俣で言うところの公害とは、水俣病です。今も、水俣病で苦しんでいらっしゃる方はいらっしゃいます。私も障害をもって生活をしています。水俣病患者と私とは、障害の程度、成り行きこそ違いますが、少なからず気持ちがわかる部分があります。水俣病患者とその御家族、関係者の方々の気持ちを考えますと、市民の幸せのために動くべき市議会から公害を外すという選択をするということは、必死に生きてきた患者にとっては、見放されたというような印象にも捉えられるでしょう。公害という言葉を外せば、市民からの批判の声が、少なからず上がることは容易に想像できます。実際に反対の声も上がっています。その際に、全ての市民が納得できるような説明ができるでしょうか。水俣病が終結に向けて動き出す瞬間とは、その事実を本当の意味で認めてこそ、初めて動き出すと思います。その流れの中で、水俣病が世間的にも当事者的にも納得し、終わった話となった場合にこそ、公害という言葉は初めて外せると思います。

私たち議員は、市民の代表でもあります。市民の意見を十分に聞き入れ、一つ一つに時間をかけて、じっくり討論するべきです。今回のように市民の意見を聞くこともなく早急に事を運んでしまうことはとても市民本位の姿勢ではありません。水俣病が現在進行中ですので、この議案が出されたことで、今一度、水俣病に対して見つめ直すべきではないでしょうか。そして、そもそも幅広く議論をするために設置されている公害環境対策特別委員会の名称のまま調査協議を継続するべきだと私は思います。また、水俣病患者並びに関係者の皆様のお気持ちを酌んでいただく



ことを求めまして、議第59号特別委員会の名称変更につきましての反対の討論を終わります。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は、次の二つの理由から第59号特別委員会の名称変更反対をいたします。

一つ目に、これまでの質疑を通じ、本議案が提案された理由には、合理性のかけらもないことが、はっきりいたしました。二つ目に、このような議案を出されること自体が、水俣病被害者と水俣市民への裏切り行為ではないかと考えるからです。

水俣病は、加害企業チッソが国の庇護のもとに、水俣病の原因が工場排水であることを知りつつ、目先の利益のために流し続け、被害を拡大させた公害です。水俣病は、公害の原点といわれているように、日本と世界が初めて経験した未曾有の悲惨な大事件です。被害は、人類がこれまで経験したことのない甚大なもので、生まれることもできなかった命がありました。胎児性患者さんに見られるように人生そのものを破壊された方もいました。これらの被害を頂点として、数十万人もの水俣病被害者及び家族の苦しみは、言葉では言い表せないものであったと思います。そして、この被害はまだ続いています。私たちはまずここに思いをはせなければならぬと思います。そして、水俣病の歴史は、この状況に被害者がまず立ち上がって戦い始めた。その主張に国民が共感をし、裁判所も答えた。そして、その力で行政を動かしてきた歴史です。本来なら、住民に一番近い存在の行政がまず動かなければならぬのですが、そうはなりません。国と県は、後に加害者として責任を断罪されたように、むしろ、被害者封じ込めに回った。一方、水俣市と水俣市議会では、国民世論を受けて、昭和39年に市議会では公害対策特別委員会が設置され、動きを始めています。その後、この委員会は、公害環境対策特別委員会になっています。その足跡は、設置された当初からの日誌に刻まれています。私は、今回その記録を拝見しました。その時その時の課題に向き合い、時に委員会自ら被害者団体の聞き取りを行い、あちこち現地を視察し、国や県に陳情に行っている様子がありました。まさに、本委員会は、公害という文字を看板に掲げ、被害者と市民の負託に応えようとしてきたということがわかりました。名称変更賛成しておられる方々から最近あまり開かれていないから公害は取ってもいいという主張がありました。しかし、まだ課題が残っている。このことは、市長自らも議会で答弁されています。だからこそ、国や県もそのように対応しています。にもかかわらず、当事者である市議会が委員会を開いてこなかったことを反省こそすれ、それを理由に看板を下ろそうなどとは、お門違いも甚だしいと言わなければなりません。

今日この議会を、傍聴席からあるいはインターネットを通じて固唾をのんで見守っている市民がいます。市議会に今後も公害という看板を掲げ、しっかり取り組んでほしいと期待している市

民や国民がいます。その負託に応えることこそ市議会の役割ではないでしょうか。以上の理由から今議案には、断固反対し、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、平岡朱議員。

○平岡朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、議第59号特別委員会の名称変更について反対の立場から討論いたします。

公害環境対策特別委員会は、水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題についてが調査内容です。水俣病が発生し、公害についての対策を講じるために設置されたのが、公害対策特別委員会です。この特別委員会は、公害対策からスタートしています。水俣市議会においても、公害に対して向き合うべき特別の委員会が必要だったからであり、今もその状況は変わっていません。

今回の名称変更について、ある胎児性水俣病患者の方は、僕たちがまだいるのにとおっしゃいました。今回の議論は、単に名前を変えるという話ではありません。市議会において、公害の名を外すということは、対外的にみて、水俣病は終わったと、とらわれかねません。たとえ、そうではないと説明したとしても、じゃあ、なんでわざわざ公害を外したのかという議論になってしまいます。議会運営委員会の中で、提案者からは、決して設置目的を変えるわけではない。水俣病は特別委員会の中で議論していく。内容に変わりはないという発言がありました。先ほどの質疑の中でも、同じ御答弁をいただきました。であれば、なぜ名称を変える必要があるのか、私には理解できません。また、名称変更の提案理由に、開催実績からしてとあります。昭和39年に設置されたこの公害対策特別委員会は、深く重い歴史を持っているのだと過去の55年間の10数冊にも及ぶ日報からうかがい知ることができます。この55年もの長きにわたり、議論し続けてきた公害対策は、まだ終わっていません。平成15年から平成30年の間に開催実績が少なかったにしても、その点を勉強不足だったと認めたにせよ、今後、この委員会を生かしていくことが議会の務めではないでしょうか。

先日の一般質問で、私は高岡市長に水俣病について問いました。水俣病問題は、現在進行中であるかとの問いに対し、水俣病問題が解決したとは言えない状況であると。また、水俣病は終わっていないと考えてよいかとの問いに、水俣病の公式確認から63年経過している現在でもいまだに水俣病問題が解決に至っていないとの答弁をいただきました。つまり、市長からも水俣病はまだ終わっていないとお答えいただいたと認識しております。現に、多くの患者、被害者がいる中で、救済を求める戦いが続く中で、また、地域や年齢による不当な線引きにより、救済の道すら開けていない方がいる中で、市議会における委員会の名称から公害を外すということは、あまりにも失礼で無責任な話だと思います。

水俣市における環境復元も道半ばです。委員会の設置目的の中に、環境保全とあります。メガソーラー、プラスチックごみなど広範な部分の環境について考えることももちろん必要ですが、

水俣においては、公害を防止するための公害に由来した環境保全を行う責務があるはずです。本市の公害問題に対処するために設置されたこの特別委員会において、その公害についての課題を残したまま、名前だけを変えなければならない理由は、見つかりません。この特別委員会の在り方を考えても、設置からのこの55年の歴史を見ても、公害という名は残すべきだと考えます。

いまだに残る水俣病の課題に対し、向き合っているという姿勢を示すうえでも、水俣市議会における特別委員会の名称は公害環境対策特別委員会であるべきであり、名称変更については、改めて反対です。議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、田中睦議員。

○田中睦君 無限21の田中睦です。

反対の立場で討論に参加します。

水俣にあっては、水俣病という公害。公害は、加害被害がはっきりしている問題というふうに捉えられます。その、水俣病が起こり、多くの生き物の命が奪われ、今も苦しんでいる人々がおられます。その公害水俣病から学んだ命と健康の破壊を繰り返さないこと。また、そこから生じる差別を繰り返さないという決意から、私たちの生きる環境をより良いものにしていこうという考え方が生まれてきたのではないのでしょうか。出発点に、原点に水俣病、公害というものがあるというふうに考えます。本特別委員会の設置目的や審議内容を変えないのなら、なぜ、名称だけを変える必要があるのか、まったく理解ができません。

この、名称変更問題は、議会内だけの問題ではないと考えます。水俣市政の根幹にもかかわる問題だと捉えています。今もって解決しない水俣病問題に真摯に向き合う姿勢、その姿勢が問われている。水俣病という公害問題が存在するから、公害健康被害補償法による患者保障の仕組みがあり、公健法にかからない未認定患者救済の仕組みとして不十分ながら特別措置法というのでできてきました。しかし、その特別措置法でも救済もれがあり、現在、裁判を戦っている人が多数存在します。これは、公害問題が今現在も続いているということです。そして、水俣病問題があり、その対策のために国から多くの補助金が交付されています。この、補助金交付への影響について疑問に答えられていません。これは、市民生活にも直結する問題だと考えられます。そこまで、検討をして提案すべき問題だと思います。単なる名称変更にとどまらないということはこのことも含まれています。

もっと、この問題については、もっと広く市民の意見を聞くことが必要ではないのでしょうか。特に当事者である患者、被害者の意見に謙虚に耳を傾けることが、大切ではないのでしょうか。この、水俣市議会の歴史に汚点を残さないよう、議員各位の良識ある判断を求めて、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、挙手により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(発言する者あり)

○議長(岩阪雅文君) 挙手は多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和元年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 平 岡 朱

署名議員 牧 下 恭 之



## 令和元年6月第3回水俣市議会定例会（6月14日～7月3日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第46号	新水俣駅東駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	総務産業	7月3日 原案可決	
議第47号	水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	厚生文教	7月3日 原案可決	
議第48号	水俣市まちかど健康塾事業の負担金に関する条例を廃止する条例の制定について	6月14日	厚生文教	7月3日 原案可決	
議第49号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月14日	各 委	7月3日 原案可決	
議第50号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月3日 原案可決	
議第51号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月3日 原案可決	
議第52号	令和元年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月3日 原案可決	
議第53号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	総務産業	7月3日 原案可決	
議第54号	令和元年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月14日	総務産業	7月3日 原案可決	
議第55号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	6月27日	省 略	6月27日 原案可決	
議第56号	令和元年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月27日	総務産業	7月3日 原案可決	
議第57号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	6月27日	総務産業	7月3日 原案可決	
議第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	7月3日	省 略	7月3日 原案可決	
議第59号	特別委員会の名称変更について	7月3日	省 略	7月3日 原案可決	

### 〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告3号	繰越明許費の報告について	6月14日
報告4号	繰越明許費の報告について	6月14日
報告5号	事故繰越しの報告について	6月14日
報告6号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月14日
報告7号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月14日

報告8号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	6月27日
報告9号	株式会社みなまたの経営状況報告について	7月3日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	7月3日	総務産業	7月3日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	7月3日	厚生文教	7月3日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	7月3日	議会運営	7月3日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				